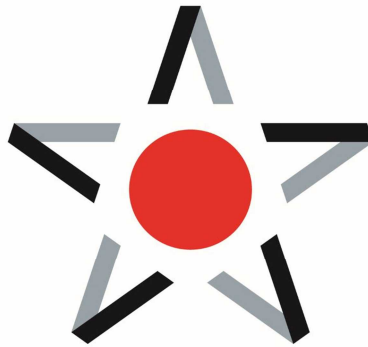


第8次旭川市総合計画 点検報告書



令和8年8月
旭川市

【目 次】

1	はじめに.....	1
2	本市を取り巻く状況.....	2
	（1）全国的な社会経済情勢.....	2
	（2）人口.....	4
	（3）地域経済.....	7
	（4）安全・安心な暮らしの確保.....	11
	（5）財政.....	14
3	第8次旭川市総合計画の進捗状況.....	17
	（1）第8次旭川市総合計画体系図.....	17
	（2）進捗状況点検票.....	19
	基本政策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり.....	19
	基本政策2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進.....	23
	基本政策3 互いに支え合う福祉の推進.....	28
	基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進.....	31
	基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり.....	37
	基本政策6 魅力と活力のある産業の展開.....	43
	基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出.....	48
	基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築.....	53
	基本政策9 環境負荷の低減と自然との共生の確保.....	58
	基本政策10 安心につながる安全な社会の形成.....	63
	基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり.....	67
	基本政策12 広域連携によるまちづくり.....	72
	基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり.....	74
	（3）都市像の実現に向けての重点テーマの進捗状況.....	79
	（4）都市づくりの基本方策の進捗状況.....	87
	【参考】成果指標の状況.....	91



1 はじめに

本報告書は、第8次旭川市総合計画（平成28年度～令和9年度）の最終年度に向け、同計画に掲げられた成果指標の達成状況やこれまでの成果、課題等を把握し、新しい総合的な計画の策定に資することを目的として、令和7年度末の状況（一部の統計数値等を除く）を基に作成したものである。

○ 第8次旭川市総合計画の構成

- ・第8次旭川市総合計画は、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けた中長期的なまちづくりの方向性を示すものである。総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための将来ビジョンである「基本構想」と、基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組の方向を体系的に明らかにした基本政策プランである「基本計画」で構成されている。また、基本計画は実効性をより高めるため、社会経済情勢に変化等を踏まえて原則4年ごとに見直すこととしており、令和元年度と令和5年度にそれぞれ見直しを行っている。
- ・都市像の実現に向けては、本市の目指すべき方向性を5つの「基本目標」とし、その目標を実現するために13の「基本政策」を掲げており、基本政策ごとに、基本政策に位置付ける分野別施策の方向性である「施策」を示している（17・18ページ参照）。

○ 本報告書の構成

- ・本報告書は、本市を取り巻く状況を概括的に示す部分と、第8次旭川市総合計画の体系に基づく進捗状況を示す部分で構成している。
- ・各基本政策については、進捗状況点検票により、成果指標の進捗状況、基本政策に係る施策の主な取組や課題、目標の達成状況、点検評価等を示している。
- ・主な取組の年度表記については、その取組を開始、又は実施した年度を括弧書きで表記しており、計画期間開始前から継続している取組は（継続）と記載している。
- ・都市像の実現に向けての重点テーマの進捗状況については、各テーマに関連する施策の推進状況、現状と課題等を示している。
- ・都市づくりの基本方策の進捗状況については、各基本方策に関連する個別計画の策定状況、現状と課題等を示している。

○ 成果指標について

- ・基本政策に掲げる目標像の達成度合いを客観的に計るため、基本政策ごとに、41（再掲1含む）の成果指標を設定している。
- ・成果指標には、計画の最終年度（令和9年度）で達成すべき目標値を定めているものと、全国や全道の水準を目標としているため目標値自体が変動するものがある。

○ 市民アンケート調査について

- ・本報告書では、旭川市民アンケート調査の結果を使用している。
- ・調査結果により、総合計画の各基本政策に位置付けられた各施策の満足度や重要度のほか、成果指標の現状値の把握などを行っている。なお、満足度や重要度については、施策ごとに、34の施策における順位を示している。 ※（●●/34）
- ・各施策の満足度、重要度については、令和7年度の調査結果を加工して点数化したもので、満足度の場合、「満足」を5点、「まあ満足」を4点、「どちらともいえない」を3点、「少し不満」を2点、「不満」を1点として各回答を点数化し、合計した点数を全回答数（無回答を除く。）で除して算出している（小数点以下第2位を四捨五入。重要度も同様。）。
例：満足3人、まあ満足2人、不満5人の場合の点数
 $((5 \text{ 点} \times 3 \text{ 人}) + (4 \text{ 点} \times 2 \text{ 人}) + (1 \text{ 点} \times 5 \text{ 人})) \div 10 \text{ 人} = 28 \div 10 = 2.8 \text{ 点}$

2 本市を取り巻く状況

(1) 全国的な社会経済情勢

ア 社会の変化

第8次旭川市総合計画の計画期間は、人口減少と少子高齢化が一層進行し、国においては地方創生の取組を継続するとともに、働き方改革や多様な人材の活躍に向けた取組を進めてきた。令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行は市民生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼしたが、令和5年5月の「5類」移行により直接的な影響は収束し、テレワークなどの新しい働き方が広がった。令和4年以降はエネルギーや食料価格等の上昇により基調的に物価高が続く中、高い水準の賃上げが続き、日本銀行も政策金利の引上げを進めるなど、経済は物価と賃金がともに上昇する局面へと移行している一方で、原油価格や通商政策など海外情勢の動向による不確実性が大きい状況となっている。

本市においても、人口減少と少子高齢化が進む中、子育て世帯への切れ目のない支援や健康福祉都市の実現に向けた健康づくりの推進により人口減少の緩和と高齢社会への適応の双方に取り組むとともに、令和2年の旭川空港の運営民間委託、令和5年の旭川市立大学の開学や新総合庁舎の開庁、令和6年度から市内中心部における民間の開発事業への支援を拡充し、都市機能の誘導やまちの新たな基盤づくりを進めてきた。直近では、物価高が市民生活や中小企業の経営に重くのしかかり、幅広い業種で人手不足が深刻化する一方、訪日外国人旅行者の増加により観光需要は着実に高まっている。人々の価値観やニーズが多様化する中、人口減少を前提としながら、こうした社会の変化を的確に捉え、市民が安心して暮らせる環境とまちの活力の維持・向上につなげていくことが求められている。

イ デジタル化

国においては、平成28年の官民データ活用推進基本法の制定や令和3年9月のデジタル庁の設置により、行政のデジタル化を加速させてきた。デジタルや新技術の活用により地方の社会課題の解決や活性化を図る取組が進められており、令和7年12月には「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定された。生成AIが急速に普及する中、総務省の「自治体DX推進計画」では、行政手続のオンライン化に加え、「書かない窓口」、「ワンストップ窓口」などのフロントヤード改革を推進することとしている。

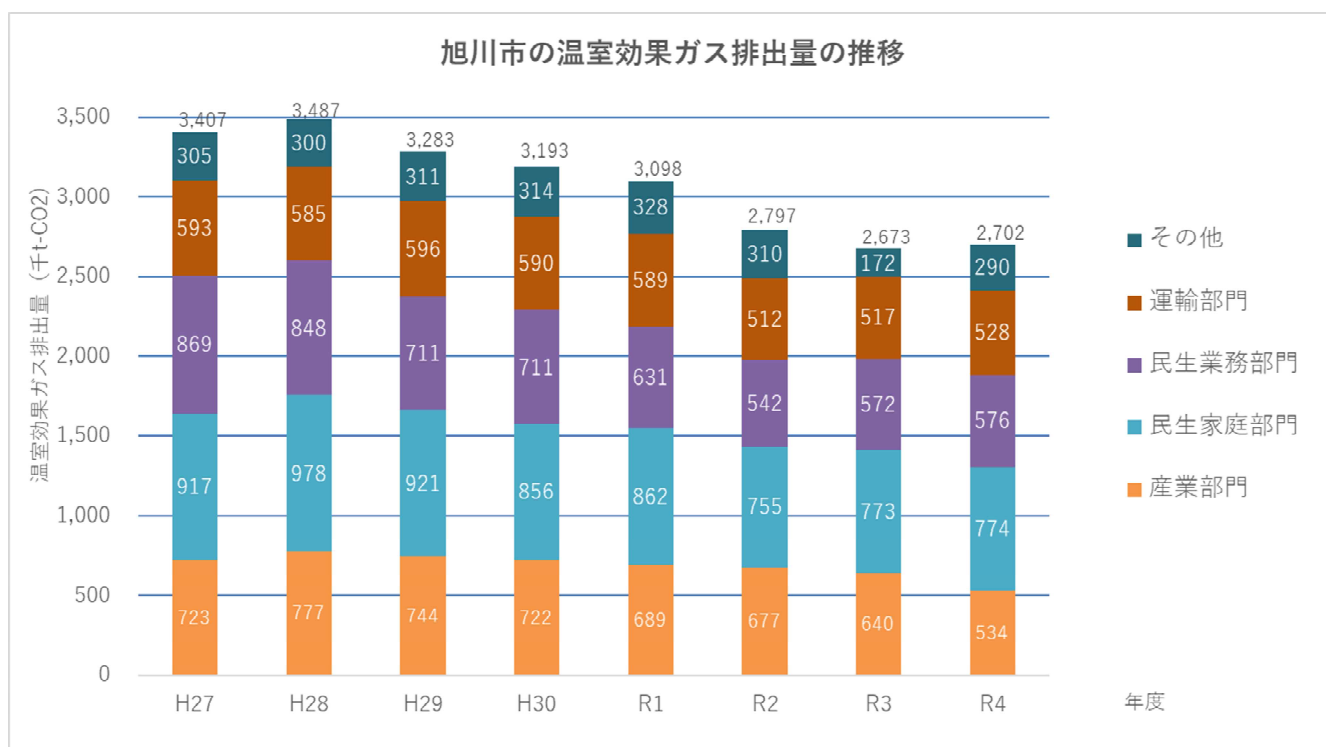
本市においても、マイナンバーの本格運用開始、業務システム最適化の推進、ブロードバンド基盤の整備などを進め、令和3年8月には「旭川市デジタル化推進方針」を策定してDXに取り組んできたが、加速度的に変化する情報社会に対応するため、令和7年1月に「旭川市dX加速化方針」を策定し、日本一のデジタル行政を目指した取組を進めている。特に、「次世代窓口旭川モデル」など窓口業務を重点領域としてDXを推進しており、AIを活用することにより「行かなくてもいい」「行っても簡単」など、市民の利便性向上と職員の業務効率化を両立する次世代の窓口づくりに取り組んでいる。

ウ ゼロカーボン

国においては、平成28年のパリ協定の発効以降、地球温暖化対策を本格化させ、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言した。令和7年2月には「GX2040ビジョン」、「第7次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの新たな削減目標として、2035（令和17）年度に2013（平成25）年度比60%、2040（令和22）年度に同73%の削減を掲げ、令和8年度からの排出量取引制度本格稼働に向け、脱炭素に向けた取組を加速させている。

本市においても、平成27年10月に「旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を

策定し、令和 3 年 10 月に「ゼロカーボンシティ旭川」を表明した上で、令和 6 年 3 月に同計画を改定した。改定後の計画では、2030（令和 12）年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 48%削減することを中期目標、2050（令和 32）年度に実質ゼロとすることを長期目標として定めている。本市の排出量は、2022（令和 4）年度（確定値）で 2,702 千 t-CO₂ となっており、基準年度の 2013 年度（3,489 千 t-CO₂）比で 23%減少したが、中期目標の達成には令和 4 年度の排出量から更に 33%程度の削減が必要であり、脱炭素に向けた取組の一層の推進が求められている。



（資料：令和 4 年度温室効果ガス排出量レポート（区域施策編））

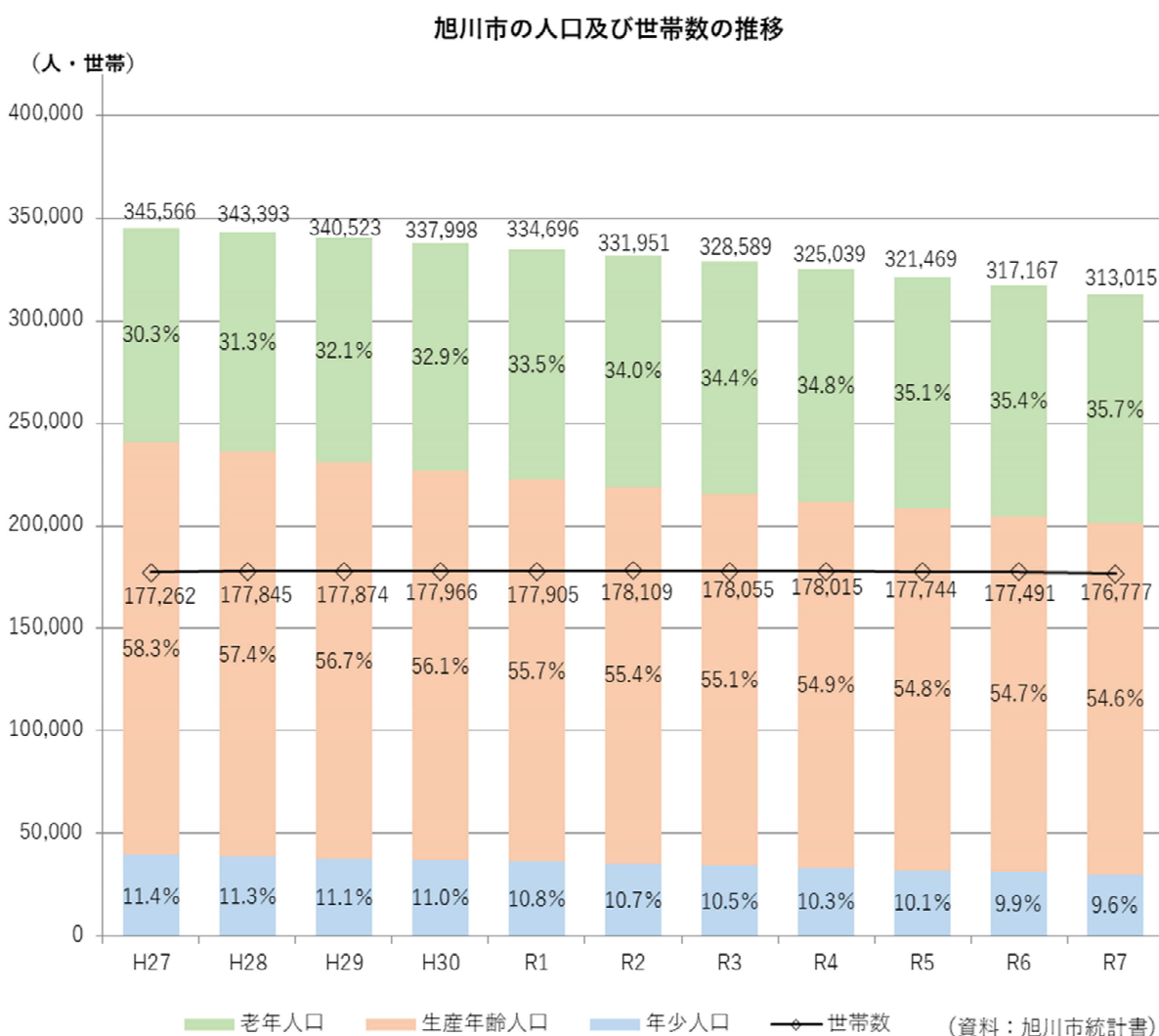
(2) 人口

ア 総人口の減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在（確定値）では 1 億 2,321 万 9 千人で、前年から 58 万 3 千人減少し、15 年連続の減少となっている。少子高齢化も更に進んでおり、65 歳以上の人口（老年人口）が総人口に占める割合は、29.4%と過去最高を記録する一方、15 歳未満の人口（年少人口）割合は 10.9%で過去最低、15 歳以上 65 歳未満の人口（生産年齢人口）割合は 59.7%で前年に比べ 0.1 ポイントの上昇となっている。

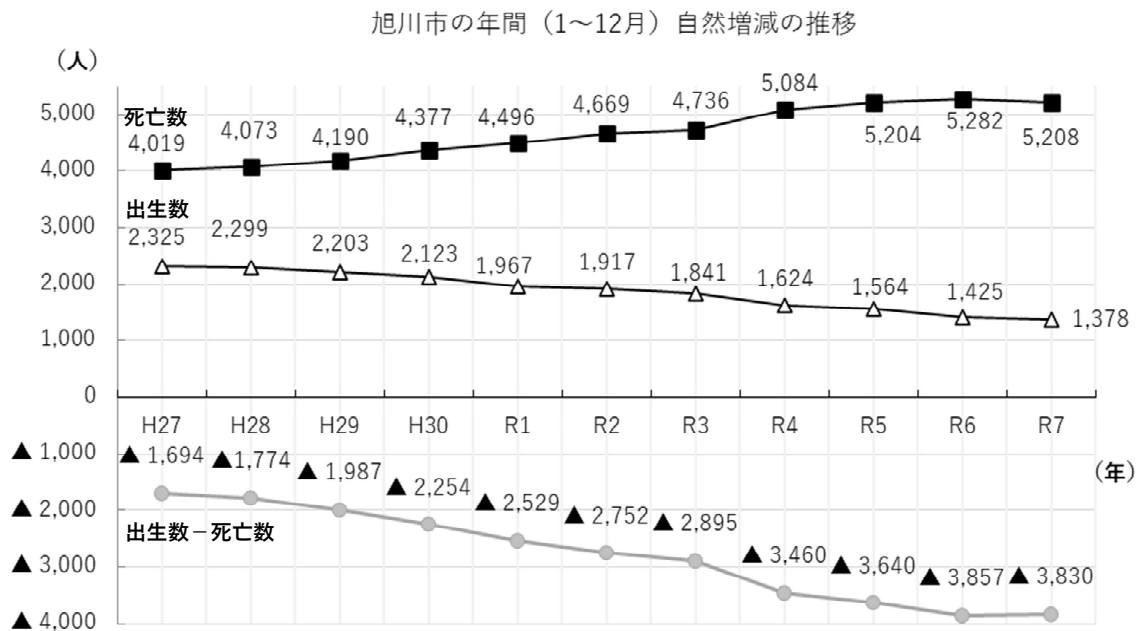
本市においては、平成 10 年から人口減少が続いており、令和 7 年 10 月 1 日現在、313,015 人で前年から 4,152 人減少している。老年人口割合は 35.7%（令和 6 年同日は 35.4%）で全国平均を上回る早い速度で高齢化が進んでいる一方、生産年齢人口、年少人口割合は全国平均を下回る状態が続いている。

また、世帯数については、核家族化の影響等により増加傾向が続いてきたが、近年は減少傾向で推移しており、人口減少の影響と推測される。



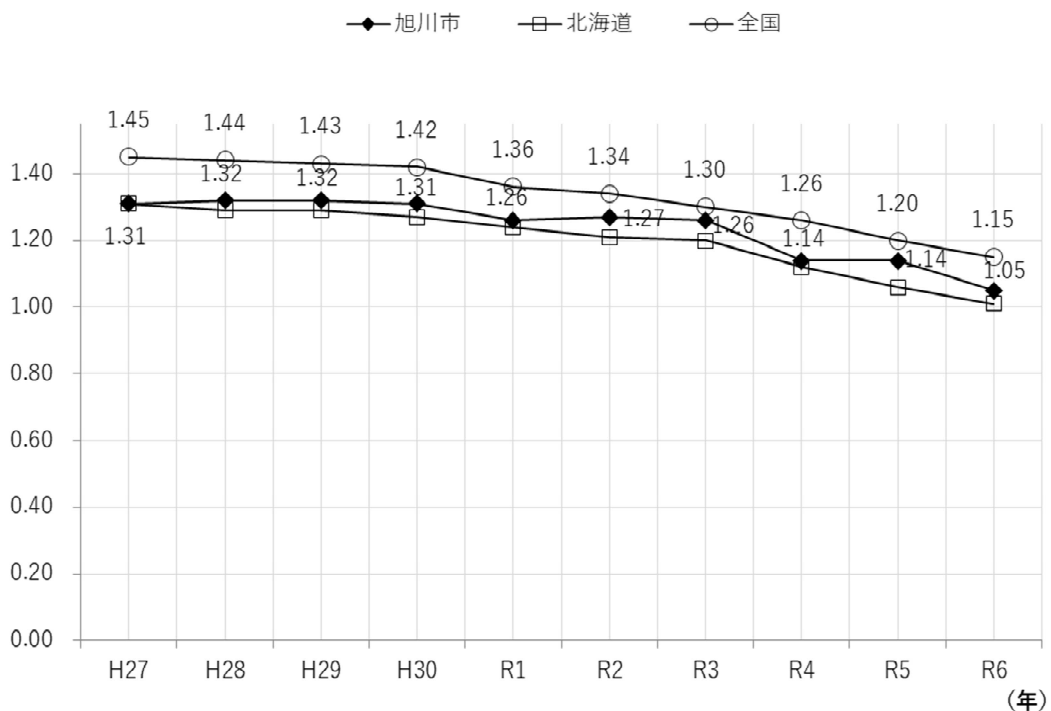
イ 自然減の拡大

人口増減の要因としては、出生数と死亡数の差で表される自然増減と、転入者数と転出者数の差で表される社会増減に分類される。自然増減については、少子高齢化を反映し、死亡数については令和6年まで増加し高止まる一方、出生数については減少が続き、自然減は平成28年の1,774人から令和7年には3,830人に拡大している。また、合計特殊出生率は全国的に下降が続いており、本市においても平成28年の1.32から令和6年には1.05に下降している。



（資料：旭川市統計書ほか）

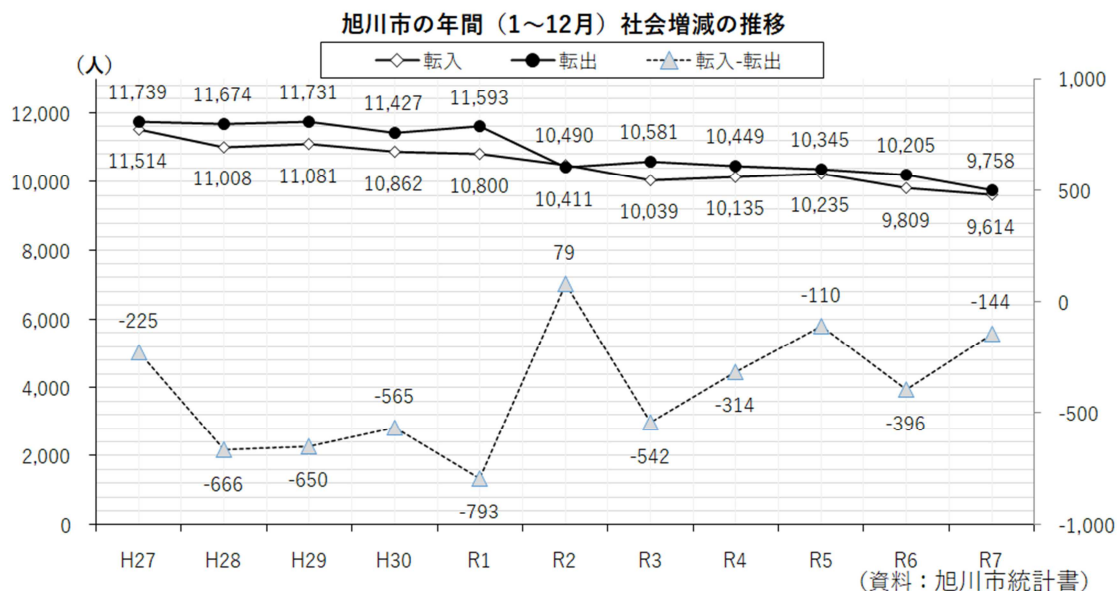
合計特殊出生率の推移



（資料：厚生労働省人口動態統計，旭川市）

ウ 社会増減の変化

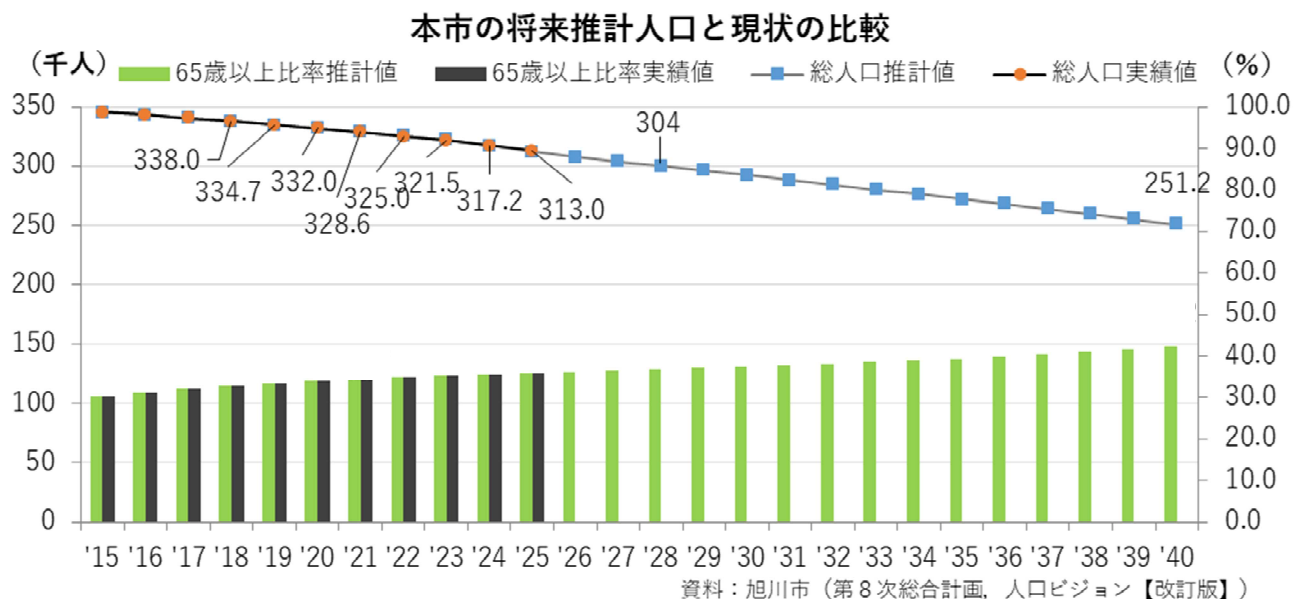
本市は、転出者数が転入者数を上回る転出超過、いわゆる社会減が続いてきた。令和2年は、平成9年以来24年ぶりの社会増となったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限の影響等もあったものと推測され、令和3年からは再び社会減が続いている。



エ 推計人口との比較

本市の人口は、第8次総合計画基本構想における推計を下回って推移しており、直近の人口動態の実績を分析し反映した「人口ビジョン【令和7年3月改訂版】」において推計人口を時点修正した。令和元年から令和5年までの状況が続くと想定した推計パターンでは、計画最終年度である令和9年（2027年）の人口を約30.4万人と推計（第8次旭川市総合計画基本構想では31.2万人と推計）しており、当該パターンの推計人口の令和7年（2025年）時点の推計値と現状を比較すると、実績値が推計値を1,272人上回った（基準月日はいずれも10月1日）。これは、令和6年から令和7年にかけて死亡数がやや減少し、人口減少のペースが想定よりも緩やかになったためである。

今後とも推計値に近い状態で人口減少が推移すると見込まれる中、人口減少の抑制に向け、北北海道の拠点都市として、都市機能を維持し、まちの活力の創出や次代を担う人材の確保など中長期的な対応が必要である。



(3) 地域経済

ア 全国的な状況

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、非正規雇用労働者の採用を進めた結果、賃金全体が伸び悩んだ。第8次旭川市総合計画の計画期間の前半も、こうした状況が続く中にあった。令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行による落ち込みを経て、令和4年以降の物価上昇を契機に、深刻化する人手不足を背景として、令和5年春闘から賃上げの動きが広がり、5%を上回る賃上げが2年（令和6・7年）連続して実現し、名目GDPは600兆円を超えるなど、成長と分配の好循環が動き始めている。一方、物価変動の影響を除いた実質GDPの伸びは名目GDPの伸びと比べ緩やかであり、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は依然として厳しい状況に置かれているほか、通商政策をはじめとする海外の動向は、輸出の減少や家計・企業のマインドの慎重化を通じて、我が国経済を下振れさせるリスクとなっている。こうした中、物価上昇を上回る賃上げを起点とした成長型経済への移行を確実なものとするのが求められている。

イ 産業別就業構造

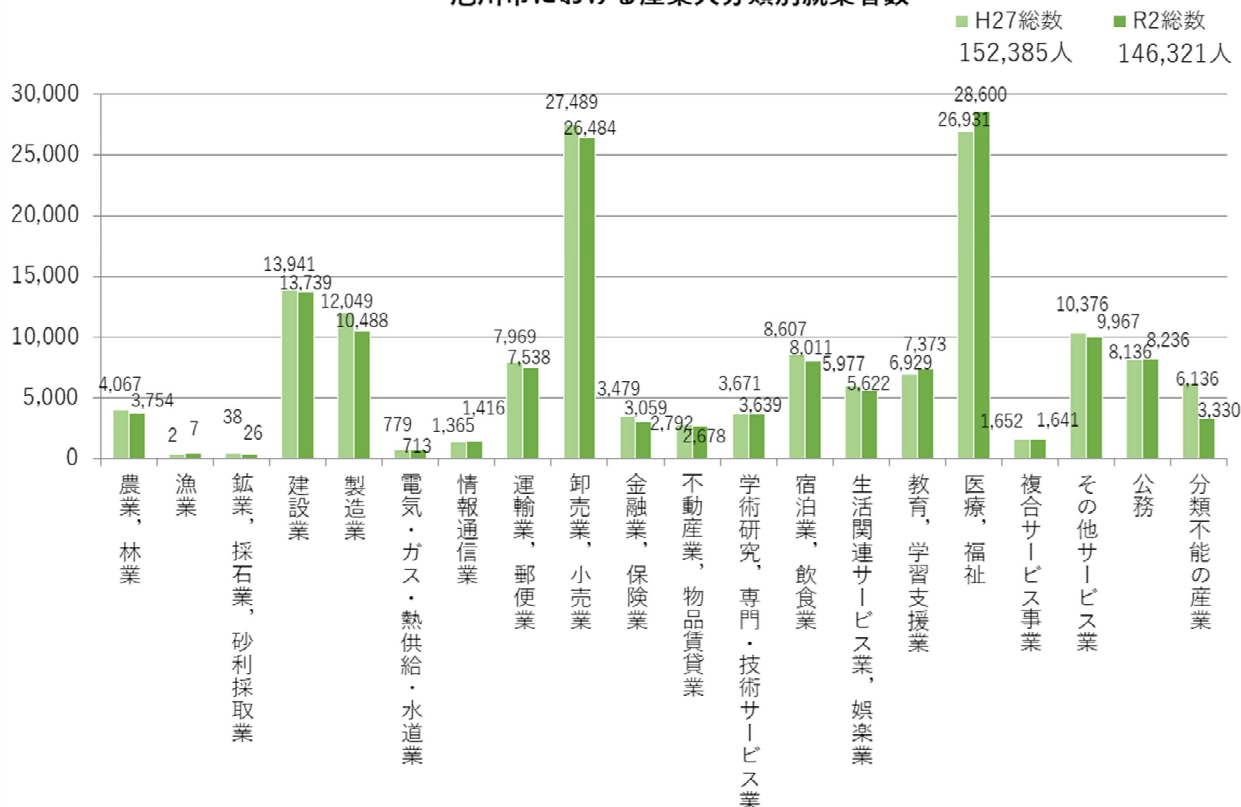
国勢調査産業等基本集計によると、本市の就業者数は令和2年調査で146,321人と前回調査（平成27年）より6,064人減少した。

就業者の多い主な産業は、医療・福祉（28,600人）、卸売業・小売業（26,484人）、建設業（13,739人）、製造業（10,488人）などとなっている。

平成27年と令和2年の産業分類別の増減比較では、製造業（1,561人減）、卸売業・小売業（1,005人減）、宿泊業・飲食業（596人減）、運輸業・郵便業（431人減）などで就業者が減少となる一方、医療・福祉（1,669人増）、教育・学習支援事業（444人増）などで増加している。

(人)

旭川市における産業大分類別就業者数



(国勢調査産業等基本集計(総務省統計局))

ウ 商品販売額・製造品出荷額等の状況

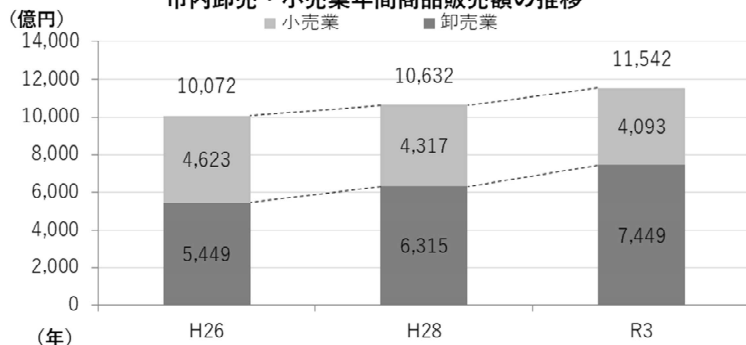
市内卸売・小売業における年間商品販売額の合計は、平成 28 年調査時の 1 兆 632 億円から令和 3 年調査では 1 兆 1,542 億円と増加した。うち、卸売業では 6,315 億円から 7,449 億円と増加し、小売業では 4,317 億円から 4,093 億円と減少している。

製造業では、製造品出荷額等が平成 28 年調査時の 2,153 億円から令和 6 年調査では 2,245 億円と 92 億円増加している。

製造品出荷額等から原材料費などを除いた粗付加価値額も、平成 28 年調査時の 800 億円から令和 6 年調査では 822 億円と 22 億円増加している。

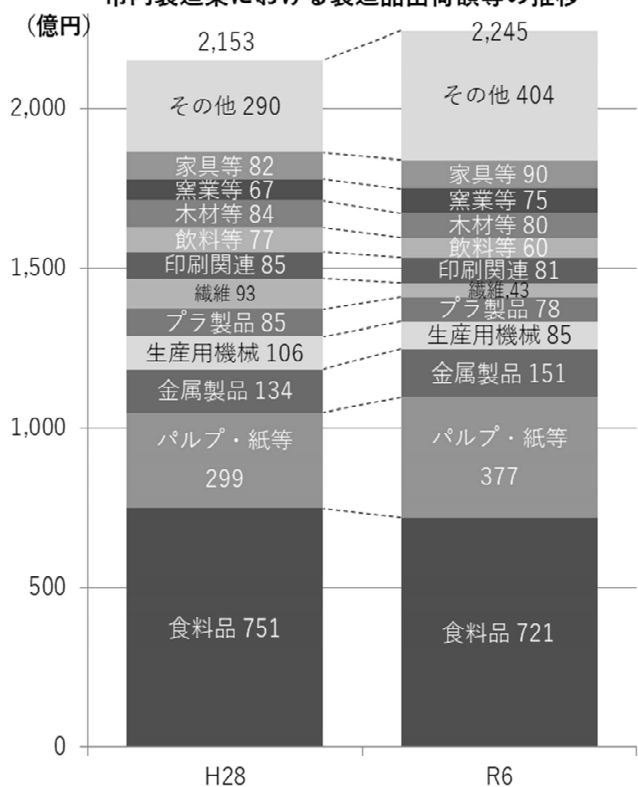
製造品出荷額等の増加とともに粗付加価値額の増加は、所得の向上、消費の増加といった地域経済の好循環につながることから、引き続き、消費者の嗜好などを踏まえた品質の高い商品づくりを進めるとともに、消費者から品質に見合う高い評価を受けられるよう積極的な P R を行いながら、ブランド力を高めていく必要がある。

市内卸売・小売業年間商品販売額の推移



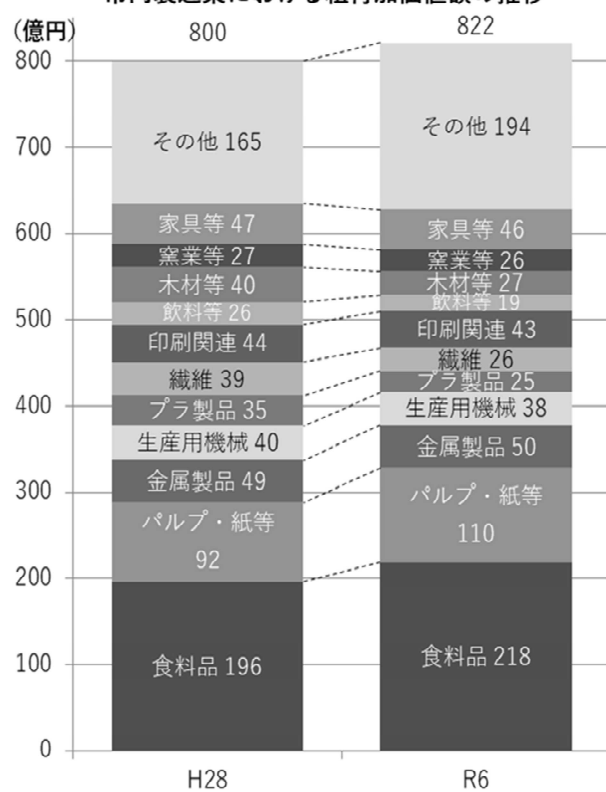
(資料：経済センサス、商業統計調査（経済産業省）)

市内製造業における製造品出荷額等の推移



(資料：工業統計調査)

市内製造業における粗付加価値額の推移



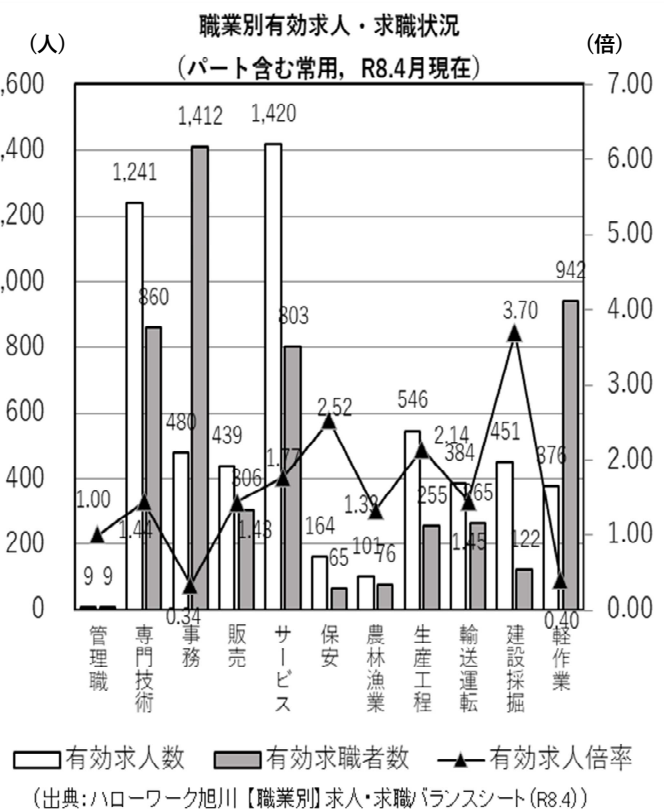
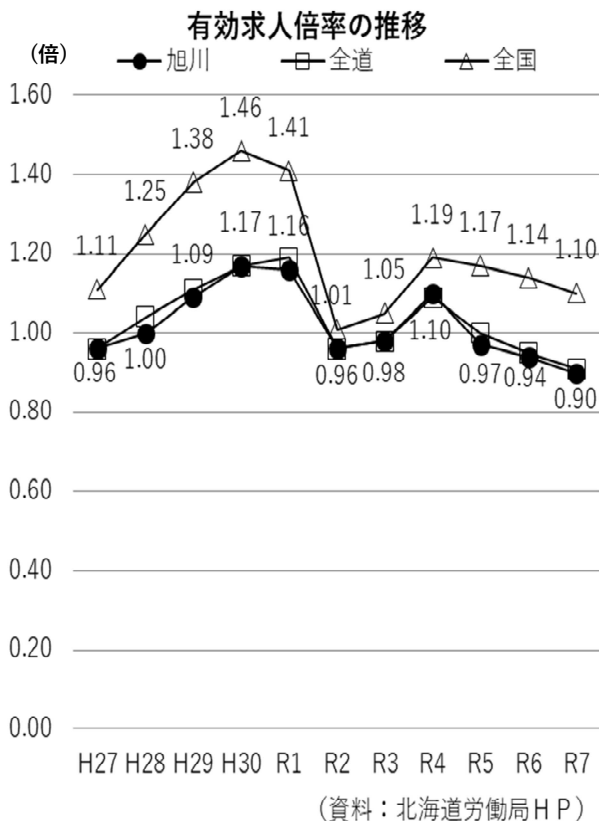
(資料：工業統計調査)

エ 雇用環境

有効求人倍率（常用計）は、平成 28 年度の全国 1.25 倍、全道 1.04 倍、旭川（ハローワーク旭川管内）1.00 倍から上昇し、平成 30 年度から令和元年度にピークを迎えたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度に落ち込んだ。令和 4 年度に一旦回復した後は 3 年連続で低下し、令和 7 年度は全国 1.10 倍、全道 0.91 倍、旭川（ハローワーク旭川管内）0.90 倍となっている。

旭川（ハローワーク旭川管内）の職業別では令和 8 年 4 月現在で、事務（0.34 倍）と軽作業（0.40 倍）で、求職者が求人数を大きく上回る一方、建設採掘（3.70 倍）、保安（2.52 倍）、生産工程（2.14 倍）、サービス（1.77 倍）などでは、求人数に対して求職者が大きく下回る状態となっており、これらの職業では人手不足感が増していると見込まれる。

人口減少・高齢化とともに労働力人口も減少することが見込まれる中、地域産業の活力を維持していくためには、働きやすい就業環境の整備や多様な雇用形態への対応とともに、若者はもとより、女性やシニア世代など多様な人材を活用していくことが重要である。



オ 観光

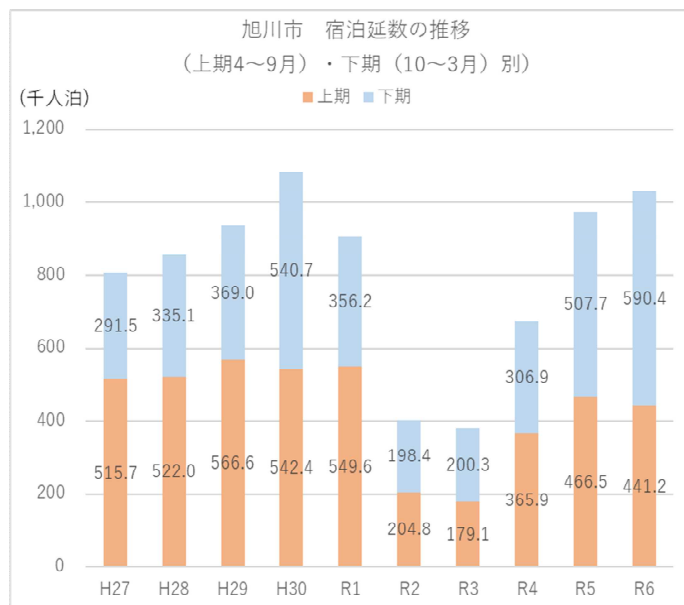
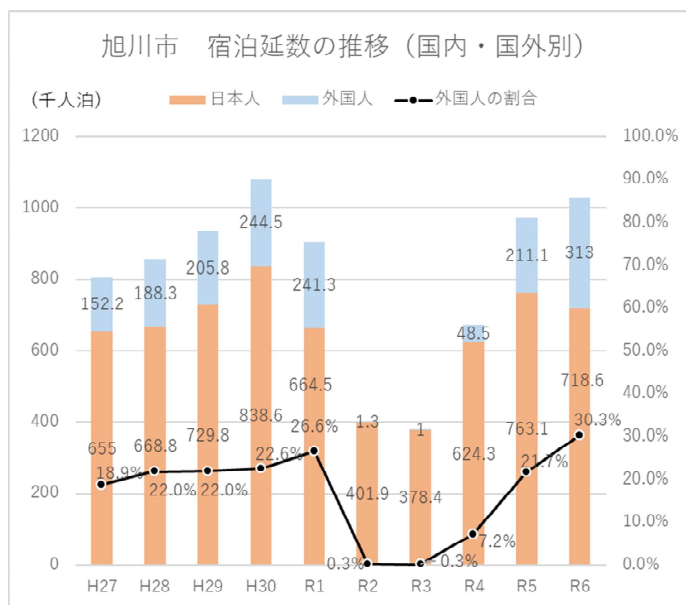
本市の宿泊延数は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 226 千人泊（約 26%）の大幅な増加が見られたが、令和元年度の下期から、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により減少に転じ、令和 3 年度には宿泊延数が平成 30 年度と比較し 703.7 千人泊（約 65%）減少するなど、観光関連産業に多大な影響を与えた。

その後、令和 5 年度に 5 類感染症に移行し行動制限等がなくなったことに伴い、世界的に観光需要の著しい回復傾向が見られるとともに、コロナ禍以前と同様に観光客誘致の推

進に取り組めるようになった。特に、全国的に外国人観光客が増加傾向にあるが、本市においても同様に宿泊者数に占める外国人観光客の割合が増加傾向にある。

また、コロナ禍により中断していた新たな観光財源の確保策の検討について、令和5年度から再開し、令和8年度からの旭川市宿泊税制度の導入に向けて準備を進めた。

この財源を活用し、受入環境の整備、地域の特性を踏まえた滞在型・通年型の観光振興、持続的な観光地づくりに取り組むことで、さらに来訪者を増やす好循環を生み出し、市内消費の拡大や観光産業をはじめとした関連産業の持続的な活性化につなげ、本市が国際的に通用する観光地へと発展することを目指す必要がある。

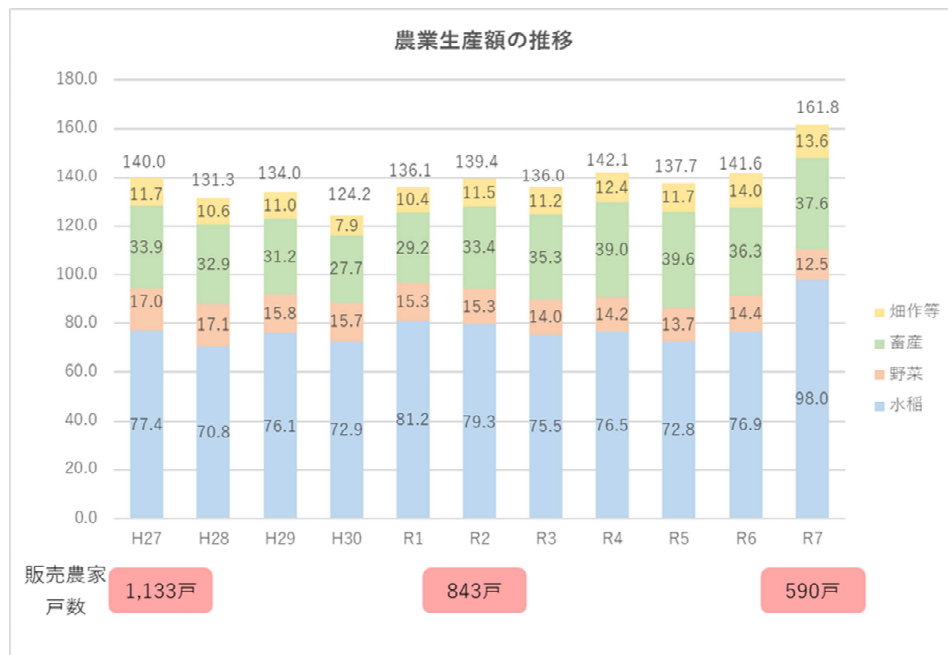


カ 農業

販売農家戸数が平成27年から令和7年の間に1,133戸から590戸となり、543戸（約48%）減少している。

農業生産額は、天候の影響による増減が大きいため単年度での比較は困難であり、冷害や台風等で減少することもある。近年はおおむね140億円で推移していたものの、令和7年については162億円で大きく増加した。品目により違いが見られ、平成28年前後と比較すると、水稻については横ばい傾向であったが、令和7年は米価の高騰により98億円で大幅に増加、畜産は38億円で増加、野菜は13億円で減少、畑作等は14億円で増加となっている。

販売農家戸数が大きく減少する中で、クリーン農産物生産や農作業の効率化など農業者等の努力により、農業生産額を維持しているが、令和2年国勢調査就業状態等基本集計によると市内農業従事者の平均年齢は57.6歳で、産業大分類別で2番目に高く、全道の農業従事者の平均年齢54.9歳と比較しても2.7歳高いことから、更なる作業省力化の取組のほか、新規就農者や農業後継者の確保・育成が必要である。



(4) 安全・安心な暮らしの確保

ア 豪雨災害の発生

近年、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨など、ほぼ毎年のように大規模災害が発生しており、令和 6 年 9 月 20 日からの大雨では、石川県における浸水被害を中心に多くの人命や家屋への被害のほか、ライフラインなどにも甚大な被害をもたらした。

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で表れており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や大雨のリスクは更に高まることが予測されている。

北海道においても、1 時間降水量 30 mm 以上の短時間強雨の発生頻度が、約 30 年前と比較して約 1.4 倍になっている（札幌管区气象台）。特に平成 28 年 8 月の連続台風、平成 30 年 7 月豪雨、令和 6 年 7 月の大雨などにより、多くの自治体が被害を受けており、本市も下表のとおり被害を受けている。

こうした状況を踏まえ、国や道をはじめ関係機関・団体等との連携強化による災害時の即応体制の強化、避難に配慮が必要な方への支援充実、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図っていく必要がある。

平成 28 年台風 9・11 号 【8 月 20 日～23 日】	平成 30 年 7 月豪雨 【7 月 3 日】
住家被害：床上浸水 7 世帯、床下浸水 17 世帯 農業被害：農作物 田 111.2ha、畑 19.3ha 農業用施設：6 か所 土木被害：河川 9 か所、道路 36 か所、 橋りょう 3 か所、下水道 3 か所、 公園 5 か所	住家被害：床上浸水 15 世帯、床下浸水 59 世帯 農業被害：農地 田 33.1ha、畑 4.9ha 農作物 田 202.6ha 畑 1,303.1ha 営農施設：31 か所 土木被害：河川 19 か所、道路 145 か所、 橋りょう 6 か所、下水道 6 か所、 公園 11 か所、水道 1 か所

令和 4 年大雨 【6 月 28 日～29 日】	令和 6 年大雨 【7 月 24 日】
住宅被害：床上浸水 2 世帯 農業被害：農地 田 1.5ha 農作物 田 1.2ha、畑 0.3ha	住宅被害：床下浸水 2 世帯 農業被害：農地 畑 0.4ha 農作物 畑 150.3ha 土木被害：河川 1 か所、道路 2 か所

(旭川市地域防災計画(令和 7 年 7 月改訂) 資料編より抜粋)

イ 地震発生の可能性

東日本大震災以降も、平成 28 年熊本地震、平成 30 年大阪北部地震、令和 6 年能登半島地震など各地で震度 6 弱以上の地震が発生し、大きな被害を受けている。また、令和 6 年 8 月に初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されたほか、令和 7 年 12 月には初めて北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されるなど大規模地震への警戒が呼びかけられている。

平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震では厚真町で震度 7 を観測し、土砂崩れなどで貴重な人命が失われるなど、大きな被害が生じている。本市では同地震で観測開始から 4 度目、15 年ぶりに震度 4 を記録し、人的被害は無かったが大規模な停電や交通機関に障害が発生し、その後も物流が停滞するなど、市民生活や経済活動に大きな影響を与えた。

本市は、政府の地震調査委員会が発表している今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が 2020 年版では 0.76%と全国有数の発生確率が低い地域となっている。

しかし、平成 28 年熊本地震発生前に発表された熊本市の発生確率は 7.7%と全国的に見れば高い確率ではなかったが、同地震では最大震度 7 の揺れが 2 度発生した。また、北海道胆振東部地震において一部で震度 6 弱を記録した札幌市の発生確率は 2.2%である。本市も低い発生確率予測に油断することなく、建築物や橋りょう等の耐震化や地域防災力の向上を図り、安心につながる安全なまちづくりを進めていくことが重要である。

また、震度 5 弱以下の地震であっても、停電の発生や交通、情報通信機能など社会インフラの混乱などが生じる可能性があり、こうした非常時の対応についても平常時から検討し備えをしておくことが必要である。

本市及び主な自治体における今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率

自治体名	確率	自治体名	確率	自治体名	確率
旭川市	0.76%	仙台市	7.6%	静岡市	70%
札幌市	2.2%	東京都	47%	名古屋市	46%
函館市	1.5%	さいたま市	60%	京都市	15%
室蘭市	9.1%	千葉市	62%	大阪市	30%
帯広市	23%	横浜市	38%	神戸市	46%
釧路市	71%	新潟市	15%	広島市	24%
				福岡市	6.2%

(全国地震動予測地図 2020 年版作成条件・計算結果編)

ウ 除雪対策

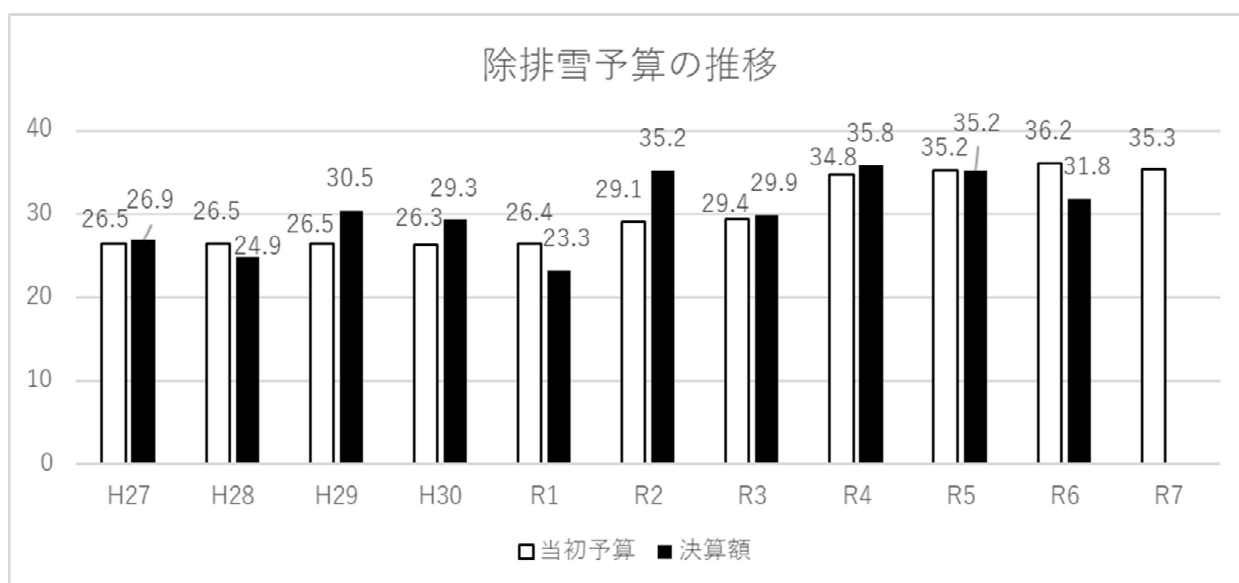
市道の除排雪に関する予算は、労務単価や燃料費の上昇、短期集中的な大雪(令和 7 年 12 月には 12 時間降雪量が観測史上 1 位タイとなる 36cm を記録)や季節外れの暖気など気象状況の変化に対応するため、年々増加傾向にある。

また、除雪車両オペレータの高齢化や除雪車両の老朽化など、市道の除排雪作業を実施する除雪企業を取り巻く環境も、より厳しさを増している。

近年は、生活道路の排雪強化や国・道・市の協定に基づく冬期交通ネットワークの確保に向けた連携強化、除雪企業に貸与する車両の購入などの取組を継続しながら、担い手不足に対応するべく除雪センターの機能集約や除雪 DX の推進による業務の効率化や省力化を進めている。

また、令和 5 年 9 月には、雪対策における市・市民・事業者の役割や遵守事項を定めた「旭川市雪対策基本条例」を制定し、様々な媒体を通じ、雪処理のルールやマナーの啓発活動を強化している。

今後も、将来的に安定した除排雪体制の確保をはじめ、社会情勢や気象の変化等の様々な課題に対応するため次期雪対策基本計画の策定に向けた検討を進め、冬期の安全・安心な生活環境の確保に取り組む必要がある。

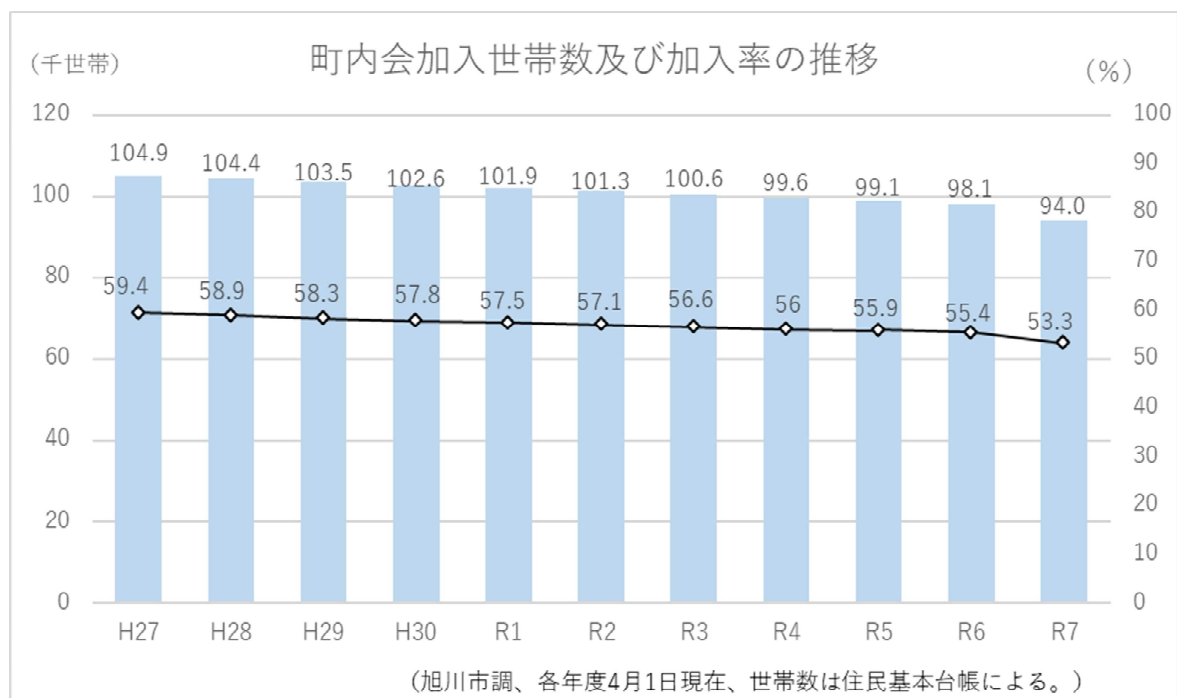


エ 地域コミュニティの機能低下の懸念

町内会加入率は、少子高齢化、ライフスタイルの多様化などの影響を受けて平成 27 年度に 60%を下回り、その後も低下が続いている。

また、本市独自の住民組織である市民委員会では、特に人口の少ない地区において運営が困難となり、解散する状況が複数発生するなど、地域主体のまちづくりを支える地域活動団体の機能低下が懸念されている。

住民相互の支え合いは、災害などの非常時はもとより、日常生活の安全・安心にもつながるものであることから、市民・地域活動に関する情報を広く発信し、市民等の理解浸透を更に深めることが重要である。

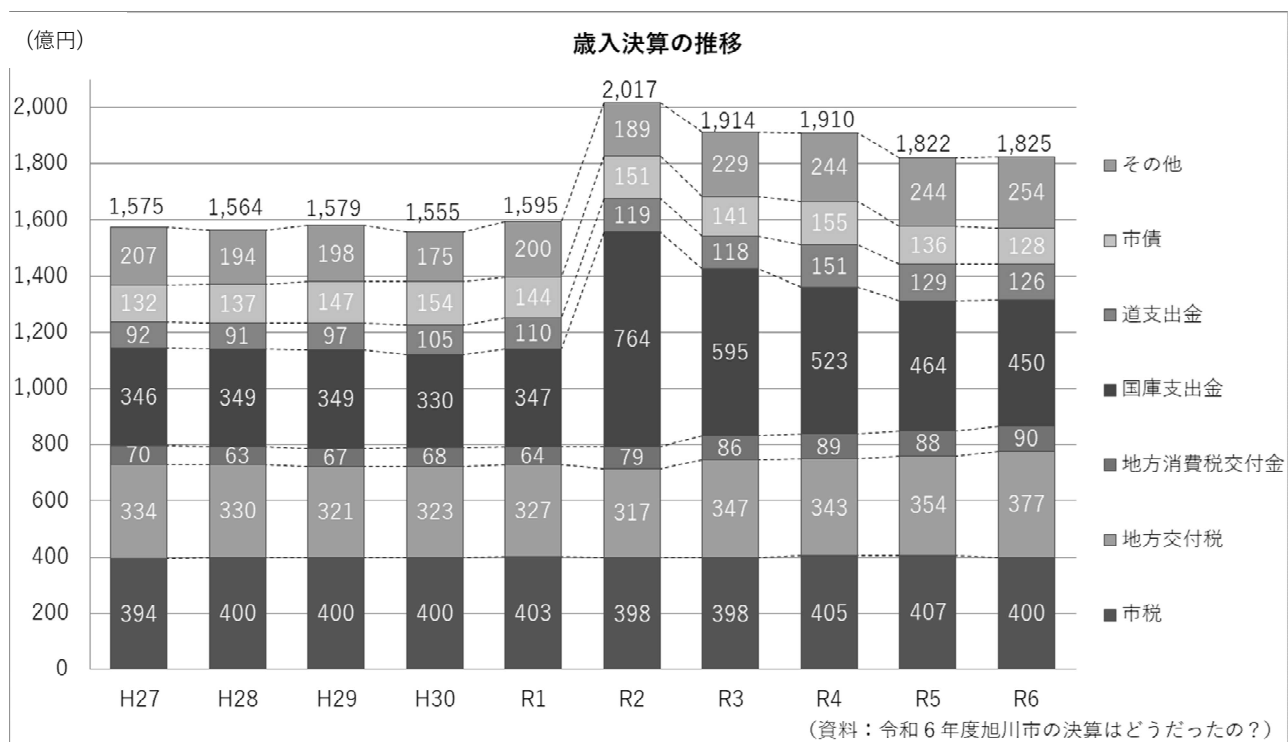


(5) 財政

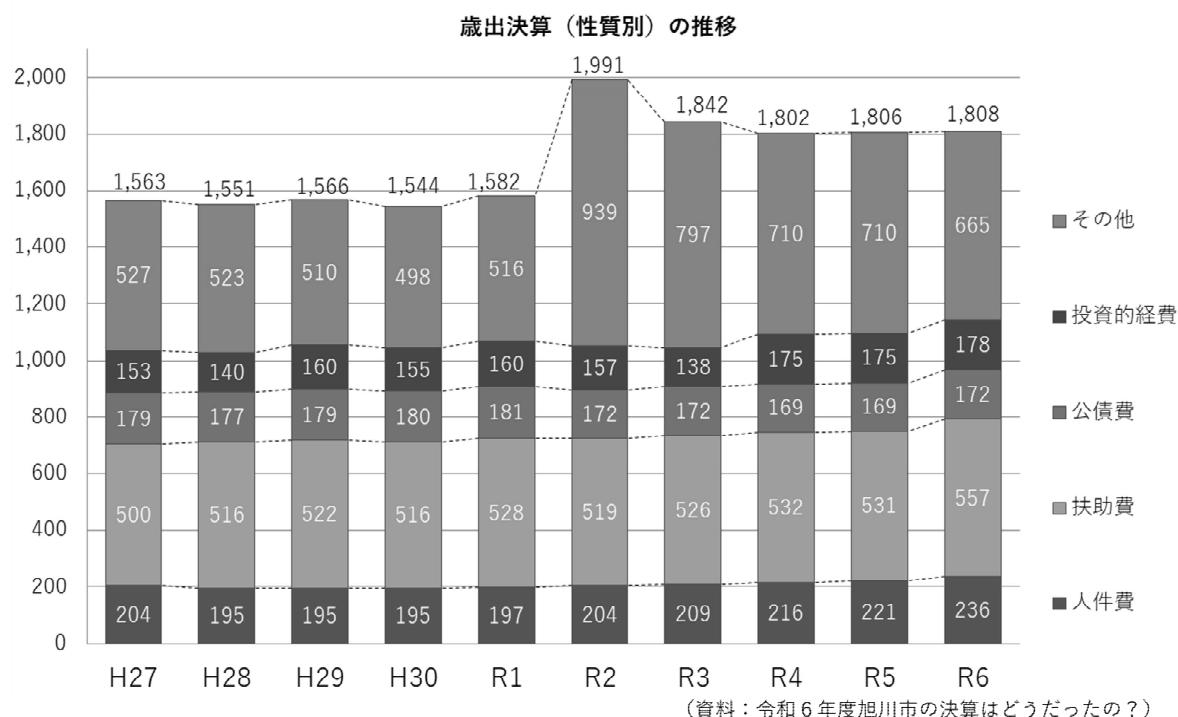
ア ゼい弱な財政基盤と義務的経費の増加

本市の歳入は令和元年度まで 1,500 億円台で推移していたが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策を行うための交付金が増えたことなどにより、国庫支出金が増加し、1,800～2,000 億円台で推移している。

歳入のうち使い方が限定されていない財源である市税や地方交付税について、市税は、令和 6 年度の個人市民税の定額減税に伴い減少しているが、近年の賃上げの影響等で増加傾向にある。また地方交付税は、歳入全体の約 2 割を占める重要な財源であるが、国の政策の影響を受けやすいため、今後の見通しを立てにくい状況にある。



歳出についても令和元年度までは1,500億円台で推移しているが、歳入と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策に係る経費が増加した令和2年度以降は1,800～2,000億円の間で推移している。歳出を性質別に分類した経費のうち、人件費、扶助費及び公債費を義務的経費といい、一般的に義務的経費が増えると、独自に実施する事業に充てることができる財源が少なくなる。本市は、例年、義務的経費が決算額の半分程度を占めており、特に人件費や扶助費は増加傾向となっている。



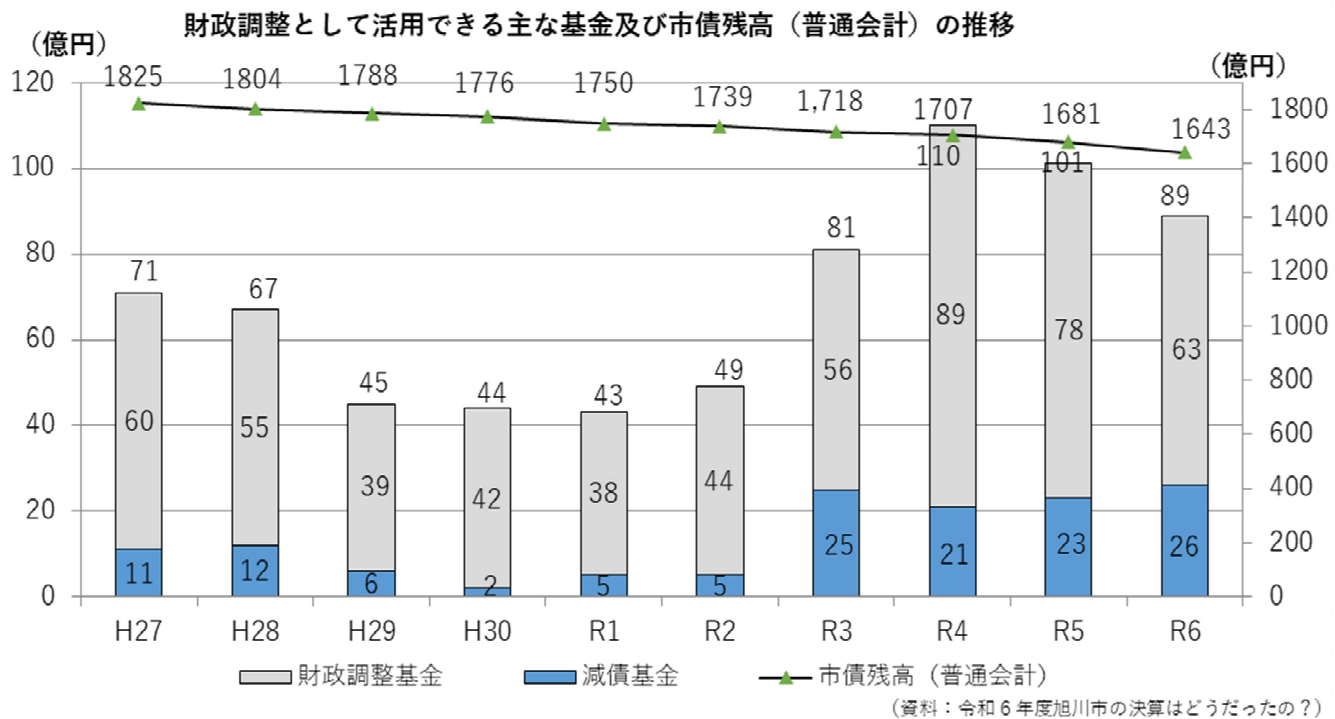
市税収入は増加傾向にあるものの、物価や人件費の上昇等による経常的経費の増加により、財政の弾力性が低い状況が続いており、引き続き、歳入と歳出の両面から財源確保の取組を進める必要がある。

イ 市債残高の減少と基金の状況

本市では、過去に市債（市の借金）の残高が年々増加し、その償還負担が市の財政を圧迫していたが、これまでの事業費の縮減等により、第8次旭川市総合計画の計画期間中は市債の借入額を元金の償還額以下に抑制している。その結果、普通会計における市債残高は減少しており、令和6年度決算では1,643億円と平成27年度決算から182億円の減少となっている。

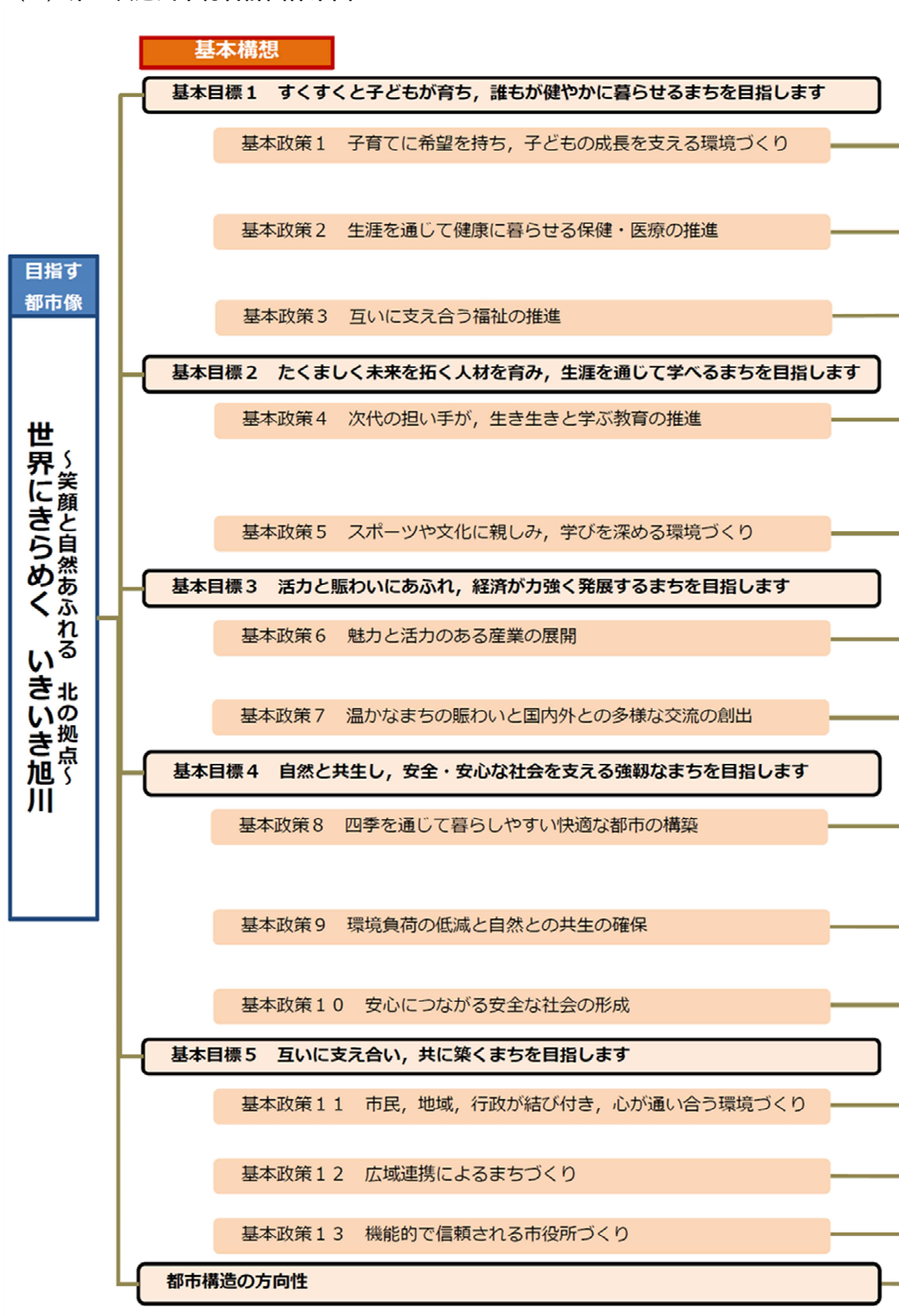
一方、特定の目的のために、資金を積み立てる又は運用するものとして「基金」があり、そのうち財政運営の調整財源に活用できるものとして財政調整基金と減債基金がある。平成27年度以降、地方交付税の減少などにより、令和元年度まで基金を取り崩す状況が続いていたが、令和2年度から令和4年度まではコロナ禍における医療機関の受診控えなどによる扶助費（生活保護費等）の減少などにより、財政調整基金の取崩しは行わず、合計の基金残高は110億円まで増加した。その後、令和5年度からは、新庁舎移転や物価高騰に

伴う経費の増加を賄うため、令和5年度に30億円、令和6年度に20億円の財政調整基金を取り崩すなど、前年度の歳計剰余金の編入分を含めた基金残高は令和6年度末で89億円となっている。

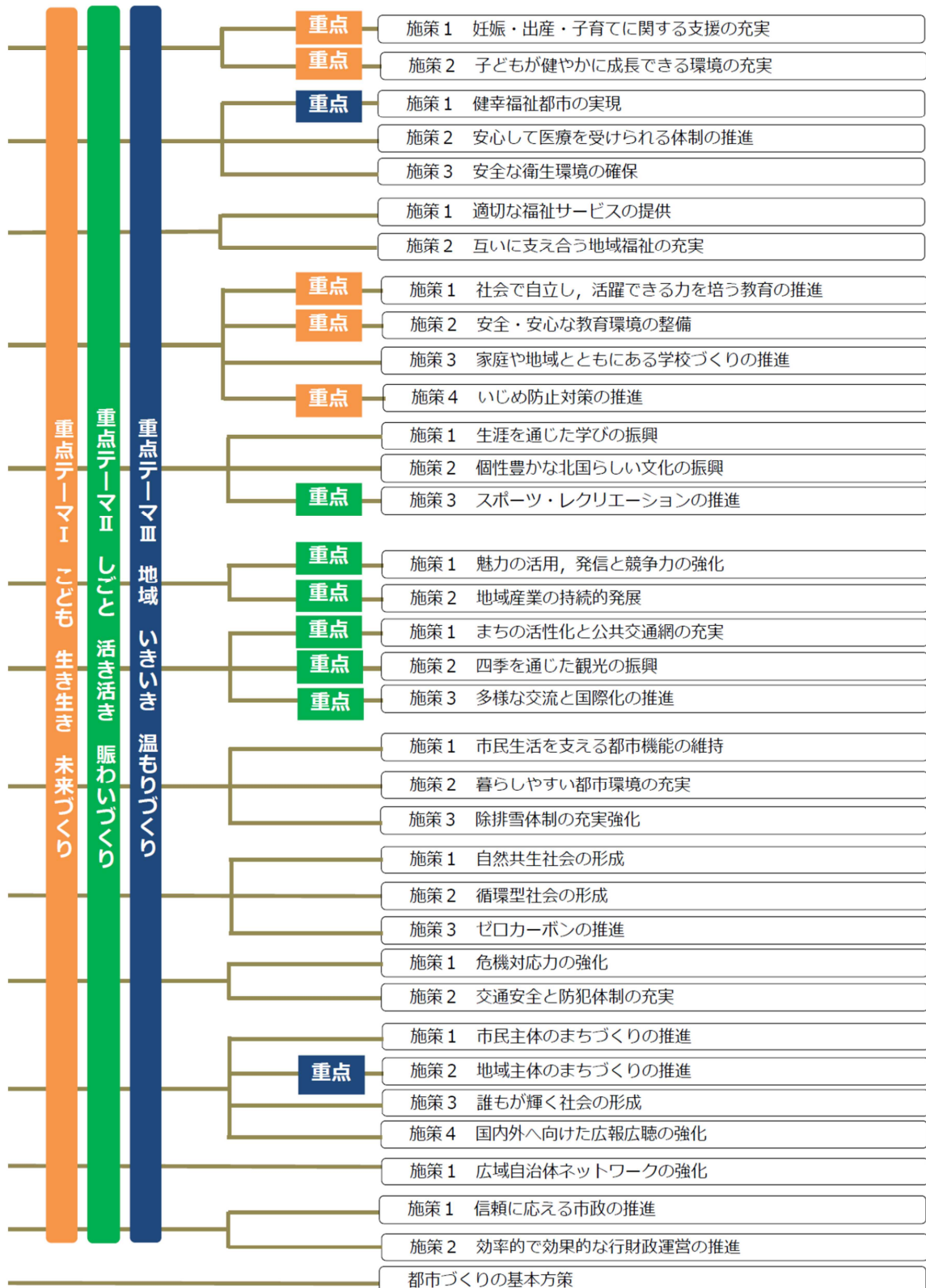


3 第8次旭川市総合計画の進捗状況

(1) 第8次旭川市総合計画体系図



基本計画



(2) 進捗状況点検票

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。

また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることでできる環境づくりを進めます。

目標像

- 安心して子どもを生み、育てることのできる環境が整い、子どもがすくすくと成長しています。
- 子どもの成長を喜び合うことのできる温かな地域社会が形成されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
合計特殊出生率 (本市が子どもを生み育つやすい環境にあるかを計ります)	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	旭川市 1.31 (H30) 全国 1.42 (H30)	旭川市 1.14 (R4) 全国 1.26 (R4)	旭川市 1.14 (R5) 全国 1.20 (R5)	旭川市 1.05 (R6) 全国 1.15 (R6)	91.3%	全国値
年少人口割合 (子どもが生まれ育ち、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります)	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	旭川市 10.9% (R1) 全国 12.2% (R1)	旭川市 10.3% (R5) 全国 11.6% (R5)	旭川市 9.8% (R6) 全国 11.1% (R6)	旭川市 9.5% (R7) 全国 10.9% (R7)	87.2%	全国値
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	54.0% (R5)	54.0% (R5)	52.3% (R7)	74.7%	70%

現状と課題 ※現計画の記載

少子高齢化・人口減少、核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに関する個人及び社会的なニーズが変化かつ多様化しています。

旭川市民アンケート調査においても、上昇傾向にあった「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」が令和3年度の調査で低下に転じています。

今後、少子高齢化・人口減少が更に進行することが見込まれることから、次代を担う子どもを安心して生み育てることのできる環境を更に充実させていくことが不可欠です。

また、近年、増加傾向にある児童虐待に加え、ヤングケアラーや子どもの貧困といった問題が全国的に顕在化してきており、これらへの早急な対策が求められています。

このため、認可保育所や放課後児童クラブの待機児童ゼロを継続するとともに、医療費助成の充実など子育てに関する様々な問題やニーズを捉えた効果的な施策の展開を図り、家庭のみならず、身近な地域や企業等が関わりながら、子どもの視点に立ち、子育てや子どもの成長を支えていくことが重要です。

基本政策に係る施策

【施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実】

重点

概要 ※現計画の記載

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしを送ることができるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた効果的な情報提供を行うほか、児童虐待の防止や対応に向けた体制を整備するなど、関係機関との連携を強化しながら、子どもの状況に応じた総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進めます。あわせて、結婚に関する情報提供などの支援を行います。

これまでの主な取組

- ・婚活イベント開催による出会いの機会の創出（継続）
- ・あさひかわ縁結びネットワークホームページにおける結婚支援情報の発信（継続）
- ・イベントで成立したカップルや、結婚したカップルへの企業連携による特典提供制度（継続）
- ・ひとり親家庭等自立支援事業の実施（継続）
- ・妊婦健康診査の実施（継続）
- ・赤ちゃん訪問指導事業の実施（継続）
- ・乳幼児健康診査の実施（継続）
- ・保健師による特定妊婦や要支援児童等への家庭訪問の実施（継続）
- ・児童家庭相談の実施（継続）
- ・産前・産後ヘルパー事業の実施（R2 年度～）
- ・女性相談つながりサポート事業（R3 年度～）
- ・旭川市出産・子育て応援推進事業の実施（R4 年度～R6 年度）
- ・中学生までの医療費無償化（所得制限撤廃・自己負担なし）（R5 年度～）
- ・給付型奨学金（大学等）の開始（R5 年度～）
- ・子育て世帯等多子加算給付金（R6 年度）
- ・子育て応援緊急給付金（R6 年度）
- ・産後ケア事業における非課税及び生活保護世帯の利用料の無償化（R6 年度～）
- ・母子保健・児童福祉両機能の一体的な運用のためこども家庭センター設置（R6 年度）
- ・子ども医療費の市独自助成対象を高校生等まで拡大し無償化を実施（R7 年度）
- ・子育て世帯生活応援給付金（R7 年度）
- ・地域のフリースクール等と連携して不登校児童生徒への居場所や体験活動の提供（R7 年度）
- ・先進不妊治療受診への市外医療機関までの距離に応じた交通費助成の拡充（R7 年度）
- ・妊婦等相談支援給付事業の実施（R7 年度）
- ・妊産婦等グリーフケア事業の実施（R7 年度）

課題	市民アンケート調査の結果	
○多様化する困難や不安を抱える家庭へのきめ細やかな伴走型支援の更なる充実。 ○中心部における子育て支援施設（waka・ba）の利便性及び利用機会の向上。 ○子育て支援に係る各種制度やサービスの効果的な情報提供の在り方（旭川市子どもの生活実態調査（H29.7）によると、子育て支援施策の各種制度やサービスについて、年収の低い世帯やひとり親世帯ほど「まったく知らなかった」と回答した割合が高い。）	満足度	3.1（19/34）
	重要度	4.2（7/34）

【施策2 子どもが健やかに成長できる環境の充実】

重点

概要 ※現計画の記載		
子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、保育所・認定こども園の充実や放課後における子どもの居場所づくり、保育士など子育てに関わる人材の育成、確保や資質向上を促進するとともに、子どもの視点を大切にしながら、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。 また、身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。 さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備、子どもの貧困への対策など、社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境づくりを進めます。		
これまでの主な取組		
・放課後児童クラブの設置・運営（継続） ・公設放課後児童クラブで運営業務委託（継続） ・地域子育て支援センターの設置・運営（継続） ・地域子育て活動支援事業の実施（継続） ・出生のお祝いとして旭川産木製品のプレゼント開始（R4年度～） ・こども誰でも通園制度の試行的実施（R6～7年度） ・保育センターの運営開始（R7年度） ・医療的ケア児に係る支援体制構築（R7年度） ・特別支援保育の受入拡大（R7年度） ・一時預かりの拡大（年齢の引き上げ）（R7年度） ・愛育センター園庭等へのインクルーシブ遊具の設置（R7年度） ・あさひかわほいくミライテラス（保育・幼児教育のイメージアップ及び人材確保に向けたイベント）の実施（R7年度） ・保育の質向上推進体制整備事業（国モデル事業「地域における保育の質の向上の体制整備調査研究事業」）の実施（R7年度（R9年度までを予定））		
課題	市民アンケート調査の結果	
○多様化する保育ニーズに適切に対応し、質の高い教育・保育を安定的に提供するため、少子化により保育需要が減少する中での需給バランスの確保、特別支援保育への対応、保育人材の継続的な確保と育成	満足度	3.0（21/34）

○放課後児童クラブの待機児童ゼロ継続、民間ノウハウを生かした支援員の質の向上や活動の多様化のほか、生活環境等の機能の充実 ○庁内関連部局、地域や関係機関等との連携による子どもの貧困対策	重要度	4.2 (4/34)
---	-----	------------

目標の達成状況

- 合計特殊出生率については、目標値である全国値が 1.15 と下降傾向にあるが、本市も 1.05 と下落傾向にあり、目標を達成できていない。
- 年少人口割合については、R7 年で本市が 9.5%であるのに対し、目標値である全国値は 10.9% となっており、目標を達成できていない。
- 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合についても、基準値である 55.5% (H27 年度調査) から 52.3% (R7 年度調査) に減少しており、目標を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 年少人口割合、合計特殊出生率ともに、目標を達成できておらず、引き続き仕事と子育ての両立支援のほか、子育て世帯の経済的負担軽減や相談支援体制の充実など、ライフステージや子育てステージにあわせた切れ目ない支援を継続的かつ総合的に実施していく必要がある。
- 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合は、計画当初から低下しており、その要因を単純に推量することはできないものの、子どもが被害者となる痛ましい事件の発生やいじめの重大事態が起きたことなどが一因と考えられる。

【施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実】

- 子ども医療費無償化の高校生等までの拡大、先進不妊治療受診に係る交通費助成の拡充などの取組を進めているが、多様化する子育て環境の変化や負担感増加なども見られることから、引き続き、安心して子育てできる相談支援体制の確立や経済的負担の軽減に取り組む必要がある。

【施策2 子どもが健やかに成長できる環境の充実】

- 少子化により就学前児童数が減少している中であって、保育・幼児教育の提供に係る量的充足は図られているものの、ライフスタイルの変化に伴う保育ニーズの細分化、特別支援保育など何らかの支援を必要とする児童の増加などを踏まえ、保育サービスの多様化や保育の質の向上に取り組む必要がある。また、少子化の進行に伴う総体的なニーズ減少による保育・幼児教育提供体制の急激な縮小を防止し、安定的な提供体制の確保を図る必要がある。
- 子どもの貧困対策など行政だけでは十分に対応できない問題もあることから、庁内関連部局のほか、地域や関係機関等とも連携を図りながら取組を進める必要がある。

基本政策2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

市民一人一人の「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めながら、疾病予防を重視し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康づくりをはじめ、職場や地域ぐるみによる取組を推進します。

また、健康で安全・安心な暮らしを支えるため、衛生的な生活環境を確保するとともに、質の高い医療の提供や救急医療体制の維持に取り組みます。

目標像

- 健康に対する意識が高く、正しい健康・医療情報を活用でき、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりが実践され、心身ともに健康的な生活を送っています。
- 医療が必要になった時には、身近なところで質の高い医療が受けられ、また、救急時には、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整っています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
健康寿命 (日常的に介護を必要としない健康で生活ができる期間を計ります)	(健康寿命) 男性:78.59歳 女性:82.90歳 (H25) (平均寿命) 男性:80.03歳 女性:86.03歳 (H25)	(健康寿命) 男性:79.32歳 女性:83.75歳 (H29) (平均寿命) 男性:80.70歳 女性:86.65歳 (H29)	(健康寿命) 男性:79.77歳 女性:83.97歳 (R3) (平均寿命) 男性:80.95歳 女性:86.51歳 (R3)	(健康寿命) 男性:79.07歳 女性:83.80歳 (R4) (平均寿命) 男性:80.19歳 女性:86.27歳 (R4)	(健康寿命) 男性:78.93歳 女性:83.93歳 (R5) (平均寿命) 男性:80.00歳 女性:86.39歳 (R5)	男性:達成 女性:達成	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
生活習慣病の年齢調整死亡率(人口10万対) (市民の健康への意識が高まり、生活習慣病の予防、早期発見、治療が進んでいるかを計ります)	悪性新生物(75歳未満) 男:107.1 女:57.0 虚血性心疾患 男:44.6 女:16.2 脳血管疾患 男:39.8 女:18.2 (H26)	悪性新生物(75歳未満) 男:90.3 女:64.5 虚血性心疾患 男:43.4 女:19.4 脳血管疾患 男:37.2 女:20.1 (H30)	悪性新生物(75歳未満) 男:97.4 女:66.5 虚血性心疾患 男:42.8 女:12.5 脳血管疾患 男:39.7 女:16.0 (R3)	悪性新生物(75歳未満) 男:97.7 女:67.5 虚血性心疾患 男:52.0 女:16.4 脳血管疾患 男:40.2 女:15.7 (R4)	悪性新生物(75歳未満) 男:92.8 女:66.2 虚血性心疾患 男:55.8 女:20.0 脳血管疾患 男:34.7 女:16.5 (R5)	悪性新生物(75歳未満) 男:達成 女:未達成 虚血性心疾患 男:未達成 女:未達成 脳血管疾患 男:達成 女:達成	悪性新生物(75歳未満) 男:93.9 女:50.0 虚血性心疾患 男:42.0 女:15.5 脳血管疾患 男:37.2 女:17.6
特定健診受診率 (健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります)	21.8% (H26)	24.9% (H30)	29.8% (R4)	31.2% (R5)	30.7% (R6)	61.4%	50%

現状と課題 ※現計画の記載

日本人の死因の代表的な疾病である「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」をはじめとした生活習慣病は、身体機能や生活の質を低下させるほか、寝たきりや認知症の要因とされており、その治療や介護が必要な人の増加は、社会全体に大きな負担をもたらしています。

こうした生活習慣病を予防するためには、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライ

フステージに応じた健康づくりが重要です。

また、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化が急速に進むとともに、ライフスタイルの変化やデジタル技術の進化、また近年では、新型コロナウイルス感染症の流行による生活習慣の変化等による健康づくりへの影響も懸念される中、令和5年6月に策定した「スマートウエルネスあさひかわプラン」に基づき、健やかで幸せと書く「健幸」を市民に実感してもらえる健幸福祉都市の実現に向けて様々な施策を推進していくことが重要です。

医療については、かかりつけ医を持つことの啓発などを実施し、恵まれた医療資源を適正に活用するとともに、医療機関相互の連携により切れ目のない医療を提供する体制の確保が必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう在宅医療の推進も求められています。

一方、救急医療については、医師不足のほか、急病でもないのに深夜、休日に受診するコンビニ受診の増加などが課題となっており、市民の理解と協力が不可欠です。

また、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた、世界的な感染症の流行などへの適切な対応が求められています。

基本政策に係る施策

【施策1 健幸福祉都市の実現】

重点

概要 ※現計画の記載

市民の健康づくりへの意識の向上や健康・医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用できる環境の充実に図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践、歩くことや地域活動を含む様々な社会活動への参加による活動量の増加や活動範囲の拡大、人との交流を通じた健康づくりなどを進めます。これら市民一人一人の主体的な健康づくりについて、取組成果の可視化、情報発信の強化等、デジタル技術も活用しながら推進するとともに、行政や民間企業、地域コミュニティなど多様な主体がそれぞれの強みを生かした取組を推進することにより、まち全体の「健幸」につなげていきます。

また、特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実に図ります。

これらを通じ、全ての市民の健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目指します。

これまでの主な取組

- ・がん検診の実施（継続）
- ・栄養改善推進事業の実施（継続）
- ・医療機関からの相談対応の実施（継続）
- ・生活習慣病予防を目的とした保健事業の実施（継続）
- ・医療相談の実施（継続）
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施（継続）
- ・あさひかわ健康まつりの実施（継続）
- ・特定健康診査等事業（特定保健指導等）の実施（継続）
- ・健康マイレージ事業の実施（H28年度～R5年度）
- ・在宅医療推進事業の開始（R1年度）
- ・まちなか保健室事業（R1年度～）
- ・歯科医療従事者養成事業費補助金の開始（R2年度）
- ・「あさひかわ食の健康づくり応援の店」推進事業の実施（R2年度～）
- ・市立旭川病院に感染症センターを開設（R3年度）
- ・HPVワクチンキャッチアップ接種の実施（R4年度～R7年度）

・スマートウエルネスあさひかわプランの策定（R5 年度・R7 年度） ・第 3 期旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第 4 期特定健康診査等実施計画の策定（R6 年度） ・がん患者のためのアピアランスケア助成事業の開始（R6 年度） ・あさひかわ健幸アプリの運用開始（R6 年度） ・ウォーキングイベントの実施（R6 年度～） ・高齢者等の新型コロナワクチン定期接種の実施（R6 年度～） ・健康測定会の実施（R6 年度～） ・高齢者等の带状疱疹ワクチン定期接種の実施（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○特定健診及びがん検診の受診率の向上につながる取組の強化	満足度	3.3（3/34）
○ウイズコロナ・ポストコロナにおける効果的な保健指導や健康づくりの実施		
○地域や関係機関との連携による市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境整備及び情報提供	重要度	4.1（12/34）
○あさひかわ健幸アプリの普及及び利活用の促進		

【施策 2 安心して医療を受けられる体制の推進】

概要 ※現計画の記載		
市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。 また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の発生に備え、的確な医療提供体制を維持します。		
これまでの主な取組		
・在宅当番医での初療等の実施（継続） ・休日等歯科対策事業の実施（継続） ・在宅医療推進事業の開始（R1 年度） ・歯科医療従事者養成事業費補助金の開始（R2 年度） ・医療提供施設等食材費高騰対策支援事業の実施（R5 年度） ・医療提供施設等燃料価格高騰対策支援事業の実施（R5 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○在宅医療に従事する医師や看護師等の確保	満足度	3.5（1/34）
○将来的に持続可能な初期救急医療体制の構築		
	重要度	4.4（3/34）

【施策 3 安全な衛生環境の確保】

概要 ※現計画の記載		
安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、感染症への的確な対策などの健康危機管理体制の確立に努めるほか、墓地・火葬場の適切な運用等に取り組めます。さらに、動物愛護精神を普及するため、適正・終生飼養の啓発や譲渡などの取組を推進しながら、公衆衛生の向上を図ります。		
これまでの主な取組		
・営業施設や集団給食施設、生活衛生関係施設等の監視指導の実施（継続） ・各種講習会等を通じた食品衛生思想の普及（継続）		

・感染症の予防啓発（継続） ・食中毒・感染症の原因物質の迅速な究明の実施（継続） ・各種行政検査、依頼検査の実施による安全な衛生環境の確保（継続） ・動物愛護センターの運営（継続） ・旭川市感染症予防計画の策定（R6 年度） ・旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○食中毒等の防止をはじめ安全な衛生環境の確保のための関係施設への適切な監視指導の継続 ○感染症予防に係る予防啓発や予防接種の周知の継続 ○感染症対策を想定した体制づくり ○収容動物の譲渡推進及び飼い主への適正飼養の普及啓発	満足度	3.5（2/34）
	重要度	4.0（16/34）

目標の達成状況

- 健康寿命については、H25 年調査から R5 年調査の数値の変化として、健康寿命は男性で 0.34 歳、女性で 1.03 歳の増であるのに対し、平均寿命は男性で 0.03 歳の減、女性で 0.36 歳の増となっており、男性、女性ともに平均寿命の増減分を健康寿命の増加が上回り、目標を達成している。
- 生活習慣病の年齢調整死亡率（人口 10 万対）については、脳血管疾患は男性、女性ともに基準値（H26 年調査）から低下しており、目標を達成しているが、悪性新生物は女性が目標を達成できておらず、虚血性疾患は男性、女性とも目標を達成できていない。
- 特定健診受診率については、H26 年の 21.8%から R6 年には 30.7%に増加しているが、目標値である 50%を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 健康寿命の延伸には、引き続き健診（検診）の受診率の向上や健康づくりの取組を推進していく必要があり、医療費及び介護費抑制の視点からも、今後も疾病予防・重症化予防のために特定健診受診率の向上を図り、併せて保健指導等の実施を行う必要がある。

【施策 1 健幸福祉都市の実現】

- 特定健診受診率については、既存の取組の継続により向上が見られるが、目標には到達しておらず、引き続き効果的・効率的な受診率向上対策に取り組む必要がある。がん検診受診率については、40 歳及び 40 歳バースデー受診勧奨、子育て世代受診勧奨、あさひかわ健幸アプリを活用した検診のお知らせや受診によるポイント付与などの取組を行っているが、伸び悩んでいることから、引き続きがん検診受診啓発の取組を行う必要がある。
- 主体的な健康づくりや、必要時に身近で質の高い医療体制を整えておくことの重要性は高く、引き続き各種事業の効果的な情報提供、地域や関係機関との連携による取組を充実させ、市民の健康づくりの意識を高める必要がある。

【施策 2 安心して医療を受けられる体制の推進】

- 旭川市医師会及び各医療機関と連携し、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを行っていく必要がある。

【施策3 安全な衛生環境の確保】

- 食中毒の予防につながる監視指導や予防啓発、感染症対策などに取り組んでおり、これらの取組を継続していく必要がある。
- 動物愛護については、収容動物の殺処分の減少や譲渡の推進を図るため、動物愛護センターを中心に適正飼養の普及啓発を行っていく必要がある。

基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

目標像

- 住み慣れた地域で適切な福祉サービスの提供を受け、安心して自分らしい生活が送れる環境が整っています。
- 支援を必要とする人に対し、地域における支え合いなどのセーフティネットが構築されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合（互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります） [旭川市民アンケート調査]	43.5% (H27)	42.9% (R1)	38.2% (R5)	38.2% (R5)	37.3% (R7)	62.2%	60%
障害者の雇用率（障害者の社会参加が進んでいるかを計ります）	2.07% (H26)	2.19% (H30)	2.39% (R4)	2.46% (R6)	2.43% (R7)	97.2%	法定雇用率 以上 2.5% (R7)
前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合（介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります）	3.41% (H26)	3.26% (H30)	3.63% (R4)	3.54% (R5)	3.41% (R6)	97.9%	3.34% 以下

現状と課題 ※現計画の記載

少子高齢化・人口減少が進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が今後ますます増加すると予想されます。また、地域の福祉の担い手である民生委員・児童委員の高齢化も顕著となっており、定年退職後も働く人や共働きの増加により、そのなり手が不足しているほか、地域コミュニティへの参画意識の希薄化や住民同士の地域におけるつながりの脆弱さ等から孤立死なども社会問題化しています。

こうした中で、増加傾向にある高齢者や障害者、生活困窮者等に対して、適切な福祉サービスを提供しながら、社会保障制度を安定的に運用していくことが必要です。

そのためには、従来の公助による福祉サービスの提供だけでなく、地域の人材や多様な地域資源を活用しながら、住民が主体となって支え合う、互助の仕組みの構築をはじめ、自立に向けた

支援を行うとともに元気な高齢者を増やしていくことが重要となってきます。

今後も、地域まるごと支援員等による包括的支援体制整備事業などを展開し、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持った生活を送ることができる地域社会の実現に向けた環境づくりを進める必要があります。

基本政策に係る施策

【施策 1 適切な福祉サービスの提供】

概要 ※現計画の記載		
高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供します。 また、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター、自立サポートセンターなどの相談機関が連携を深め、複合的な課題に対応できるよう、体制の充実を図ります。 さらに、高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供や、心身の状況や家庭環境などに応じた就労等の支援を通じて、地域における自立支援を進めるほか、デジタル技術を活用し、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の人材育成と活動支援を進めます。		
これまでの主な取組		
・介護保険事業の実施（継続） ・高齢者バス料金助成事業の実施（継続） ・介護 119 番（高齢者虐待の通報・相談、孤立死が疑われる場合の通報窓口）の実施（継続） ・自立サポートセンターの運営（継続） ・就労準備支援事業の実施（継続） ・生活困窮世帯を対象とした学習支援（継続） ・地域精神保健活動事業の実施（継続） ・精神障害者医療費助成事業の実施（継続） ・旭川いのちの電話運営費及び相談員養成事業の補助の実施（継続） ・ICT や AI を活用した民生委員児童委員支援システムの導入（R6 年度～） ・地域まるごと支援員の増員（R6 年度～） ・福祉タクシー利用料金の助成額増額・助成対象拡大（R6 年度～） ・医療的ケア児等相談窓口の設置（R6 年度～） ・介護予防高齢者聞こえ支援モデル事業の実施（R6 年度～）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○複雑化・複合化した課題を抱える市民や世帯に対する支援・相談体制の強化充実	満足度	3.0（23/34）
○高齢者福祉サービスの適切な供給に向けた対象要件の見直し	重要度	4.2（8/34）
○法定雇用率以上の障がい者雇用維持に向けた障がい者就労の支援及び促進		
○社会情勢や国の指針、本市の現状に応じた自殺予防対策の実施		

【施策 2 互いに支え合う地域福祉の充実】

概要 ※現計画の記載
互助の取組の重要な担い手となるボランティアをはじめ、豊かな知識と経験を持つ元気な高齢者など、地域において福祉に関わりを持つ多様な人材の育成や活用を進めます。

また、市内に広く点在する拠点施設をそれぞれの地域における交流の場として活用し、様々な世代の住民同士のつながりを深める取組を進めます。 さらに、誰もが生きがいを持ち、互いに支え合いながら、健やかに暮らすことができるよう、地域の人材や施設など様々な資源を組み合わせた地域福祉の仕組みを構築します。		
これまでの主な取組		
・老人クラブ、高齢者文化祭の実施（継続） ・福祉除雪サービス、ファミリーサポートセンター事業の実施（継続） ・いきいきセンター、老人福祉センター、近文市民ふれあいセンターの管理運営（継続） ・地域まるごと支援員の増員（R6 年度～）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○地域福祉活動の担い手が安心して活動できる環境整備	満足度	3.1（16/34）
	重要度	4.0（17/34）

目標の達成状況
○「互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合」については、基準値である（H27 年度調査）の 43.5%から 37.3%（R7 年調査）に減少しており、目標値である 60%を下回り、目標を達成できていない。
○「障害者の雇用率」については、基準値（H26 年調査）の 2.07%から R7 年調査では 2.43%と上昇しているが、法定雇用率である 2.5%を下回り、目標を達成できていない。
○「前期高齢者のうち、要介護 1 以上の認定を受けている高齢者の割合」については、基準値（H26 年調査）及び R6 年調査で 3.41%と横ばいであり、目標値である 3.34%を上回り目標を達成できていない。

点検評価
《成果指標に基づく客観的評価》 ○法定雇用率を下回ってはいるものの、障害者雇用率は目標値に迫っており、障がい者の社会参加や就労の支援に係る取組などの成果が見られるが、一方で、互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合が減少していることから、現計画の施策の見直しや目標達成に向けた取組を充実させる必要がある。
【施策 1 適切な福祉サービスの提供】 ○制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱える市民や世帯への相談支援体制を強化・充実するため、より一層関係機関同士の役割の整理や円滑なネットワーク形成を進める必要がある。 ○障がい者の就労機会を確保・拡大するため、障がい者の職場実習受入れ先の拡大及び一般就労への移行を促進する取組を進める必要がある。 ○旭川いのちの電話の相談員の養成に対する補助などを行い、相談・支援体制の構築等を推進してきたが、現計画の施策の見直しや、社会情勢や国の指針、本市の現状に応じた自殺予防対策を進めていく必要がある。
【施策 2 互いに支え合う地域福祉の充実】 ○老人クラブの会員数や交流施設の利用者数が減少している中、安心して活動できる環境の整備を行うとともに、新たな取組の検討を含め、高齢者の生きがいづくりや社会参加、世代間交流を促進させる必要がある。

基本目標2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

次代を担う子どもや若者が、安全・安心で快適な教育環境の中で生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育を進めるとともに、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、社会で自立的に生きていくための力を育み、個性に磨きをかけ、まちの発展を担うとともに、世界で活躍する人づくりを進めます。

目標像

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長し、社会で自立して活躍できる力を培う教育が行われています。
- 教育に関わる施設などの環境整備が進み、子どもたちの安全・安心が確保されています。
- 学校・家庭・地域の連携が図られ、地域で取り組む教育活動が推進されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合(再掲) (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	59.9% (R1)	54.0% (R5)	54.0% (R5)	52.3% (R7)	74.7%	70%
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合 (児童生徒等の教育環境(学校施設や指導体制など)の充実が図られているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	31.6% (H27)	34.2% (R1)	27.3% (R5)	27.3% (R5)	27.0% (R7)	64.3%	42%

現状と課題 ※現計画の記載

中学１年生の時に深刻で重大ないじめを受けていた、当時中学２年生の女子生徒が、令和３年３月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こりました。本市では、教育委員会及び学校において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、二度とこのようなことが起こらないよう、令和５年４月から、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、令和５年６月に、いじめの防止等に関する基本理念や基本となる事項について規定する「旭川市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

また、ここ数年において不登校や特別な支援を要する児童生徒が急激に増加している現状にあります。

これらを踏まえ、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの積極的な把握、情報の一元化による迅速かつ適切な対応、いじめを受けた児童生徒等の支援等を行う、「旭川モデル」の取組を進めるとともに、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現や、不登校などの悩みを抱える子どもたちへのよりきめ細かな支援、障害のある子どもたちへの就学前後を通じた一貫した支援のほか、経済的な支援を必要とする家庭に対する効果的な取組を充実する必要があります。

さらに、本市を含む上川管内における小中学生の学力状況については、全道１４管内の中で上位水準にあるものの、北海道全体では全国と比べて低くなっているほか、体力や運動能力についても課題が見られます。

こうした課題に対応し、次代を担う子どもたちが、社会の著しい変化の中で、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有するかけがえのない存在であることを認識し、自立して生きていく力を培っていくことができるよう、更なる教育の充実が求められています。

このため、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む教育を一層推進するとともに、小中連携の促進や学校・家庭・地域の連携の強化、学校における働き方改革の推進が重要です。

老朽化が進む学校等については、計画的に改築などの整備を継続するほか、各種安全対策を進める必要があります。

さらに、本市に愛着を持ち、地域社会に貢献する人材や地域産業を担う人材はもとより、世界にも通用する人材を育成するとともに、地域のシンクタンクとしての機能の発揮、既存の高等教育機関や企業との連携等による地域経済の活性化につなげるため、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を公立大学法人の設置者として支援する必要があります。

基本政策に係る施策

【施策１ 社会で自立し、活躍できる力を培う教育の推進】

重点

概要 ※現計画の記載

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応しながら自立して生きていく力を培うため、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む質の高い教育を推進するとともに、子どもたちにふるさとへの愛着と誇りを醸成するため、本市の特徴を生かした教育を充実します。

また、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。

さらに、デザイン思考、数理・データサイエンス・ＡＩ、ＰＢＬ型教育、地域との連携を取り入れた教育を行う新学部の設置をはじめ、全国から多くの若者を集め、地域で活躍する人材の

育成・定着を図る取組のほか、これらの人材が活躍するまちの魅力の向上など、更なる地域貢献につながる旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部の取組を設置者として支援します。		
これまでの主な取組		
・スクールカウンセラーによる児童生徒や保護者からの相談実施（継続） ・授業力向上プロジェクトチームの設置による教員の指導力向上（継続） ・リーディング DX スクール事業（文部科学省）による、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や校務 DX の推進（R5 年度～R7 年度） ・旭川市立大学、旭川市立大学短期大学部開学（R5 年度） ・地域創造学部設置に向けた準備（R5～R7 年度） ・児童生徒の豊かな心を育成するパラアスリートとのワークショップ開催（R6 年度～） ・教育支援センターの機能強化（R6 年度～） ・校内教育支援センターの設置及びスクールライフサポーターの配置（R7 年度） ・情報モラル教育等の学習の実施(R7 年度)		
課題	市民アンケート調査の結果	
○質の高い教育の推進に向けた授業改善や各種取組の充実 ○教員確保が困難である現状を踏まえた少人数学級編制の在り方の検討 ○不登校児童生徒への専門機関と連携した支援 ○旭川市立大学の安定的な運営に係る取組の推進	満足度	3.1 (10/34)
	重要度	4.0 (19/34)

【施策 2 安全・安心な教育環境の整備】

重点

概要 ※現計画の記載
安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等の計画的な維持・更新や耐震化を推進するほか、小中連携・一貫教育の推進を視野に入れた通学区域の見直しなどに取り組むとともに、保護者等の理解を得ながら、学校規模の適正化を推進します。 また、子どもたちを事故や犯罪から守るために、関係機関や地域と連携し、通学路等における必要な安全対策を推進します。 さらに、教育の機会均等を図るため、就学助成、給付型奨学金の支給など保護者の経済的な負担を軽減するとともに、子どもたちの夢と希望の実現を後押しするための取組を進めます。
これまでの主な取組
・旭川市通学路安全プログラムに基づく通学路の合同点検等の安全対策（継続） ・育英資金貸付・入学仕度金貸付の実施（継続） ・育英資金給付型奨学金（高校 1 年生）の実施（継続） ・就学援助各費目における支給額の増額（小学校・中学校）（R5、R6 年度） ・旭川市立小・中学校適正配置計画に基づく統廃合及び通学区域の見直し（統廃合：嵐山小及び嵐山中（R6 年度）、通学区域の見直し：朝日小（R5 年度）） ・全市立小中学校児童生徒への給食費の支援実施（R5 年度～） ・給付型奨学金（大学等）の開始（R5 年度～） ・耐震性のない学校施設への耐震補強工事の実施（日章小（R6 年度完了）、雨紛小（R6 年度完了）、明星中（R6 年度完了）） ・校舎、体育館、グラウンド等の増改築及び大規模改造工事等の実施（東栄小増改築（R4 年度完了）、千代田小増改築（R7 年度完了）、豊岡小増改築（R9 年度完了予定）、永山西小増改築（R8 年度完了予定））

・ G I G A スクール構想の推進のため、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末の更新（R7 年度） ・ 全市立小中学校へのエアコンの設置（小学校：R8 年度までに設置完了予定／中学校 R9 年度までに設置完了予定）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○適正配置計画に基づく学校の統廃合 ○屋内体育館の暑さ対策、老朽化が進行した学校施設の長寿命化 ○児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末の更なる利活用と、老朽化しつつあるネットワーク環境の保守に向けた検討 ○経済的理由による就学継続の困難な生徒への学習支援等、高校進学当初の目的を果たせるような支援の検討 ○基金残高に見合う奨学金の支給と、奨学金のニーズとのマッチング ○現行制度でカバーできていない進学希望者に対して、国や道の制度の状況と合わせた奨学金制度の構築	満足度	3.1（13/34）
	重要度	4.1（9/34）

【施策 3 家庭や地域とともにある学校づくりの推進】

概要 ※現計画の記載		
家庭や地域とともにある学校づくりの推進のため、引き続き、小中連携・一貫教育に取り組むとともに、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、小中学校間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進を図るなど、学校・家庭・地域の連携を強化します。 また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう、教職員の更なる資質能力の向上を図るとともに、学校における働き方改革を進め、専門スタッフの充実や外部人材の活用を図るなど、教職員の業務負担を軽減し、より子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進します。		
これまでの主な取組		
・ 北海道教育大学旭川校と連携し、学生ボランティアを希望校に派遣（継続） ・ 授業力向上プロジェクトチームによる教員向け指導資料の作成、教員の授業力向上に資する研修会の開催（継続） ・ 各種教育研究大会開催補助金（小学校・中学校）の交付（継続） ・ 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第 3 期）に基づく取組の推進（継続） ・ 部活動指導員の配置（継続） ・ 私立専修学校教育推進補助金の交付（継続） ・ 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○教職員の働き方改革の推進 ○若者の地元定着及び本市への流入促進に向けた私立専修学校への支援方法の検討	満足度	3.0（24/34）
	重要度	4.0（14/34）

【施策 4 いじめ防止対策の推進】

重点

概要 ※現計画の記載
いじめから子どもの生命と尊厳を守るため、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの未然防止やいじめの積極的な把握、情報の一元化による迅速かつ適切な対応、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添った早期解決に向けた必要な支援、いじめを行った児童生徒とその保護者に対する再発防止に必要な支援等を行ういじめ防止対策を推進します。

これまでの主な取組		
・旭川市いじめ防止基本方針の策定・改定（H30 年度策定、R5 年度改定） ・市長部局にいじめ防止対策推進部を設置し、教育委員会と連携したいじめ防止対策「旭川モデル」を推進（R5 年度～） ・旭川市いじめ防止対策基本条例制定（R5 年度） ・精神科医、警察官経験者等の専門性を有する人材の活用（R7 年度） ・校内教育支援センターを設置し、いじめ対策官を兼務するスクールライフサポーターを配置（R7 年度） ・動画教材を活用した情報モラル教育等の学習の実施（R7 年度） ・いじめ防止対策の充実のため、「旭川市いじめ防止対策推進基金」を創設（R7 年度） ・地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援の実施（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○いじめ防止対策「旭川モデル」の推進 ○「いじめから子どもを守る首長連合」を通じて、いじめ防止対策の先進事例の共有と人材や財源の確保	満足度	2.5（34/34）
	重要度	4.4（2/34）

目標の達成状況
○「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」については、基準値である 55.5%（H27 年度調査）から 52.3%（R7 年度調査）に減少しており、目標値である 70%を下回り、目標を達成できていない。 ○「子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合」については、基準値である 31.6%（H27 年度調査）から 27.0%（R7 年度調査）に減少しており、目標値である 42%を下回り、目標を達成できていない。

点検評価
《成果指標に基づく客観的評価》 ○子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合、子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合ともに、基準値から低下しており、目標を達成できていない。その要因を単純に推量することはできないものの、将来の予測が困難な時代にあって教育環境への不安や、子どもが被害者となる痛ましい事件の発生やいじめの重大事態が起きたことなども要因の 1 つと考えられることから、現在の施策における各取組を進める中で生じた課題への対応に加え、更なる取組の発展・充実について検討する必要がある。
【施策 1 社会で自立し、活躍できる力を培う教育の推進】 ○授業力向上プロジェクトチームの設置による教員の指導力向上や、小学校における少人数学級編制によるきめ細かな指導体制の構築により、質の高い教育の推進が図られている。また、補助指導員を配置し、教育上特別な支援が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒への巡回相談の実施により、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援の充実が図られているが、各種取組の実施に当たっては、教員や専門スタッフ等の人材を安定的に確保する必要がある。
【施策 2 安全・安心な教育環境の整備】 ○老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等の計画的な維持・更新を行い、安全・安心

な教育環境を整備するとともに、教育に係る保護者の経済的負担感が増している中であって、教育機会の均等の確保を図るため、負担軽減に向けた更なる取組の充実が必要である。

【施策3 家庭や地域とともにある学校づくりの推進】

- 小中連携・一貫教育をベースに各中学校区の状況に応じたコミュニティ・スクールを推進し、学校・家庭・地域の連携を促進してきたところであるが、今後も子どもたちを守り育てる体制をより一層推進する必要がある。
- 教職員が心身ともに健康でいきいきと児童生徒と向き合うことができる環境づくりを推進するため、部活動指導員の配置など学校における働き方改革を進めてきたところであるが、今後も児童生徒の豊かな学びや成長のため、より良い環境づくりに努める必要がある。

【施策4 いじめ防止対策の推進】

- 令和5年4月から市長部局にいじめ防止対策推進部を設置し、いじめ防止対策「旭川モデル」を推進している。各種委員会の提言に基づく再発防止策として、精神科医や警察官経験者などの専門人材を活用し、早期発見・早期対応と被害者に寄り添う支援体制を構築した。今後は、構築した体制の実効性を更に高め、学校現場等で確実に機能させるとともに、「いじめから子どもを守る首長連合」等を通じた全国の自治体との連携や国への政策提言を継続していく必要がある。
- 全中学校の生徒会役員等が集まり、児童生徒が主体となったいじめの未然防止等の取組について協議する「生活・学習A c t サミット」や、教職員・保護者・関係機関職員が一堂に会し、いじめ問題等について協議する「生徒指導研究協議会」を開催するとともに、小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた生命（いのち）の安全教育等の人権教育に関する学習や情報モラル教育等に係る学習を実施するなどいじめの未然防止に向けた取組の充実が必要である。
- いじめ対策官を兼務するスクールライフサポーターを配置した校内教育支援センターの拡充、専門的知識、経験を有するスクールカウンセラーやいじめ対策コーディネーターの小・中学校への派遣等により、教育相談体制の充実や教職員の専門性の向上を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める必要がある。

基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

生涯を通じて主体的に学ぶ機会の充実を図り、学び合いによる成果を生かしながら、地域の教育力を高めます。

また、個性豊かで北国らしい文化の振興や郷土意識の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や各種大会・合宿等の誘致を進め、競技力の向上やスポーツの裾野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

目標像

- 市民が主体的に学ぶための多様な情報や機会が充実し、学びの成果を地域に還元できる環境が整い、学習活動が幅広く行われています。
- 多様な文化芸術活動が活発化し、個性豊かで北国らしい文化が息づき、郷土への愛着が高まっています。
- スポーツ・レクリエーション環境の充実により、多くの市民がこれらに親しみ、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 (地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります)	838人 (H27)	780人 (R1)	565人 (R5)	547人 (R6)	558人 (R7)	55.8%	1,000人
趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合 (趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度合いを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	26.7% (H27)	25.5% (R1)	24.7% (R5)	24.7% (R5)	24.2% (R7)	65.4%	37%
文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合 (文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	32.0% (H27)	29.3% (R1)	27.1% (R5)	27.1% (R5)	28.7% (R7)	68.3%	42%

スポーツ実施率 (市民がスポーツ に取り組んでいる かを市民の意識で 計ります) [旭川市民アンケート調査]	27.6% (H27)	28.6% (R1)	31.0% (R5)	31.0% (R5)	30.1% (R7)	60.2%	50%
---	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-------	-----

現状と課題 ※現計画の記載

生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、市民それぞれの学びたいという気持ちが叶えられ、学びにより社会全体の活性化が図られる生涯学習社会の構築が重要であり、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化等に的確に対応した各種施策や社会教育施設の機能の充実など、市民の学びを支える環境づくりが必要です。

さらに、本市において多様な文化芸術活動が発展していくためには、これらの活動への支援や、文化芸術に接する機会の拡充を図り、より多くの市民に文化芸術活動を広めていくことが重要です。

また、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を充実し、市民の健康づくりや体力の向上を図るとともに、老朽化したスポーツ施設について、市民が安心・安全に利用することができるよう、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、施設の在り方の検討を進めるほか、賑わいにつながるイベントや大会の振興、プロスポーツチームやオリンピック、パラリンピアンなどと連携したスポーツの推進に取り組んでいくことが重要です。

各種大会や事前合宿などの誘致は、競技力の向上や交流人口の増によるまちの活性化につながることから、本市で開催した国際大会や合宿の実績を国内外に積極的に発信し、誘致活動を進めるとともに、受入体制を整備していくことが必要です。

基本政策に係る施策

【施策 1 生涯を通じた学びの振興】

概要 ※現計画の記載

生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進するとともに、大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進を通して、本市や周辺の地域が有する自然や地形に対する市民の理解を深めるなど、市民の郷土愛を育むための取組を進めます。

また、地域における学習・活動の拠点として、市民ニーズに対応した社会教育施設の機能の充実を図ります。さらに、市民が互いに学び合えるよう担い手の育成を進め、学んだ成果を地域に生かすことができる仕組みづくり、学びを通じた地域の教育力の向上に取り組めます。

これまでの主な取組

- ・生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」の運用（継続）
- ・家庭教育に関わる人材の育成・支援（継続）
- ・旭川生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」（継続）
- ・地域学校協働活動の推進（継続）
- ・大雪山カムイミントラジオパーク構想の推進（継続）
- ・公民館の事業企画、管理運営（継続）
- ・電子書籍の導入（R4年度）
- ・新図書館システム導入による貸出機能強化（LINE、マイナンバーカードによる貸出等）（R7）

年度) ・旭川市図書館公式 LINE アカウント開設、LINE による資料検索や予約可能 (R7 年度) ・旭川市図書館公式 Instagram アカウント開設、情報発信 (R7 年度) ・中央図書館 2 階学習室に Wi-Fi 環境を整備 (R7 年度) ・科学館開館 20 周年記念特別展「特撮の DNA ゴジラ、旭川上陸」開催 (R7 年度)		
課題	市民アンケート調査の結果	
○現代的な課題や市民のニーズに対応した学習機会の充実 ○市民が安心安全に利用できる社会教育施設の運営、施設・設備の老朽化に係る対応 ○地域人材の活用など市民が学習成果を地域に還元できる事業の実施	満足度	3.0 (22/34)
○学校・家庭・地域が連携し、つながりを深めながら学びあえる環境の整備 ○社会教育施設における魅力的な企画展示など、来館者、利用者の増加を促すようなサービスの提供	重要度	3.7 (27/34)

【施策 2 個性豊かな北国らしい文化の振興】

概要 ※現計画の記載
文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、旭川市民文化会館の整備をはじめ文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図ります。 また、自然と共生しながら、古くからこの地に暮らしてきた人々により築かれたアイヌ文化については、伝承・保存に努めるとともに、その活用や魅力の発信等を進めます。さらに優佳良織や郷土芸能についても、その魅力を国内外に発信しながら、地域文化の維持、継承に努めます。
これまでの主な取組
・文化芸術活動団体の事業への公募型補助金の交付 (継続) ・井上靖記念館の管理運営 (継続) ・博物館の管理運営、時宜を得た企画展の実施 (継続) ・文化会館及び音楽堂自主文化事業の実施 (継続) ・市民ギャラリーの管理運営 (継続) ・旭川文学資料館の管理運営 (継続) ・旭川市アイヌ文化振興基本計画に基づくアイヌ文化の振興と理解促進のため、保存・伝承、産業や観光振興に係る各種事業の実施 (継続) ・彫刻美術館及びステーションギャラリーの管理運営 (継続) ・旭川ミュージックウィークの開催 (R4 年度～) ・優佳良織普及促進事業補助金の創設 (R6 年度) ・彫刻美術館「教育普及活動」の見直し (R7 年度) ・旭川市アイヌ施策推進地域計画第 2 期の策定及びそれに基づくアイヌ民族の歴史や文化に対する理解促進と保存伝承に資する各種事業の実施 (R7 年度) ・マイセンの期間展示の実施 (R7 年度)

課題	市民アンケート調査の結果	
○旭川市の地域性を生かした文化芸術活動に親しむ機会の充実 や、文化芸術活動団体への支援の継続 ○市民が郷土に愛着を持てるよう、地域に根付いた文化や文化財等の魅力の発信 ○郷土愛を育むための取組の推進 ○文化財や文化施設における市民の郷土愛醸成に資する機能の充実 ○マイセンの常設展示場の開設	満足度	3.1 (9/34)
	重要度	3.6 (29/34)

【施策3 スポーツ・レクリエーションの推進】

重点

概要 ※現計画の記載		
市民の誰もがスポーツに取り組み、競技力の向上や、健康増進・心身のリフレッシュを図ることができるよう、個人や各団体等への活動支援や施設の維持・更新など、スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、余暇の充実等につながるレクリエーションの推進を図ります。 また、市民が1年を通してスポーツをすることができるよう、全市的な施設整備の優先順位や配置のバランスを踏まえ、施設の充実を図ります。 さらに、子どもたちをはじめ市民がスポーツを通じて夢や希望を抱くことができるよう、プロスポーツチームやオリンピック、パラリンピアンなどと連携した取組を進めるとともに、良質なパウダースノーなどの本市が誇る自然や都市機能を生かし、周辺自治体や民間と連携しながら、受入環境の充実を図り、国内外から各種スポーツ大会や合宿等の誘致を進めるなど、総合的なスポーツの推進を図ります。		
これまでの主な取組		
・スポーツ施設の老朽化対策及び整備（継続） ・プロスポーツチームとの連携によるスポーツ推進事業の実施（ヴォレアス北海道：H29年度～、北海道コンサドーレ札幌：R4年度～） ・包括連携協定締結団体等との各種スポーツ教室等の開催（R4年度～） ・旭川スポーツみらいアンバサダーとの連携によるスポーツ推進事業の実施（R5年度～） ・けんスポ！の開催（R5年度～） ・部活動地域移行実証事業の実施（R5年度～） ・旭川ハーフマラソンコースのリニューアル（R6年度） ・レスリングパリ金メダリスト講習会の開催（R6年度～） ・令和8年度インターハイ女子サッカー大会の誘致（R7年度） ・デフリンピック陸上日本代表合宿の誘致及び決定（R7年度） ・令和8年度フェンシングU20・U17日本代表合宿の誘致（R7年度） ・学校施設スポーツ開放事業の自主管理方式の導入（R7年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○スポーツ施設の老朽化対策及び整備 ○スポーツ合宿の環境及びサポート体制の充実 ○旭川市スポーツ推進計画の進捗管理	満足度	3.1 (11/34)

○旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（策定後）の進捗管理 ○2038年以降の道内連携による冬季オリンピック・パラリンピック招致の動向の注視	重要度	3.6（28/34）
--	-----	------------

目標の達成状況

- 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数については、R7年度は558人であり、基準年であるH27年度の838人より減少しており、目標を達成できていない。
- 趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合については、基準値である26.7%（H27年度調査）から24.2%（R7年度調査）に減少しており、目標値である37%を下回り、目標を達成できていない。
- 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合については、基準値である32.0%（H27年度）から28.7%（R7年度）に減少しており、目標値である42%を下回り、目標を達成できていない。
- スポーツ実施率については、基準値である27.6%（H27年度）から30.1%（R7年度）に増加しているが、目標値である50%を下回り、目標を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数、趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合が減少し、スポーツ実施率についても目標を大きく下回っている。新型コロナウイルス感染症の拡大による市民の活動・運動頻度の低下が見られた一方で、東京やパリ、冬季では北京やミラノコルティナで開催されたオリンピック・パラリンピック等により、スポーツへの関心の高まりもみられる。こうしたことから、引き続き各種施策を継続させながら、幅広い世代の市民が主体的に学ぶための情報や機会の充実を図るとともに、社会教育施設やスポーツ施設等がより多くの市民に利用されるための取組を進める必要がある。
- 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合が減少しており、本市で行われている文化芸術活動の周知や文化芸術に対する関心への喚起がされる取組を進める必要がある。
- コロナ禍からは一定程度施設利用者も回復傾向にあるものの、少子高齢化の進展や働く高齢者の増加など社会構造が変化していることから、市民の学習ニーズを的確に捉え、時代の変化に合わせた事業実施、情報提供を行っていく必要がある。

【施策1 生涯を通じた学びの振興】

- 生涯学習ポータルサイト及び学びの応援講座の運用、ライフステージに対応した公民館事業活動などにより、市民の主体的な学習活動の支援を行い、学習方法や学習機会を選択しやすい環境を整えるとともに、郷土愛の醸成に資する大雪山カムイミンタララジオパーク構想の推進に継続して取り組む必要がある。

【施策2 個性豊かな北国らしい文化の振興】

- 井上靖記念館、音楽堂、彫刻美術館、旭川文学資料館などにおいて、市民が文化芸術に親しむ機会の提供を行っているところであり、今後もこれらの施設を活用した取組を推進する必要がある。

【施策3 スポーツ・レクリエーションの推進】

- スポーツ施設の運営や学校開放事業、バーサーロペット・ジャパンの開催などにより、生涯を通じて市民がスポーツに親しめる機会の充実を図っており、スポーツ実施率の向上に向け、今後もスポーツ施策の推進とスポーツ環境の整備に向けた取組を進める必要がある。
- 日本代表チームの合宿誘致やプロスポーツの支援、広域観光を担う（一社）大雪カムイミントラDMOによるカムイスキーリンクスの運営などを通じて、スポーツへの関心を高めるとともに、競技力の向上や余暇の充実を図っており、本市の自然や都市機能を生かしたスポーツ観光の推進や地域の活性化のため、今後更なる施策の充実が必要である。
- パラスポーツの推進、プロスポーツチームとの連携、インターハイ誘致、スポーツ合宿誘致などの実績を重ねているところであり、現在の施策の考え方を継続し、これまでの取組を更に充実させていく必要がある。

基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

良質な農産物や高品質な家具など本市が誇る地場製品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組み、雇用の安定と拡大につなげるなど、本市の持つ強みを発揮し、地域産業の活性化を図ります。

また、農業やものづくり産業などの担い手の育成、確保に取り組むとともに、新規創業や新分野への進出をはじめ、意欲のある人や企業等に対する支援を行うなど、地域産業の持続的な発展を図ります。

目標像

- 地場製品の評価が高く、国内外で認知され、広く販売されています。
- 企業の誘致や新たな産業の創出により、地域産業が活性化しています。
- 若者をはじめ、地域での就職や起業を希望する人が、様々な分野において、自分の能力を発揮して仕事をする事ができる環境が整っています。
- 生産性の高い農業が展開されており、活力ある農村集落が形成されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
一人当たりの市民所得 (経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります)	旭川市 2,362 千円 (H23) 全道 2,456 千円 (H23)	旭川市 2,582 千円 (H28) 全道 2,615 千円 (H28)	旭川市 2,754 千円 (R1) 全道 2,832 千円 (R1)	旭川市 2,754 千円 (R1) 全道 2,832 千円 (R1)	旭川市 2,797 千円 (R4) 全道 2,891 千円 (R4)	96.7%	一人当たりの道民所得
製造品出荷額等 (地場製品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計ります)	1,837 億円 (H25)	2,156 億円 (H29)	2,161 億円 (R2)	2,230 億円 (R3)	2,220 億円 (R4)	98.1%	2,264 億円
有効求人倍率 (地域の雇用が創出されているかを計ります)	旭川市 0.85 (H26) 全道 0.86 (H26)	旭川市 1.17 (H30) 全道 1.17 (H30)	旭川市 1.10 (R4) 全道 1.10 (R4)	旭川市 0.97 (R5) 全道 1.00 (R5)	旭川市 0.94 (R6) 全道 0.95 (R6)	98.9%	全道値
農業生産額 (農業の生産性が向上しているかを計ります)	146 億円 (H26)	124 億円 (H30)	142 億円 (R4)	138 億円 (R5)	142 億円 (R6)	95.3%	149 億円

現状と課題 ※現計画の記載

令和元年 10 月、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野への加盟をはじめ、ものづくり産業で高い技術力を有し、都市としても高い評価を受けていることを背景に、デザインの視点でまちの魅力を高め、発信していくことが重要です。消費者ニーズを見極めながら、商品開発や、販路拡大、ブランド化を進めるとともに、人材育成を強化するなど、地場産業の新たな魅力向上と活力の創出につながる取組を推進する必要があります。

また、経済のグローバル化が進展し、海外の市場を視野に入れた対応が必要である一方、新型コロナウイルスの感染拡大など、国際情勢の大きな変化で顕在化するリスクや新たなビジネス機会に対応することが重要です。引き続き、企業の誘致や新産業の育成、起業・創業等を推進することにより雇用を創出するなど、産学官などの連携も進めながら、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復、そして活性化を図っていくことが必要です。

さらに、少子高齢化の進行は、今後、若年就業者などの労働力人口の減少を加速させることから、地域産業の活力を維持するためには、若者はもとより、これまで以上に、女性やシニア世代、外国人、障害を持つ方などの多様な人材の活躍により担い手不足の解消を図っていくとともに、働きやすい就業環境の整備を進める必要があります。

農林業についても、就業者の高齢化や就業人口の急激な減少に加え、貿易自由化の影響などにより地域農業を取り巻く環境が厳しさを増すことも見込まれることから、新規就農者や林業従事者など、担い手となる人材を育成、確保するとともに、生産効率を高めていくことが必要です。

また、農村集落においても、担い手の高齢化、後継者不足などが懸念されることから、これらに対応し、地域コミュニティとしての機能を維持していくことが求められています。

基本政策に係る施策

【施策 1 魅力の活用、発信と競争力の強化】

重点

概要 ※現計画の記載

ユネスコ創造都市ネットワークを最大限に活用し、国内はもとより、海外の市場も視野に入れながら、安全・安心な農畜産物とこれらを生かした食品、高品質な家具など、本市の地場産品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化します。また、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市を含む国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大のほか、ブランド力の強化等を図り、事業者の所得向上につなげます。

東日本大震災以降、国内企業等においてリスクの分散や事業継続計画の見直しが活発化している中、新たに造成した動物園通り産業団地など本市の産業基盤を活用し、地震等の大規模自然災害が少なく、冷涼な気候であるなど、本市の強みを生かした企業誘致を推進します。

医療機関が集積していることや、北北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、地元企業、誘致企業、高等教育機関や研究機関などとも連携しながら、地域産業の活性化を図ります。

これまでの主な取組

- ・家具等木製品の販路・拡大に向けた国際家具デザインフェア開催や各種展示会出展等への支援（継続）
- ・国内外市場との商談・販売機会の創出（R2 年度～）
- ・IT 企業等の本市への進出に係る補助制度創設（R5 年度～）
- ・旭川食のアンバサダーを通じた旭川の食の魅力発信（R5 年度～）
- ・ユネスコデザイン都市旭川会議の開催（R6 年度）
- ・デザインシステムの活用（R6 年度～）

- 旭川市工場立地法準則条例の制定（R7 年度） - 新たな産業用地候補地の調査事業（R7 年度） - 有機農業拡大（水田除草機、色彩選別機等）への支援（R7 年度） - 市立全小中学校の給食において旭川産有機米の提供（R7 年度） 1 歳 6 か月児健診時において旭川産有機米プレゼント（R7 年度） - ガバメントクラウドファンディング等による寄附金を活用した旭川産米の全国の子ども食堂等への提供（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○地域企業への支援による地場産品の国内外販路開拓・拡大の促進	満足度	3.0（30/34）
○地場産業の競争力強化のため、地域資源の磨き上げやブランド化、販売機会創出		
○雇用支援など、企業ニーズに応じた細やかな支援による企業誘致の更なる推進	重要度	3.7（26/34）
○新たな産業用地候補地の選定		
○多くの農業者に波及する販路拡大や 6 次産業化推進のための取組の検討		

【施策 2 地域産業の持続的発展】

重点

概要 ※現計画の記載
ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくりを進めます。また、若者をはじめ、女性やシニア世代、外国人、障害を持つ方、本市に U I J ターンを望む人など多様な人材が、様々な分野において、適性に合った仕事ができる働きやすい環境を整備します。また、地域企業の経営強化や事業拡大、新規創業や新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実を図り、地域産業の持続的な発展につなげます。 農業については、効率的な農地集積、集約や農地の有効利用、スマート農業の導入促進による農作業の省力化を進めるなど、生産性の高い農業の構築を構築し、日本の食料自給率向上に貢献するとともに、経営基盤の強化、産地の維持・発展を図ります。また、林業についても森林施業の集約を進めるなど、生産性の向上に努めるほか、本市が持つ豊かな自然や美しい農村の景観を活用し、都市と農村の交流を促進するなど、農村集落の活性化を図ります。
これまでの主な取組
- 林業事業体等に対して林業機械導入の支援開始（R2 年度～） - 経営継承・発展支援事業（R3 年度～R7 年度）及び世代交代円滑化事業（R7 年度）により、地域の中心的な農業者の経営を継承した後継者の経営発展を推進 - スマート農業・省力化技術（自動操舵機器、水管理機器等）（R4 年度～）、省力化資材（シルバーシート、生分解性マルチ）（R7 年度）により、農作業の省力化を推進 - メタルワーク体験事業の実施（R4 年度～） - スタートアップ支援補助金の実施（R5 年度～） - 泉大津市との農業連携協定（R5 年度～）、泉大津市と共同でのオーガニックビレッジ宣言の実施（R6 年度） - 若手農業者との意見交換（R5 年度） - 新規就農希望者等に対する研修の実施（R5 年度～） - 若者地元定着奨学金返済補助事業「企業連携制度」の開始（R6 年度～）

・(株)セブンイレブン・ジャパンとの包括連携協定の締結（R6 年度） ・生徒、学生向けのアントレプレナーシッププログラム開始（R6 年度～） ・機械更新による中小企業支援（R6 年度～R7 年度） ・遠隔地の企業との BCP 連携促進に向けた支援等を実施（R7 年度） ・旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」のリニューアル（R7 年度） ・旭川市外国人材活用相談窓口の開設（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○新規学卒者や求職者が地元に着定するための働きやすい環境づくり ○ものづくり産業における人材確保 ○農業における新たな担い手の確保・育成、労働力不足を補うスマート農業の推進 ○民有林を適切に管理するための担い手の確保・育成、森林所有者の意識啓発 ○森林環境譲与税を有効活用して実施するより充実した事業の展開	満足度	2.9（31/34）
	重要度	4.1（10/34）

目標の達成状況

- 一人当たりの市民所得については、基準年（H23 年）の 2,362 千円から R4 年は 2,797 千円と増加したものの、目標値である全道値（R4 年、2,891 千円）を達成できていない。
- 製造品出荷額等については、基準年（H25 年）1,837 億円から R4 年は 2,220 億円と 383 億円増加したものの、目標値（R9）である 2,264 億円まで残り 44 億円となっている。
- 有効求人倍率については、基準年（H26 年）0.85 から R6 には 0.94 まで上昇したが、目標値である全道値 0.95 を達成できていない。
- 農業生産額については、基準年である H26 年の 146 億円から横ばい傾向にあるが、R6 年は約 142 億円と減少しており、目標値である 149 億円を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- いずれの成果指標も目標値を達成できておらず、物価高騰や人手不足に直面する地域企業への支援や、人口減少や生産者の高齢化による農業生産額の減少傾向などの課題があることから、引き続き人材の育成・確保、ブランド力の向上や生産性の向上などの取組を充実させることが必要である。

【施策 1 魅力の活用、発信と競争力の強化】

- 国際情勢の急変に伴う物価高騰や人口減少による国内市場の縮小により、大幅なコスト増や販売機会の減少が懸念される中、これまで培った地域支援機関や金融機関等のネットワークを活用した支援を行うとともに、更なる国内外の市場開拓を進める必要がある。
- 動物園通り産業団地の分譲率が 8 割を超え、IT 関連企業等の企業誘致も進んだ一方で、事業用地が不足してきており、次期産業用地の造成に向けた調査検討が必要である。
- 農業生産の維持や生産者の生産意欲向上を図るため、継続的な支援により生産経費の削減や作業の効率化、農産物の付加価値向上による販売促進を進める必要がある。

【施策 2 地域産業の持続的発展】

- 就労体験による求職者と地域企業のマッチングを図る旭川圏トライアルワーク事業の実施など、あらゆる世代の働き手が、それぞれの適性に合った仕事ができる環境づくりに取り組んでいるが、転出超過が進む若年世代の地元定着を図るため、奨学金返済補助の拡充やスポットワークをはじめとした多様な働き方の推進に取り組む等、引き続き施策を充実させることが必要である。
- 農林業分野においては、国の事業を活用するなどして、新たな担い手の確保・育成や省力化・効率化、森林施業の集約等の取組を進めているが、人口減少や生産者の高齢化が加速する中、より生産性の高い農林業の構造構築に向けて、これらの施策を充実させることが必要である。

基本政策 7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北北海道全体の活性化を図ります。

目標像

- 本市の魅力向上や機能強化が図られ、まち全体に新たな人の流れと賑わいが生まれています。
- 空港の機能充実や国内外への路線拡大のほか、交通結節機能の強化により、北北海道の交通の要衝として、拠点性の強化が図られています。
- 本市の魅力が広く発信されており、国内外から多くの人々が訪れ、まちの活性化が図られています。
- 国外との多様な交流が拡大し、本市をはじめ北北海道全体において人やまち、産業などの国際化が図られています。

成果指標の進捗状況

指標名及び 説明	基準値	第 1 期 実績値 (R1)	第 2 期 実績値 (R5)	R6	R7	達成率	目標値 (R9)
旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思う市民の割合 (まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	21.7% (H27)	20.2% (R1)	20.2% (R5)	20.2% (R5)	24.2% (R7)	75.6%	32%
中心部の歩行者数 (中心部に賑わいがあるかを計ります)	130,407 人 (H27)	117,635 人 (H29)	113,332 人 (R5)	102,766 人 (R6)	114,815 人 (R7)	79.2%	145,000 人
高速交通利用者数 (市外との交流が活発になっているかを計ります)	687.9 万人 (H25)	696.2 万人 (H29)	462.5 万人 (R3)	606.7 万人 (R5)	633.7 万人 (R6)	93.9%	675 万人
観光客宿泊延数 (国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります)	74.4 万泊 (H26)	108.3 万泊 (H30)	67.3 万泊 (R4)	103.2 万泊 (R6)	117.5 万泊 (R7)	96.3%	122 万泊

現状と課題 ※現計画の記載

市内中心部は、北彩都あさひかわの整備が完了し、豊かな自然を取り込んだ特徴的な都心空間が形成された一方、百貨店の閉店などによる衰退が懸念される中、今後は、平和通商店街や銀座商店街のほか、クリスタル橋及び氷点橋を介してつながりが深まった神楽地区など既存の中心部を含めた中心市街地全体の活性化が必要です。

また、近年、消費の低迷のほか、大型商業施設の郊外への出店、店主の高齢化や後継者不足等、更には新型コロナウイルス感染症の影響により地域の商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、市民に身近な商店街の再生が求められています。

公共交通については、平成 28 年に、ＪＲ北海道が、本市を起点とする路線を含む「単独では維持することが困難な線区」を発表したところであり、今後は、公共交通網の維持、確保とともに、放射状道路と環状道路で構成される本市の道路網の特徴を生かした地域内交通の機能充実や、旭川空港をはじめ、北北海道の交通の要衝としての拠点性の向上など、まちの機能の充実が求められています。

観光については、これまで全国的な知名度を持つ旭山動物園や豊かな自然や食などを生かし様々な観光振興を図っていますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、本市における観光を取り巻く環境が大きく変化しています。感染症終息後の観光需要を見据えた観光受入体制の充実を図るとともに、経済効果の高い宿泊を伴う観光客や、夏季に比べ大きく落ち込んでいる冬季観光客を増やしていくため、通年滞在型観光への取組が重要です。

また、地方への移住に向けた取組も全国的に活発化してきていることなどから、受入体制を充実させるとともに、国内外にまちの魅力を広く発信していくことが必要です。

基本政策に係る施策

【施策 1 まちの活性化と公共交通網の充実】

重点

概要 ※現計画の記載

豊かな自然環境と都市の利便性を併せ持つ個性を生かしながら、北彩都あさひかわと既存の中心部との機能連携や回遊性を確保するとともに、来街の促進や都市機能の誘導を推進するなど、中心市街地の活性化を図るほか、地域コミュニティの核となる商店街においては、活力を創出する取組や交流の場としての機能向上を促進するなど、民間活力の導入も進めながら、まち全体に新たな人の流れと賑わいを創出します。

また、市民の生活の足や本市を訪れる人々の移動手段として、ＪＲ路線やバス路線など公共交通の維持、確保を基本としながら、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図ります。

さらに、国内外の都市と結ばれ、高い利便性や就航率を誇る旭川空港の機能充実や路線拡大を図るほか、北北海道の交通の要衝としての都市の拠点性を高めます。

これまでの主な取組

- ・沿線協議会での協議、抜本的な改善方策の実現に向けた実証事業の継続（継続）
- ・旭川市地域公共交通計画を踏まえた事業の実施（継続）
- ・旭川空港の路線拡大、就航便の増加に向けた取組（継続）
- ・優良建築物等整備事業（継続）
- ・ユキノワアサヒカワ（旧街あかりイルミネーション）の実施（継続）
- ・駅前広場スケートリンクをはじめとする冬季の賑わいづくりの実施（継続）
- ・中心市街地活性化基本計画に基づく取組の推進（継続）
- ・中心市街地活性化協議会企画推進分科会の活動（継続）

・北彩都ガーデンイベントの実施（継続） ・放置自転車の整理・撤去事業（継続） ・自転車放置防止条例の啓発（継続） ・Google マップでのバス路線検索の開始（R2 年度～） ・空港運営事業の民間委託開始（R2 年度） ・イベントと連携した特定日における路線バスの無料化の実施（R4 年度/R6・7 年度） ・官民連携組織～買物公園エリアプラットフォームの設立（R5 年度） ・旭川市都市機能施設誘導促進補助金（R6 年度～） ・買物公園エリア未来ビジョンに基づく取組の推進（R6 年度～）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○少子高齢化等による利用者の減少を踏まえたバス路線の維持、確保に向けた新たな制度構築 ○旭川空港の機能充実と路線拡大 ○中心市街地活性化に係る取組の発展	満足度	2.8（32/34）
	重要度	4.2（6/34）

【施策 2 四季を通じた観光の振興】 **重点**

概要 ※現計画の記載		
観光客の減少する冬季に特化した施策を展開するとともに、本市の都市機能と自然を最大限に活用し、文化、スポーツ、自然、食、産業などを組み合わせた体験型観光の促進や、本市を拠点とした広域観光を推進することにより、1 年を通じた観光誘致に取り組みます。これらを通じて、圏域のブランド化を進め、いつ来ても、何度来ても楽しめる地域である「マウンテンシティリゾート」としての確立を推進します。 また、将来にわたる持続可能な観光振興を図るため、自主的な財源確保策の検討を進めます。 さらに、官民が連携してイベントの充実やコンベンションの誘致を図るなど、本市の多様な魅力を効果的に情報発信しながら、市民一人一人のおもてなしの心の醸成と受入体制の充実を図り、地域を訪れる国内外の人々が魅力に感動し、居心地の良さを感じることができる環境を創出します。		
これまでの主な取組		
・（一社）大雪カムイミントラDMOによる広域観光の推進（継続） ・カムイスキーリンクスを活用した冬季観光の充実（継続） ・旭川冬まつりの開催（継続） ・道北観光のポータルサイトの運営（R3 年度～） ・体験型アクティビティの充実（用品整備、商品造成等）（R3 年度～） ・醸造文化を活用した産業観光振興事業の実施（R6 年度～）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○「道内最大級」のイベントを目指した北の恵み あさひかわ食ベマルシェのバージョンアップ ○観光需要の高まりを見据えた観光客の誘致施策の推進 ○大きく伸びる外国人観光客の動きを捉えた海外プロモーションの実施 ○着地型・滞在型観光を促すような体験型コンテンツの造成 ○宿泊税の収入管理と観光産業の振興につながる使途の検討 ○海外観光客のホスピタリティ向上に向けた環境整備	満足度	3.0（27/34）
	重要度	3.8（22/34）

【施策 3 多様な交流と国際化の推進】

重点

概要 ※現計画の記載		
豊かな自然と都市機能が調和していることなど、本市の地域資源を最大限に活用しながら、官民が連携して幅広い世代の移住・定住の促進に取り組むほか、本市出身者や勤務経験者、テレワークやワーケーションなど、新しい働き方も含め本市と継続的に関わりを持つ関係人口の拡大を推進するとともに、国外との都市間交流の拡大を図り、人やまち、産業などの国際化を進めます。		
これまでの主な取組		
・移住体験ツアーの実施（継続） ・地域おこし協力隊の任用（継続） ・移住戦略プランの策定（継続） ・姉妹友好都市をはじめとする海外の都市との交流（継続） ・旭川市国際交流委員会への負担金支出（継続） ・旭川市姉妹友好都市青少年交流補助金の交付（継続） ・旭川市国際交流センターの運営（継続） ・官民連携組織～旭川移住促進協議会の設立（R1 年度） ・地域交流型テレワーク施設の整備（R3 年度） ・圏域移住イベントの開催（R5 年度～）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○民間や圏域自治体と連携した移住サポート体制の充実 ○担い手不足等の地域課題を意識した移住施策の推進 ○社会・国際情勢の変化に対応した、交流事業等の推進 ○国際交流活動の担い手の確保	満足度	3.0 (28/34)
	重要度	3.4 (34/34)

目標の達成状況

- 旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合は、基準値である 21.7%（H27 年度）から 24.2%（R7 年度）に増加しているものの、目標値である 32%を下回り、目標を達成できていない。
- 中心部の歩行者数について、H27 年の 130,407 人から R7 年では 114,815 人に減少しており、目標値である 145,000 人を達成できていない。
- 高速交通利用者数について、基準年である H25 年度の 687.9 万人から R6 年度は 633.7 万人に減少しており、目標値である 675 万人を下回り、目標値を達成できていない。
- 観光客宿泊延数については、基準年である H26 年度の 74.4 万泊から R7 年度は 117.5 万泊に増加しているものの、目標値である 122 万泊は達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた各指標は増加に転じているが、刻一刻と変化する社会経済情勢を踏まえた各種施策の発展・充実により、中心市街地の活性化や公共交通の利用促進、旭川空港の利用拡大、移住の促進等を図り、賑わいの創出や多様な交流を推進していく必要がある。

【施策 1 まちの活性化と公共交通網の充実】

- まちづくりの担い手や関係団体等と連携した中心市街地の賑わい創出を図るためのイベント・

事業等の実施や旭川商店街サポートセンターの活動支援、公共交通の利用促進及び旭川空港の利用拡大に取り組んでおり、これらの取組を継続して充実させていく必要がある。

○関係団体と連携した中心市街地にある北彩都ガーデンのイベント・事業等の実施。

【施策2 四季を通じた観光の振興】

○いつ来ても、何度来ても楽しめる観光地域として、本市が国際的にも通用する観光地へと発展していくために、着地型・体験型コンテンツの拡充や、本圏域のマウンテンシティリゾートとしての確立を推進するなど、引き続き本市の都市機能と自然を最大限に活用し、1年を通じた観光誘致に取り組む必要がある。

【施策3 多様な交流と国際化の推進】

○民間や圏域自治体との連携強化を図り、多様化するニーズに対応するためのサポート体制充実や、担い手不足等の地域課題を意識した移住施策の取組を進める必要がある。

○国際交流の拠点となる国際交流センターの運営、旭川市国際交流委員会の活動を通して、外国人住民や訪日外国人の受入体制の充実に取り組んでおり、引き続き、目標像に向けて変化する社会情勢に対応しながら取組を継続する必要がある。

基本目標4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

市民や地域、行政などがそれぞれの役割を担い、効果的な雪対策を推進するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適な住環境の創出を図ります。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、市営住宅や道路、水道など社会資本の計画的かつ効率的な運用を図り、暮らしの安全を支える都市の構築に取り組みます。

目標像

- 社会資本が良好に機能し、安全・安心な市民生活や社会活動が営まれています。
- まちづくりの担い手が力を発揮し、雪対策や魅力ある景観づくりなど、四季を通じて快適に暮らせる住環境が形成されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び 説明	基準値	第1期 実績値 (R1)	第2期 実績値 (R5)	R6	R7	達成率	目標値 (R9)
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合 (快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	38.6% (H27)	39.4% (R1)	40.6% (R5)	40.6% (R5)	41.4% (R7)	84.5%	49%
心地良い景観だと感じている市民の割合 (川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	37.4% (H27)	36.2% (R1)	39.7% (R5)	39.7% (R5)	42.4% (R7)	84.8%	50%
環境基準達成度 (快適で健康に暮らせる生活環境が保たれているかを計ります)	11/14 項目 (H26)	13/14 項目 (H30)	13/14 項目 (R4)	13/14 項目 (R6)	13/14 項目 (R7)	92.9%	14/14 項目

現状と課題 ※現計画の記載

旧町村との合併や郊外地域への宅地造成などに伴い、徐々に郊外へ市街化区域が広がったことなどから、中心市街地では居住地や商業地などの利用が低下しており、土地利用の適正化が求められています。

また、道路や橋りょう、水道といった暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでおり、地震や水害などの自然災害に備えた改修、今後の少子高齢化や人口減少を見据えた適正化や長寿命化などが課題となっています。

適切な管理が行われていない空家等や空地、耐震基準を満たしていない建築物など、安全で良好な都市環境を整備する上での課題が生じているほか、バリアフリー化や省エネルギー性能の向上など、既存住宅ストックの改善や長寿命化に向けたニーズが高まっており、これらの対応が求められています。

河川など都市部の自然を取り込んだ都市計画の下、市民の営みや地域の活動などにより育まれてきた本市の素晴らしい街並みの継承と魅力的な景観形成を進めるとともに、冬期の快適性向上のため、安定した除排雪体制の継続的な確保や少子高齢社会に対応した除雪弱者への支援、暴風雪や豪雪時の対応強化などの取組を進めることが必要です。

さらに、市内での出没が増えてきたヒグマへの対策が求められており、旭川大雪圏域などの周辺自治体や北海道（上川総合振興局）と連携しながら、より効率的な対応を考えていく必要があります。

基本政策に係る施策

【施策 1 市民生活を支える都市機能の維持】

概要 ※現計画の記載

災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路や橋りょう、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持します。

また、市民の暮らしに無くてはならない「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化などを進めます。

これまでの主な取組

- ・幹線道路、生活道路、橋りょうの整備の推進（継続）
- ・旭川市公園長寿命化計画に基づく都市公園の再整備（継続）
- ・河川管理施設の改修（継続）
- ・旭川市立地適正化計画の周知及び届出制度の実施（継続）
- ・花咲スポーツ公園の改修（継続）
- ・東光スポーツ公園の整備（継続）
- ・塩化ビニル管の更新事業の実施（継続）
- ・経年管の更新事業（継続）
- ・西神居・江丹別地区における簡易水道事業の実施（継続）
- ・未就学児童等の移動経路の交通安全対策（R2 年度～）
- ・交通安全対策補助制度（地区内連携）による歩道整備（R3 年度～）
- ・旭川市都市機能施設誘導促進補助金（R6 年度～）
- ・花咲スポーツ公園の再整備（R6 年度～）
- ・旭川市都市計画事業基金の設置（R7 年度）

課題	市民アンケート調査の結果	
○管理コスト、利用率、維持補修・改修費などを総合的に検証した上での道路・橋りょう・公園等の計画的な整備改修	満足度	3.2 (5/34)
○河川の浸食や護岸等の施設の老朽化が進行、大雨に伴う災害などへの対策を含めた河川等の計画的な整備改修		
○立地適正化計画に基づくコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりの推進	重要度	4.2 (5/34)

【施策2 暮らしやすい都市環境の充実】

概要 ※現計画の記載		
既存建築物等の耐震化、長寿命化やアスベスト対策、空家等の適正管理の推進、住宅ストックの改善、環境保全・監視体制の強化、更にはヒグマやカラスといった野生鳥獣の被害防止対策など、住み慣れた場所において快適な生活をするために必要な取組を行い、暮らしやすい都市環境づくりを推進します。		
これまでの主な取組		
・大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質、騒音、ダイオキシン類の常時監視（継続） ・鳥獣対策（ヒグマ対策、カラス対策）（継続） ・新規狩猟免許取得経費補助（継続） ・アスベスト対策の実施（継続） ・耐震への対策の実施（継続）（住宅耐震診断補助（継続）、住宅耐震改修補助（継続）、大規模建築物耐震診断等補助（R3年度）、旭川市耐震改修促進計画の改定（R3年度）） ・空き家対策の実施（継続）（空家等対策協議会設置（継続）、不良空き家等住宅除去費補助（継続）、相続財産清算人等の選任申立（H28年度～）、無料空き家合同相談会の開催（H29年度～）、外部団体との空き家対策に関する協定の締結（R1年度）、旭川市空家等対策計画の改定（R3年度）） ・住宅雪対策補助制度の実施（継続） ・住宅改修補助制度の実施（継続） ・高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助制度の実施（H16年度～R3年度） ・大規模盛土造成地変動予測調査の推進（H28年度～R3年度） ・市営住宅等の建替等工事实施（H28年度～：第2豊岡団地建替、H29年度～R6年度：神楽岡NT改修、H30年度～：忠和団地改修） ・旭川市営住宅長寿命化計画の改定（R3年度） ・旭川市住生活基本計画の策定（R4年度） ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（第3版）の策定（R5年度） ・地域材活用住宅建設補助制度の実施（R5年度～） ・盛土規制法運用に係る基礎調査の実施と運用（R7年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○鳥獣対策の実施及び担い手の育成・確保	満足度	3.2 (6/34)
○ヒグマなど鳥獣に対する正しい知識の理解・啓発		
○自然共生社会の形成に向けた啓発活動等の充実		
○人口減少等によって増加傾向にある適正に管理されていない空き家への対策		

○耐震化が必要な建築物への対応 ○旭川市営住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の計画的な建替え及び長寿命化の実施 ○地域経済の活性化や脱炭素などを見据えた新築住宅への地元木材活用の推進	重要度	3.9 (20/34)
--	-----	-------------

【施策 3 除排雪体制の充実強化】

概要 ※現計画の記載		
市民・企業・行政（国・道・市）がお互いの役割分担を明確化し、協働を推進しながら、行政の支援を通じた自助・共助機能の強化や、雪対策に係る情報共有において情報媒体の多重化や発信方法の充実を図ります。また、除排雪作業の担い手の確保・育成に向けた支援に取り組むとともに、ICT（情報通信技術）などデジタル技術の活用による除排雪作業の効率化を図るなど、冬期の快適な生活を支える除排雪体制の充実強化を進めます。		
これまでの主な取組		
・旭川市雪対策基本計画の改定（R3 年度） ・旭川市雪対策基金の設置（R4 年度） ・除雪DX（積雪センサー・ライブカメラ、映像鮮明化装置など）の推進（R5 年度～） ・除雪センターの統合等機能の集約と充実（R6 年度～） ・北海道と連携したコラボ排雪の実施（R6 年度～） ・雪対策基本条例に基づく雪処理のルールやマナーの対策強化（R6 年度～） ・初冬期における生活道路の路面管理対策強化（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○局地的な豪雪や急な暖気・降雨など、近年の気象状況の変化への対応 ○地区のバランスの取れた雪処理施設の確保 ○除排雪作業の担い手の確保・育成と技術の継承 ○地域除雪活動の充実に向けた支援 ○敷地内から道路への雪出しの禁止など雪処理のルールやマナーの啓発 ○情報発信の充実による除排雪作業に対する市民理解の向上	満足度	2.6 (33/34)
	重要度	4.6 (1/34)

目標の達成状況

- 快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合については、基準値である 38.6%（H27 年度調査）から 41.4%（R7 年度調査）と増加しているが、目標値である 49%を下回り、目標を達成できていない。
- 心地良い景観だと感じている市民の割合については、基準値である 37.4%（H27 年度調査）から 42.4%（R7 年度調査）と増加しているが、目標値である 50%は達成できていない。
- 環境基準達成度については、14 項目中、11 項目の達成だった H26 調査から、R6 年調査では 13 項目の達成となっており、目標値の達成まであと 1 項目となっている。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 生活環境や都市景観に対する市民の印象は良化しているが、今後も大雨や大雪といった自然災害への対応強化、人口減少などによる空き家対策などの課題があることから、除排雪体制の確

保や道路・河川の計画的な整備、空き家問題に対応するための関係機関との連携や法体制の整備などの取組を推進することが必要である。

- 公害監視体制の充実が図られていることや、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい環境基準の達成項目の全項目達成に向けて現在の取組を継続することが必要である。

【施策1 市民生活を支える都市機能の維持】

- 道路や河川、公園等の計画的な整備改修や基金の設置による財源確保にも取り組んでいるが、人件費や資材等が高騰する中、今後もコストや効率性を意識した計画的な整備改修が必要である。
- 市民が暮らしやすい快適な都市を構築するための取組を進めてきており、市民や関係機関と連携・協力を図りつつ、今後も暮らしやすい都市環境の充実に向けた取組を継続していく。

【施策2 暮らしやすい都市環境の充実】

- 耐震診断及び耐震改修については、建築物の所有者に対して、重要性の啓発及び知識の普及を行う。
- 今後も増加が予想される空き家については、対策協議会や関係団体、地域住民等と連携した対策を実施し、市民生活に影響を及ぼすような危険な空き家の発生を抑制していく必要がある。
- 自然共生社会の実現に向け、民間団体との連携推進や鳥獣対策に携わる新たな人材の確保、育成とともに鳥獣に対する正しい知識の理解・啓発が必要である。また、ヒグマの市街地侵入については、広域で対応する必要がある。

【施策3 除排雪体制の充実強化】

- 持続可能な除排雪体制の確保に向け、除雪センター機能の集約充実や除雪D Xの推進など業務の効率的な実施、作業の担い手の確保、雪処理のルールやマナーの対策、情報発信の充実などに取り組んでおり、今後も冬期間における安全・安心な生活環境を確保するための施策を充実させていく必要がある。

基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。

また、快適な生活環境の確保はもとより、3 R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

目標像

- 環境に対する市民の意識が高まり、人と自然が共生できる社会が形成されています。
- 環境に配慮したライフスタイルが定着し、循環型社会が形成されています。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入などにより、脱炭素社会が形成されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び 説明	基準値	第1期 実績値 (R1)	第2期 実績値 (R5)	R6	R7	達成率	目標値 (R9)
ごみ総排出量 (廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります)	118,548t (H26)	117,227t (H30)	106,938t (R5)	105,160t (R6)	102,128t (R7)	97.9%	100,000t
温室効果ガス排出量 (環境負荷の低減が進んでいるかを計ります)	2,695 千 t-CO2 (H23)	3,406 千 t-CO2 (H27)	2,798 千 t-CO2 (R2)	2,673 千 t-CO2 (R3)	2,702 千 t-CO2 (R4)	81.2%	2,193 千 t-CO2
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 (恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	59.0% (H27)	57.9% (R1)	59.4% (R5)	59.4% (R5)	61.9% (R7)	89.7%	69%

現状と課題 ※現計画の記載

生物多様性の損失が地球規模で進む中、2030年までにその損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」がG7サミットで打ち出され、国はこの実現に向け、令和5年3月に生物多様性国家戦略を閣議決定しました。本市でも気候変動や外来種の侵入、山林等の利用状況の変化などによって野生生物の生息環境への影響が生じているため、自然環境の保全に向けた調査や対策に取り組む必要があります。

一方、カタクリの大群落の保存やサケが遡上する河川環境の再生など、多くの市民や関連団体

の活動の成果が徐々に表れており、そうした活動が将来にわたって続けられるよう、市民の意識の醸成や指導的な役割を担う人材の育成が重要です。

ごみ排出量は、微減傾向にありますが、食品ロスの削減やプラスチックごみの資源化など新たな課題に対応することを通じて、地球環境への配慮や持続可能な社会づくりの気運を醸成し、ごみ減量に向けた市民意識の向上を更に図る必要があります。

また、ごみ処理施設の整備等に計画的に取り組む、本市におけるごみ処理体制を維持し、引き続きごみの適正な処理を図る必要があります。

本市においては、旭川市公共下水道事業計画に定めた区域の整備をほぼ完了しており、今後は、老朽化した管路などの整備・保全のほか、一部未処理となっている生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることが必要です。

また、近年の気候変動問題に対する世界的な気運の高まりを受けて、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定が2015年に採択され、翌年に発効されました。我が国でも2050年までに地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの実質排出ゼロ（＝カーボンニュートラル）を目指すことを2020年に表明し、本市も2021年に「ゼロカーボンシティ旭川」を宣言しました。このように、国内外においては、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しており、脱炭素の取組を成長の機会と捉え、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時実現することを目指す考え方であるGX（グリーントランスフォーメーション）について、「GX実現に向けた基本方針」が令和5年2月に閣議決定されました。GXの取組は、これまで大手企業を中心に進められてきましたが、すでにサプライチェーン全体の活動の見直しも始まっており、地域を支える中小企業においても対応が必要な状況に迫られています。

本市としても、地域を支える地場産業に対する支援のほか、カーボンニュートラルやGXに向けた社会変革に対応するため、市民や事業者、行政など地域が一体となって取組を進めることが求められています。

基本政策に係る施策

【施策1 自然共生社会の形成】

概要 ※現計画の記載		
人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的な役割を担う人材の育成に取り組めます。		
また、本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進めます。		
これまでの主な取組		
・環境アドバイザー派遣事業の実施（継続） ・旭川市生物多様性保全推進協議会による外来種対策、生物多様性保全セミナーの実施（継続） ・市民花壇づくり支援等の緑化事業の推進（継続） ・子どもの水辺協議会開催等の河川愛護の普及啓発の実施（継続） ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（第3版）の策定（R5年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○学校等における自主的な環境学習等を支援するための環境アドバイザーの確保	満足度	3.2（7/34）
○効果的な外来種対策の実施と、活用できる財源の調査や関係部		

局との連携 ○第2次旭川市緑の基本計画に基づく計画的な緑地化の推進 ○緑化や河川愛護の普及啓発活動の担い手の確保や、市民の主体的な活動への支援	重要度	3.7 (24/34)
---	-----	-------------

【施策2 循環型社会の形成】

概要 ※現計画の記載		
家庭ごみにおける生ごみや事業系ごみに含まれる古紙などの減量・資源化をはじめとした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組めます。 さらに、安全かつ安定的なごみ処理体制を維持するため、ごみ処理施設の整備・更新を推進します。 また、生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環します。		
これまでの主な取組		
・再生資源回収奨励金交付制度の実施（継続） ・資源物拠点回収の実施（継続） ・不法投棄対策（看板や監視カメラ等の設置、職員による監視）（継続） ・合併処理浄化槽の設置費用一部補助の実施（継続） ・公共下水道未普及解消工事及び更新工事の実施（継続） ・農業集落排水事業の実施（継続） ・食品ロス削減に向けた普及啓発事業の実施（R1年度～） ・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（第3版）の策定（R5年度） ・旭川市リサイクルセンターの整備（R5～R7年度） ・新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】（第3版）の策定（R5年度） ・旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定（R5年度）、基本設計及び環境影響調査の実施（R6年度）、実施設計の着手（R7年度） ・近文清掃工場基幹的設備改良工事（再延命化工事）の実施（R6年度～）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○家庭から排出される燃やせるごみの約3割を占める生ごみの減量・資源化の推進 ○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく製品プラスチックの資源化の推進 ○資源化不能な汚れたプラスチック製容器包装の焼却処理の検討 ○安全かつ安定的なごみ処理体制の維持 ○各ごみ処理施設の整備に係る市の財政負担の軽減や平準化の取組	満足度	3.3 (4/34)
	重要度	4.1 (11/34)

【施策3 ゼロカーボンの推進】

概要 ※現計画の記載
市民や事業者、行政などあらゆる主体の意識改革・行動変容を図り、国や北海道等との連携、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの強化、森林吸収源の最大限の活用など、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す取組を推進します。

また、単に脱炭素を図るだけでなく、エネルギーの安定供給や経済成長の同時実現を目指します。		
これまでの主な取組		
・地域エネルギー設備等導入促進事業補助制度及び木質バイオマスストーブ等補助制度の実施（継続） ・電気自動車充電器の運用（継続） ・「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を踏まえた取組の推進（R5 年度にデコ活宣言） ・旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編 第 5 版）の策定及び取組の推進（R5 年度～） ・旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編 第 2 版）の策定及び取組の推進（R5 年度～） ・旭川市環境基本計画【第 2 次計画・改訂版】（第 3 版）の策定（R5 年度） ・ゼロカーボン ZOO に係る取組の実施（R5 年度～） ・再生可能エネルギーの導入促進に向けたゾーニング調査の実施（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○再生可能エネルギーの導入促進に向けたゾーニングマップ及びガイドラインの策定並びに条例等の基盤構築 ○GX・DX・AI 産業を集積しエネルギー会社を核とした「旭川モデル」の構築	満足度	3.1（15/34）
	重要度	3.7（23/34）

目標の達成状況
○ごみ総排出量については、基準値である 118,548t（H26 年度実績）から 102,128t（R7 年度実績）に減少しており、このペースで減少が進めば目標値である 100,000t の達成が見込まれる。 ○温室効果ガス排出量については、基準値である 2,695 千 t-CO ₂ （H23）から、2,702 千 t-CO ₂ （R4）と横ばいであり、目標値である 2,193 千 t-CO ₂ を達成できていない。 ○緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合については、基準値である 59.0%（H27 年度調査）から 61.9%（R7 年度調査）に増加しているが、目標値である 69%を達成できていない。

点検評価
《成果指標に基づく客観的評価》 ○ごみ総排出量は減少しているが、このうち家庭ごみは減少しているものの、事業系ごみは横ばい傾向にあるため、引き続き、ごみの減量・資源化に向けた取組の推進が必要である。 ○温室効果ガス排出量は横ばい傾向にあるため、引き続き、市民・事業者への脱炭素への普及啓発のほか、国や道などの他の機関との連携を強化し、目標達成に向けた取組を推進する必要がある。 ○緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合は増加しているが、目標達成には至らないため、引き続き、市内の緑を整備し、都市環境を向上させるため、関係機関と連携し、自然共生社会の形成等の取組を推進する必要がある。
【施策 1 自然共生社会の形成】 ○環境学習による市民の自然への理解や多様な生命を尊重する意識醸成や、外来種対策に取り組んでおり、継続的にこれら取組を進めるための人材の確保・育成や、関係機関・団体等との連携が必要である。 ○市民の自然への理解醸成に取り組んでおり、継続的に取組を進めるための人材の確保・育成や、関係機関・団体等との連携が必要である。

【施策2 循環型社会の形成】

- 3R啓発イベントや講習会、資源物の拠点回収、再生資源回収活動への奨励金の交付、事業者と連携したリユースの促進のほか、優良事業所やエコショップの認定などを実施し、ごみの減量や資源化に取り組んできたが、更なるごみの減量及び資源化を推進するための仕組みづくりを進め、ごみ総排出量の削減につなげる必要がある。
- 浄化槽設置整備事業を通じて公共用水域の水質保全を図ってきており、今後も生活排水処理率を向上させ、衛生的な生活環境を保全するため、引き続き、合併処理浄化槽の設置補助による普及促進を行う必要がある。

【施策3 ゼロカーボンの推進】

- 再生エネルギー設備や省エネルギーの導入に対する補助など、今後もこれらの施策を継続し、2050年までに市内における二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組を推進する必要がある。

基本政策 10 安心につながる安全な社会の形成

防災・消防・救急体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や自主防災組織の育成を進め、広域的な連携の下、大規模自然災害等に即応できる総合的な防災力の強化を図ります。

また、悲惨な交通事故の根絶や多様化する犯罪の撲滅を目指し、市民の安心につながる安全な社会づくりを進めます。

目標像

- 市民や地域、行政などが共に協力し、災害に強いまちづくりが進められています。
- 悲惨な交通事故や犯罪の未然防止が図られ、安全・安心な市民生活が確保されています。

成果指標の進捗状況

指標名及び 説明	基準値	第1期 実績値 (R1)	第2期 実績値 (R5)	R6	R7	達成率	目標値 (R9)
災害や犯罪など に対して不安を 感じている市民 の割合 (安全・安心なま ちに向けた取組 が進んでいるか を市民の意識で 計ります) [旭川市民アンケ ート調査]	61.5% (H27)	67.9% (R1)	66.6% (R5)	66.6% (R5)	66.3% (R7)	76.9%	51%
災害時の防災体 制が良いと感じ ている市民の割 合(市の防災体制 が整っているか を市民の意識で 計ります) [旭川市民アンケ ート調査]	13.9% (H27)	15.8% (R1)	15.8% (R5)	15.8% (R5)	16.8% (R7)	84.0%	20%
市民の人的災害 り災率 (事故や事件な どの人為的な災 害が減っている かを計ります)	1.36% (H26)	0.91% (H30)	0.83% (R4)	0.93% (R5)	0.84% (R6)	達成	1%未満

現状と課題 ※現計画の記載

東日本大震災以降、災害に強いまちづくりの重要性が高まっており、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、本市においても、今後想定される大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「旭川市強靱化計画」を策定しました。また、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害の頻発などに備え、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域

全体で水害を軽減させるために令和 2 年に設置され、本市も参画している「石狩川上流流域治水協議会」において、「石狩川（上流）水系流域治水プロジェクト」が策定されました。これらに基づいて、地震や水害など大規模自然災害等に強い地域づくりのための各種取組を進め、市民の生命及び生活を守ることができるよう防災力を向上させることが求められています。

特に、近年、気候変動に伴い豪雨災害が激甚化・頻発化し、日本全国各地で甚大な被害が発生しており、そうした災害への対応が課題となっているほか、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震は、大規模な停電や中高層住宅における断水の発生など、多くの課題や教訓をもたらしました。

さらに、自然災害だけではなく、武力攻撃や大規模テロなども視野に入れ、本市のあらゆる危機事態に対応できる総合的な防災力の強化が必要です。

また、火災予防業務の複雑多様化、救急救命士の医療行為の拡大などにより、より高度な技術を有する人材や必要な車両、資機材等の整備などが求められています。

一方、市内の交通事故発生件数及び負傷者数は共に減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故は後を絶たず、今後の高齢化の進行とともに高齢者が関わる事故の増加が懸念されています。

また、安全で安心なまちづくり条例や暴力団排除条例、客引き勧誘行為等防止条例の推進により、犯罪数などが減少傾向にあるものの、全国あるいは本市においても、高齢者や青少年が被害者となる悪質な犯罪が発生し、その手法もインターネットを利用したものなど多様化しており、関係機関と連携した対策が求められています。

基本政策に係る施策

【施策 1 危機対応力の強化】

概要 ※現計画の記載

これまでの災害に係る検証を踏まえながら、大規模自然災害等に即応できるインフラ整備・体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、市民の防災や安全確保に関する意識の向上、消防団の強化や自主防災組織の育成、更には災害時に要配慮者を孤立させぬよう地域と連携した支援を充実させるなど、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図ります。

また、多様化・複雑化する消防需要に対応するため、必要な知識や技術を持つ人材の育成・確保に加え、即応体制の充実強化を図るほか、将来の高齢化の進行に伴う救急需要の増加に備え、救急業務体制の充実強化を図るなど、救命率向上につながる取組を進めます。

これらの取組に当たっては、ドローンやデジタル技術を活用して進めます。

これまでの主な取組

- ・避難行動要支援者名簿の更新（継続）
- ・防災協定の締結（継続）（R5 年度 3 件、R6 年度 3 件、R7 年度 4 件）
- ・指導的救急救命士の育成の実施（継続）
- ・違反対象物公表制度の実施（継続）
- ・Net119 緊急通報システムの導入（R2 年度）
- ・署活動無線機の更新・拡充（R2 年度）
- ・災害対応ドローン運用体制整備の導入（R5 年度～）
- ・災害対応多機能型ノズルの導入（R6・R7 年度）
- ・災害情報伝達体制の整備（総合庁舎屋上に屋外スピーカー設置）（R7 年度）
- ・「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」の作成（R7 年度）

課題	市民アンケート調査の結果	
○地域の防災講習等有効なコンテンツの検討 ○避難行動要支援者名簿の活用による平常時からの支援体制整備のための災害時個別避難支援計画の作成 ○防火普及啓発活動の更なる推進及び救命率向上に向けた取組の強化充実	満足度	3.1（8/34）
	重要度	4.0（13/34）

【施策 2 交通安全と防犯体制の充実】

概要 ※現計画の記載		
関係機関や団体等との連携の下、街頭啓発や交通安全教室等を効果的かつ継続的に実施し、交通安全意識や交通マナーの向上など、家庭や学校、地域などの実情や特性に応じた交通事故の未然防止対策を推進します。 また、市民による自主防犯活動の推進をはじめ、特殊詐欺に関わる情報提供、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、悪質商法など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。		
これまでの主な取組		
・交通安全対策の実施（交通安全教室・啓発活動等）（継続） ・交通安全市民大会開催（継続） ・旭川市民防犯大会開催（継続） ・暴力追放市民大会開催（継続） ・地域安全活動の実施（自主防犯活動の支援等）（継続） ・外郭団体への支援（交通安全・防犯・暴力追放）（継続） ・高齢者運転免許証自主返納サポート事業の実施（継続） ・消費生活相談、無料法律相談、一般市民相談の実施（継続） ・町内会等が設置及び維持管理する街路灯に係る費用の補助（継続） ・旭川市街頭防犯カメラの設置（R1 年度～） ・特殊詐欺被害防止に向けた啓発・周知活動等の拡充（R2 年度） ・旭川市交通安全計画の改訂（R4 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○関係機関や団体等との連携による交通安全運動の推進 ○市民による自主防犯活動や暴力追放運動の推進 ○増加傾向にある高齢者関連の交通事故や、特殊詐欺被害等の防止に向けた取組の推進 ○相談員の育成など消費生活に係る高度な相談体制の維持	満足度	3.1（14/34）
	重要度	4.0（15/34）

目標の達成状況
○災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合については、基準値である 61.5%（H27 年度調査）から 66.3%（R7 年度調査）と上昇しており、目標値である 51%を達成できていない。
○災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合については、基準値である 13.9%（H27 年度調査）から 16.8%（R7 年度調査）と上昇したが、目標値である 20%を達成できていない
○市民の人的災害り災率については、基準値である 1.36%（H26 年度）から 0.84%（R6 年度）まで減少しており、目標値である 1 %を下回り、目標を達成している。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 市内の交通事故発生件数や犯罪発生件数の減少などにより市民の人的災害り災率は、減少傾向にあり、目標を達成しているが、災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合は、なお高い割合で推移している。また、災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合は、年々増加傾向にあるが、目標を達成できていないことから、引き続き、関係機関・団体や地域等と連携した交通事故防止対策・防犯対策を継続するとともに、防災・防犯対策の更なる充実と市民に向けた効果的な情報発信に取り組む必要がある。

【施策1 危機対応力の強化】

- 防災訓練や防災講習の実施、避難行動要支援者名簿の作成などに取り組んでいるが、本市においても、近年台風や豪雨等による災害が起きている現状を踏まえ、これらの経験も生かしながら、地域団体との連携体制の構築を進めるとともに、個別避難計画の策定を推進するなど名簿の有効活用などに引き続き取り組む必要がある。
- 消防・救急体制の充実を図るため、消防団を核とした地域における防火普及啓発活動の更なる推進を図るとともに、市民の防火意識の向上や、住民に対する応急手当の普及・啓発活動及び近年頻発化している大規模水害や常時発生する災害対応用ドローン等を活用した消防防災活動の推進など、引き続き、これらの施策を推進することが必要である。

【施策2 交通安全と防犯体制の充実】

- 交通安全教室の実施や交通安全市民大会の開催、関係機関・団体や地域等と連携した啓発活動などを通じて、市民の交通安全意識の高揚を図っており、交通事故の撲滅に向けて、現在の施策の考え方を継続し、これまでの取組を更に充実させていく必要がある。
- 消費生活に関する相談業務や街路灯設置に関する補助を行うなど、市民が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐための取組を行ってきたが、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、これらの施策の継続を図ることが必要である。

基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策 11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

市政情報の効果的な発信や市民ニーズの的確な把握に努めるなど、市民や地域、行政などがそれぞれの役割や責任を自覚し、協力して課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めます。

また、男女が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を推進します。

目標像

- 市民や地域が主体的に考え行動し、活気ある市民活動や地域活動が展開されています。
- 行政が市政に関する情報を分かりやすく発信し、市民と行政の情報共有が図られています。
- 誰もがその個性や能力を十分に発揮しています。

成果指標の進捗状況

指標名及び 説明	基準値	第1期 実績値 (R1)	第2期 実績値 (R5)	R6	R7	達成率	目標値 (R9)
本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 (市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	77.8% (H27)	76.7% (R1)	77.4% (R5)	77.4% (R5)	77.8% (R7)	97.3%	80%
まちづくりに関心がある市民の割合 (市民が関心を持てるようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	73.0% (H27)	70.0% (R1)	68.0% (R5)	68.0% (R5)	66.9% (R7)	83.6%	80%
地域で主体的に活動している市民の割合 (市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	13.5% (H27)	13.4% (R1)	8.8% (R5)	8.8% (R5)	10.6% (R7)	42.4%	25%

ワーク・ライフ・ バランスを実現 できていると思 う市民の割合 (男女が能力を 発揮し、活躍で きているかを市民 の意識で計りま す) [旭川市民アンケ ート調査]	17.3% (H27)	22.0% (R1)	16.8% (R5)	16.8% (R5)	20.6% (R7)	73.6%	28%
--	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-------	-----

現状と課題 ※現計画の記載

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化、複雑化しています。

また、町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識や支え合いの機能の低下、さらには、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティに対する懸念が広がっています。

一方、ボランティア団体やNPO法人、更には民間企業が社会貢献やCSR活動に取り組み、市民活動の担い手の裾野が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的なあるいは行政との協働による取組を推進し、公共的課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、市民が必要とする情報を分かりやすく伝えるとともに、市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との情報共有や相互の理解を深めていくことが重要となります。

また、国において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成27年に施行され、令和2年の改正で適用範囲が拡充されるなど、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。また、令和5年6月には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。令和6年1月に施行の旭川市パートナーシップ宣誓制度の導入と併せ、性別や年齢にかかわらず、互いを尊重し認め合い、個人のライフスタイルに合わせて、仕事や家庭生活、地域活動など、誰もが生き生きと活躍し、真に豊かな社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

基本政策に係る施策

【施策1 市民主体のまちづくりの推進】

概要 ※現計画の記載		
市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進めます。		
これまでの主な取組		
・ 市政情報の発信（広報誌、市政情報コーナー、ホームページ、SNS など）（継続） ・ 市民の企画提案による協働のまちづくり事業の実施（継続）と市が提示した特定のテーマの解決を目指す「行政提案型」を拡充（R7年度） ・ 市民活動交流センターにおける市民活動団体への支援（継続）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○市民活動の活性化や協働の更なる推進	満足度	3.1（18/34）

○市民が参加しやすい附属機関の会議の在り方	重要度	3.6 (30/34)
-----------------------	-----	-------------

【施策2 地域主体のまちづくりの推進】

重点

概要 ※現計画の記載		
地域の特色を生かした地域住民による主体的な活動や地域の包括的な課題解決を促進するため、デジタル技術の活用による地域活動の担い手の負担軽減につながる取組や自治意識の醸成につながる各種研修等を実施するなど、総合的な支援システムを構築し、住民自治組織の機能強化を図ります。 また、地域活動の活性化や地域の連帯感の向上を図るため、人や情報が集まる地域活動拠点の整備や機能の充実を図ります。		
これまでの主な取組		
・市民委員会への活動費補助金の交付（継続） ・地域会館の新築、増改築、修繕等に対する補助金の交付（継続）と交付決定方法の一部見直し（R7年度：大規模修繕について、先着順から抽選へ変更） ・地域の情報をIT技術を活用し共有するプラットフォームの運用（R5年度～） ・地域まちづくり推進事業補助金の見直し（R5年度：補助金区分を単独型と包括型に整理し協議会単位で予算配分） ・旭川市地域自治推進ビジョンの改訂に向けた検討（R7年度パブリックコメント実施） ・地域活動センターにおける地域活動の支援及び地域住民の交流や協働の促進（継続）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○地域活動の活性化に向けた仕組みづくりや地域住民等が参画しやすい環境づくり	満足度	3.1 (17/34)
○既存施設の統合を含めた、地域活動拠点の維持や機能の充実 ○地域のまちづくりを検討する組織の在り方についての検討	重要度	3.5 (32/34)

【施策3 誰もが輝く社会の形成】

概要 ※現計画の記載		
性別や年齢にかかわらず、誰もが一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等、課題解決に向けた取組を進めます。		
これまでの主な取組		
・男女共同参画の推進のための研修会・講座、出前講座、パネル展の実施（継続） ・多様な働き方推進事業者の認定・表彰（R5年度～） ・女性の起業をサポート（R5年度～） ・女性のキャリアの保健室の開設（R6年度） ・女性のキャリアデザインワークショップの開催（R7年度） ・みんなのキャリアの保健室の開設（R7年度） ・旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～（R8年度～R12年度）の策定（R7年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた効果的な啓発事業の検討及び周知	満足度	3.0 (29/34)
	重要度	3.7 (25/34)

【施策4 国内外へ向けた広報広聴の強化】

概要 ※現計画の記載		
市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため、多様な媒体を通じた戦略的な広報活動を展開するとともに、シティプロモーションの更なる推進や情報発信の強化を図り、市民、そして国内外に向けて必要な情報を分かりやすく効果的に提供します。 また、多様な市民意見を市政に反映するため、様々な手法を取り入れた広聴活動を展開するとともに、幅広い世代の市民の視点に立った多様な市民参加を推進します。		
これまでの主な取組		
・市民広報「あさひばし」の発行（継続） ・市勢要覧の発行（継続） ・「暮らしの便利帳」の隔年発行（継続） ・旭川市公式 SNS による発信（継続） ・ラジオ広報番組の放送（継続） ・テレビ広報番組の放送（継続） ・旭川市民アンケート調査の隔年実施（継続） ・インターネットを活用して実施するアンケート調査「市政モニター制度」（継続） ・(株)サイネックスとの官民協働によるデジタルサイネージ「わが街 NAVI」の設置（R3 年度～） ・「旭川未来創造ポスト」の実施（R4 年度～） ・「旭川未来会議 2030」の実施（R4～R7 年度） ・ホームページのトップページリニューアル（R5 年度） ・総合庁舎内に設置するデジタルサイネージの活用による情報発信（R5 年度～） ・旭川市インスタグラムフォトコンテストの開催（R5～R6 年度） ・特別委員会のインターネット中継開始（R5 年度～） ・動画コンテンツ「1分でわかる旭川」の毎週配信（R6 年度～） ・動画コンテンツ「旭川市全力 YouTu 部」の配信（R6～R7 年度） ・ユーザー参加型のシティプロモーション事業「ASAHIKAWA FINDER」の実施（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○全庁的な情報発信に係る意識・技術力の底上げを含む広報力の向上 ○デジタルと必要なアナログ媒体によるメディアミックスでの広報の推進 ○媒体毎の特性やユーザー等の属性をとらえた戦略的な広報の推進 ○世代等の偏りが無い市民ニーズの的確な把握及び市政への反映 ○社会が多様化、多層化していく中で、それに対応すべく情報発信の手段やステージも無制限に増加していく可能性がある。今後単純な多チャンネル化は組織疲労を深める可能性があるため、横断的に統合された効率的な広報広聴体制の構築をするか、目的に応じた戦略的な取捨選択が必要となる。	満足度	3.0 (25/34)
	重要度	3.5 (33/34)

目標の達成状況

- 本市に愛着や親しみを感じている市民の割合については、基準値である 77.8%（H27 年度調査）から 77.8%（R7 年度調査）と変わりがなく、目標値である 80%を下回り、目標を達成できていない。
- まちづくりに関心がある市民の割合については、基準値である 73.0%（H27 年度調査）から、66.9%（R7 年度調査）に減少しており、目標値である 80%を下回り目標を達成できていない。

- 地域で主体的に活動している市民の割合については、基準値である 13.5%（H27 年度調査）から、10.6%（R7 年度調査）に減少しており、目標値である 25%を下回り、目標を達成できていない。
- ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合については、基準値である 17.3%（H27 年度調査）から、20.6%（R7 年度調査）に増加しているが、目標値である 28%を下回り、目標を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 「ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合」を除く指標が横ばい、あるいは減少しており、新型コロナウイルスの感染拡大による活動の自粛や縮小の影響もその要因の 1 つと考えられるが、核家族や単身高齢者世帯の増加による地域住民のつながりの希薄化や高齢化等による地域活動の担い手の減少といった課題もあることから、今後についても、地域の主体的な活動を支援するとともに、新たな取組を含め、本市への愛着がまちづくりへの関心や地域での主体的な活動につながるような環境づくりを推進する必要がある。

【施策 1 市民主体のまちづくりの推進】

- 市民活動交流センターを拠点とする市民活動団体への支援や市民提案による協働のまちづくり事業の実施などにより、市民活動、協働のための環境づくりを進めているところであるが、今後も、これまでの取組を継続するとともに、市民活動、協働に関する更なる市民及び庁内への周知と理解の浸透、参加意識の向上を図ることが必要である。

【施策 2 地域主体のまちづくりの推進】

- 地域まちづくり推進協議会を通じた地域の団体が連携した活動が拡大する一方、町内会加入率が低下するなど、町内会、市民委員会等の住民組織の担い手不足が進んでおり、今後、少子高齢化・人口減少が進行する中、情報発信の強化などによる地域住民等が参画しやすい環境づくりや、今後の地域主体のまちづくりの在り方について検討する必要がある。

【施策 3 誰もが輝く社会の形成】

- 女性の起業サポートやキャリアデザインワークショップ、男女のワーク・ライフ・バランスについての各種講座、研修会などを通じて市民への意識啓発を図っているところであるが、引き続き、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの更なる浸透などを通じ、誰もが性別にかかわらず個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できるよう、現在の取組を充実させる必要がある。

【施策 4 国内外へ向けた広報広聴の強化】

- 旭川市広報広聴戦略プランに基づき、市民ニーズの把握の点では、「旭川未来創造ポスト」や工夫を凝らした集団広聴の手法を運用し、市民から幅広く意見や提案を受けて施策に反映していくことで、自らがまちづくりに関わっていることを実感できるようまちづくりへの参画を促進する必要がある。また、市政情報の発信の点では、市民により一層「伝わる」広報を目指し、職員の広報力向上を図るほか、SNS 等のデジタル媒体を積極的に活用するとともに、広報誌等のアナログ媒体も含めたメディアミックスによる効果的な広報を推進していく必要がある。

基本政策 12 広域連携によるまちづくり

北北海道全体の活性化を目指し、本市の地理的特性や都市機能等を生かすとともに、上川中部圏域や北北海道の自治体をはじめ、国や道などの他の機関との連携や相互の補完を進めます。

目標像

- 他市町村との交流、連携や相互の補完が進み、広域的な共通課題の解決や魅力の向上が図られています。
- 本市の都市機能等を生かした取組が推進され、北北海道の活性化に貢献しています。

成果指標の進捗状況

指標名及び説明	基準値	第1期実績値(R1)	第2期実績値(R5)	R6	R7	達成率	目標値(R9)
旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数 (日常生活において特に結び付きが強い旭川大雪圏域1市8町の連携が進んでいるかを計ります)	152 (H27)	154 (R1)	305 (R5)	314 (R6)	322 (R7)	99.1%	325
北北海道の自治体との連携による取組数 (北北海道の自治体との連携が進んでいるかを計ります) ※旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数を除く	26 (H27)	38 (R1)	40 (R5)	41 (R6)	43 (R7)	93.5%	46

現状と課題 ※現計画の記載

本市では、これまで1市8町による定住自立圏形成協定や道北市長会9市による災害時の相互応援に係る体制づくりを進めてきたほか、愛知県北名古屋市との防災協定をはじめ、鹿児島県南さつま市とは防災協定に加え姉妹都市提携を行ってきました。その後、定住自立圏については、本市が連携中枢都市宣言を行い、1市8町で協約を締結したことにより、令和4年度から連携中枢都市圏に移行して取組を充実しているほか、同年度に設置した旭川大雪圏東京事務所を活用し、更なる連携強化に取り組んでいます。

また、「北の恵み 食べマルシェ」では、北北海道をはじめ姉妹都市等からの出店など、都市間の交流が広がっています。

本市をはじめ、北北海道においては、少子高齢化・人口減少などが大きな課題となっており、今後、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応していくためには、これまで以上に地域の資源や魅力を生かし、圏域全体で個性を発揮するとともに、関係機関などとの協力関係を広げていくことが重要です。

さらに、本市には、北北海道の拠点都市としての機能を生かすことや、広域連携による産業や防災、教育など、様々な取組のけん引役となることが求められています。

基本政策に係る施策

【施策1 広域自治体ネットワークの強化】

概要 ※現計画の記載		
旭川大雪圏域をはじめ北北海道全体の活性化や広域的な共通課題の解決などを図るため、旭川大雪圏東京事務所を活用しながら、本市の地理的特性や都市機能等を生かし、国や道をはじめ、他自治体との交流、連携を深めます。 また、道内外の自治体との都市間ネットワークを強固にし、相互の連携や補完に取り組みます。		
これまでの主な取組		
・姉妹都市鹿児島県南さつま市との交流事業の実施（継続） ・道外自治体との個別連携（大分県中津市との DX 連携協定（R4 年度）、大阪府泉大津市とのオーガニックビレッジ宣言（R6 年度）） ・「Center of Hokkaido 旭川大雪圏フェスティバル 2023」の開催（R5 年度） ・「スナック Likers Featuring 旭川大雪圏」の開催（R6 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成による圏域内の活性化	満足度	3.0 (20/34)
○社会情勢の変化に配慮した、往来による交流事業の再開	重要度	3.5 (31/34)
○関係部局と連携した幅広い分野における交流		

目標の達成状況

- 旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数については、基準値である 152（H27 年度）から 322（R7 年度）に増加しているが、目標値である 325 を達成できていない。
- 北北海道の自治体との連携による取組数については、基準値の 26（H27 年度）から 43（R7 年度）に増加しているが、目標値である 46 を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- 旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく事業展開等により、広域的な共通課題の解決などを図る取組が進められており、現在の施策の考え方を継続しながら、北北海道全体の活性化を目指して、取組を更に充実させていく必要がある。

【施策1 広域自治体ネットワークの強化】

- 旭川大雪圏域、さらには道北地域全体の人口減少が進行する中、圏域を共に形成する周辺町と独自性を互いに尊重しながら連携を強化し、共通する課題の解決と圏域の活力を高めていくための取組を対等の立場で着実に実施することで、活力にあふれ、誰もが安心して暮らし、若者が定着できる魅力あふれる圏域を目指す必要がある。
- 姉妹都市鹿児島県南さつま市との教育・スポーツ・経済など幅広い分野での交流を通じて連携が強化されていることから、引き続き、まちの活性化に寄与していくため、交流の拡大に取り組む必要がある。

基本政策 13 機能的で信頼される市役所づくり

市政課題の多様化や様々な危機にも迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、効率的でより機能性を発揮する組織体制づくりを進めます。

また、市民に信頼される公平・公正な市政を推進し、限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実に図り、将来の世代に責任の持てる行財政運営に努めます。

目標像

- 市役所や市職員が力を発揮し、まちづくりの担い手として信頼されています。
- デジタル技術やデータを利活用した住民の利便性向上が図られています。
- 次の世代のまちづくりを支える健全な財政が受け継がれています。

成果指標の進捗状況

指標名及び 説明	基準値	第1期 実績値 (R1)	第2期 実績値 (R5)	R6	R7	達成率	目標値 (R9)
市役所に対して 良い印象を持つ ている市民の割合 (市民と市役所の 信頼関係が構築 されているかを 市民の意識で 計ります) [旭川市民アンケ ート調査]	39.2% (H27)	37.1% (R1)	35.6% (R5)	35.6% (R5)	46.5% (R7)	93.0%	50%
実質公債費比率 (市の借入金(地 方債)の返済額及 びこれに準じる 経費の大きさで、 計画的な財政運 営が行われている かを計ります)	7.0% (H26)	7.8% (H30)	8.5% (R4)	8.9% (R5)	9.1% (R6)	85.7%	7.8%
将来負担比率 (将来財政を圧 迫する可能性の 度合いの大きさ で、将来の世代に 過度に負担を先 送りしない財政 運営が行われて いるかを計りま す)	90.3% (H26)	89.5% (H30)	82.0% (R4)	82.8% (R5)	84.2% (R6)	95.0%	80.0%

現状と課題 ※現計画の記載

地方分権が進展し、自主自律のまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズ、急速なデジタル技術の進展や社会環境の変化に適切に対応するため、市民、事業者、

NPOなど様々な主体と行政との協働を促進するとともに、ICTを活用した行政サービスの向上や業務効率化を進め、市民の期待と信頼に応える市役所づくりが重要となっています。

また、自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症等の流行や巧妙化する犯罪など、市民の生命や財産を脅かす様々な危機が発生しており、これらの対応や、リスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する体制の強化が求められています。

一方、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、市税収入の減少も想定されるとともに、地方税財政制度の先行きも不透明な状況にあります。

このため、不断の行財政改革を推進し、社会保障関係経費をはじめ、老朽化が進む社会資本の保全費用の増大など、将来の財政需要に対応できる健全な財政運営を進めていく必要があります。

基本政策に係る施策

【施策1 信頼に応える市政の推進】

概要 ※現計画の記載

職員研修をはじめ、成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ、職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに、職員が高いモチベーションで能力を最大限に発揮できる環境整備を進めるほか、外部人材の活用と人材育成を並行して進めながら、社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成します。

また、災害、事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め、国や北海道、関係機関との連携の下、危機管理体制の強化を図ります。

一方で、法令を遵守し、適正な事務を執行することはもとより、デジタル技術なども活用し、市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図ります。

さらに、個人情報保護等を徹底しながら、情報公開制度の適正な運用をはじめ、ICTの活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか、オープンデータの取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進めます。

これまでの主な取組

- ・各種研修の実施（継続）（R5年度：地域資源活性化研修、R6年度：若手職員による政策形成研修、R7年度：エルダー（高齢期職員）研修等）
- ・人事評価制度の実施（管理職：H18年度～、一般職：H28年度～、会計年度任用職員：R4年度～）（継続）
- ・「旭川市オープンデータライブラリ」の開設（H28年度）、公開データを拡充（H28年度～）
- ・情報セキュリティ等「eラーニングの実施」（H29年度～）
- ・新庁舎供用開始（R5年度）
- ・総合窓口の設置（R5年度）
- ・オンライン申請の決済手法を追加（R6年度:paypay、銀行決済 R7年度:コンビニ決済）
- ・働きがい改革ワーキンググループ（R5年度）及び時間外勤務・働き方改革検討専門部会を設置（R6年度）
- ・職員採用試験制度や手法の見直し（R6年度:社会人採用にてWeb面接実施 R7年度:全区分第1次試験でWeb面接実施、資格職での学芸員試験を実施、カムバック採用を開始）
- ・旭川市次世代総合窓口ランドデザインの策定（R6年度※R7年度改定）
- ・住民票や印鑑登録証明書、戸籍証明書等のオンライン請求を開始（R6年度）
- ・市役所駐車場の整備（R7年度）
- ・フレックスタイム、時差出勤、テレワークの試行運用を開始（R7年度）

・技術職への資格取得等支援助成を開始（R7 年度） ・建設工事の請負契約にて電子入札及び電子契約の本運用を開始（R7 年度） ・窓口 DX に向け、生成 AI を活用した来庁者案内システムの導入を見据えた実証実験や電子マニュアル管理システムトライアル実施による検証を実施（R7 年度） ・公開型 GIS の導入（R7 年度） ・特別研修「dX スキルアップセミナー」、各種 DX ツール操作研修の実施（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○オンライン研修の更なる充実、社会情勢や職員のニーズ等を反映した研修の実施 ○職員個々の能力向上から組織全体のレベルアップにつなげる人事評価の在り方の検討 ○技術職等の人材確保に向けた採用手法やプロモーション等の検討 ○建設工事の請負契約において、電子入札及び電子契約の安定運用を図る。 ○日本一の窓口実現に向け、あるべき未来像を具体化し、実現に向けた具体的な手法の検討 ○オープンデータ公開に係るホームページの充実・活用促進 ○行政手続に係る電子申請の整備・拡充	満足度	3.1（12/34）
	重要度	4.0（18/34）

【施策 2 効率的で効果的な行財政運営の推進】

概要 ※現計画の記載
自助、互助、公助によりこれまで進めてきた市民との協働や民間活力の導入のほか、新たな仕組みや連携の構築を進めます。 また、最少の経費で最大の効果を発揮するよう絶えず事務事業を見直し、行政資源の「選択と集中」による効果的かつ効率的な活用を図りながら、総合計画を着実に推進します。 さらに、市税をはじめとする負担の公平性の確保、未利用保有財産の計画的な売却促進、ふるさと納税の強化などにより、自主財源の安定確保に取り組むとともに、市有建築物や道路等の社会資本の適切な保全、運用を進め、財政規律を踏まえながら、公営企業等も含めた健全な財政基盤の構築に努めます。
これまでの主な取組
・ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を通じた自主財源の確保（継続） ・AI・RPA 等の ICT ツールを活用した業務改善の推進（R2 年度～） ・CDO（最高デジタル責任者）の設置（R4 年度～） ・いじめ防止対策推進部、行財政改革推進部、女性活躍推進部の設置（R5 年度） ・旭川冬まつりに係るクラウドファンディング型ふるさと納税を実施（R5 年度～） ・市内ネットワーク構成の最適化、プリンタの適正配置、IC カードによる入退室管理・認証印刷実施（R5 年度） ・基幹業務システムの標準化対応（R5～R7 年度） ・行財政改革推進プログラム改訂（R6 年度） ・旭川市 dX 加速化方針を策定（R6 年度） ・BPO 導入可能性調査を実施（R6 年度） ・市内業務での生成 AI 活用（R6 年度～） ・公共施設へのオンライン予約システム導入拡大（R6 年度:14 施設⇒R7 年度:41 施設）及びキ

ヤッシュレス決裁の新規導入（R7 年度:20 施設） ・行政評価等を踏まえた各施設への個別フォローアップ（R6 年度～） ・旭川市宿泊税条例を制定（R6 年度） ・統合型 GIS の導入（R7 年度）		
課題	市民アンケート調査の結果	
○財政健全化（市債発行額抑制、自主財源確保、財政調整基金残高確保等）	満足度	3.0（26/34）
○D X や業務効率化の取組の更なる推進 ○公共施設保有量の最適化の取組の強化	重要度	3.9（21/34）

目標の達成状況

- 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合は、基準値である 39.2%（H27 年度調査）から 46.5%（R7 年度調査）に増加しているが、目標値である 50%を下回っており、目標を達成できていない。
- 実質公債費比率は、基準値（H26 年度）の 7.0%から R6 年度には 9.1%に上昇しており、目標値である 7.8%を達成できていない。
- 将来負担比率については、基準値（H26 年度）の 90.3%から R6 年度には 84.2%に減少しているが、目標値である 80.0%を達成できていない。

点検評価

《成果指標に基づく客観的評価》

- また、R7 年度の市民アンケート調査では職場の雰囲気や職員対応、市役所全体に対して良い印象を持っている市民の割合がいずれも増加しており、職員研修の充実や市役所全体での働き方改革の取組により市民から信頼される市役所に近づいているものと思われる。一方で悪い印象を持っている市民も一定数存在することから、今後はより一層、組織体制の強化や職員個人の資質向上に取り組み、市民から信頼される市役所づくりに努める必要がある。
- 実質公債費比率は上昇傾向にあり、将来の財政需要に対応できるよう、現在取り組んでいる財政健全化をより一層進める必要がある。

【施策 1 信頼に応える市政の推進】

- 新庁舎移転を契機として「市民が迷わずに長時間待たずに安心して目的を果たせる窓口」を目指し、市民窓口を低階層に集約した総合窓口を設置したほか、窓口の目指すべき将来像を示した「旭川市次世代総合窓口グランドデザイン」を策定するなど、DX 等による窓口改革に取り組んでおり、今後は日本一の窓口を実現するべく、当該グランドデザインに基づいた取組を進め、市民満足度の向上と業務の効率化を図る必要がある。
- 市民に信頼される市役所であるためには、職員一人一人の公務員としての意識・能力の向上が不可欠であり、これまで多種多様な研修を実施しているほか、専門部会の設置やテレワーク等の新しい働き方の試験運用を行うなど、職員の働き方改革の取組も進めており、今後もこれらの取組を更に加速させ、職員が働きやすい・働いていて楽しいと思える、誇りを持って働ける市役所を目指していく必要がある。
- 建設工事の請負契約にて運用を開始した電子入札、電子契約により、入札・契約事務における公平性、透明性及び入札参加事業者の利便性の向上を図る必要がある。

【施策 2 効率的で効果的な行財政運営の推進】

- 第8次総合計画の策定と基本計画の見直しを通じて、目指す都市像の実現に向けた取組を進めてきたが、令和9年度の計画期間満了を見据えて、評価・検証を行うとともに、新たな総合的な計画の策定準備を進める必要がある。
- 公共施設の保有量の最適化については、施設再編計画等に基づき、延床面積・施設数の削減目標の達成に向けた取組を進めているところであるが、持続可能な行財政運営の推進のため、関係部局と連携を図りながら、施設の統廃合等を含め、施設ごとに将来像実現に向けた取組を推進する必要がある。
- 行財政改革推進プログラムに基づき、AIやノーコードツール等を活用したDX推進による業務の効率化や、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の取組強化等による自主財源の確保を進めており、財政の健全化を図っているが、物価や人件費の上昇のほか、公共施設の老朽化への対応など、今後も財政需要の増加が見込まれることから、事業の選択と集中や国費等の積極的な活用など、更なる経費削減や財源確保の取組が必要である。

(3) 都市像の実現に向けての重点テーマの進捗状況

ア 重点テーマ設定の視点 ※現計画の記載

国と地方にとって、少子高齢化・人口減少の進行が共通課題となっている中、国では、特に我が国にとって欠かすことのできない役割を担う北海道の生産空間を維持・発展させるとともに、市街地等の都市機能・生活機能により生産空間での暮らしを支えつつ、この市街地等の形成や賑わいの創出を図ることとしています。

また、こどもに関する政策を総合的かつ強力に推進する「こども家庭庁」の創設に加え、「こども未来戦略方針」を策定し、若い世代の所得を増やし、社会全体の構造・意識を変え、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することで、少子化対策に集中的かつ加速度的に取り組むこととしているほか、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を踏まえ、自治体のデジタル実装の加速化や、デジタルの活用による観光・農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援しようとしています。

人口減少が続く本市においても、国の動向に対応し、子育て環境の充実をはじめ、移住促進や学生など若者の流出防止等の人口減少対策の強化のほか、労働力不足への対応やその手法としてのデジタル技術の導入、活用などが求められています。

また、デジタル技術も活用しながら、市民一人一人が生き生きと健康に暮らし、住み続けたいと思う魅力的な地域づくりを地域活動団体や企業、市などが一丸となって進めることにより、本市の恵まれた地域資源を発展させ、まちの魅力を高めていくことが重要です。

こうした、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、まちの未来を担う「こども」、まちの賑わいと活力を生む「しごと」、まちの温もりを支える「地域」に視点を当て、次のとおり重点的に取り組む3つのテーマを設定します。

イ 各重点テーマの進捗状況

重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

① テーマの内容 ※現計画の記載

人口減少をできる限り抑制するため、これまで取り組んできた待機児童数ゼロの維持や医療費助成などのほか、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行うとともに、いじめ防止対策を推進し、子どもを安心して生み育てることのできる環境を創出します。

また、子どもの視点に立ち、子どもたちが地域で生き生きと育ち、夢と希望を持って学ぶことができる環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進め、公立大学法人旭川市立大学との連携を推進するなど、まちの未来を担う人づくりを推進します。

② 主な推進状況（重点テーマに関連する施策）

基本政策1－施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

- ・婚活イベント開催による出会いの機会の創出（継続）
- ・あさひかわ縁結びネットワークホームページにおける結婚支援情報の発信（継続）
- ・イベントで成立したカップルや、結婚したカップルへの企業連携による特典提供制度（継続）
- ・女性相談つながりサポート事業（R3年度～）
- ・産後ケア事業における非課税及び生活保護世帯の利用料の無償化（R6年度～）

- ・母子保健・児童福祉両機能の一体的な運用のためこども家庭センター設置（R6 年度）
- ・妊婦等相談支援給付事業の実施（R7 年度）
- ・妊娠婦等グリーフケア事業の実施（R7 年度）

基本政策 1－施策 2 子どもが健やかに成長できる環境の充実

- ・公設放課後児童クラブで運營業務委託（継続）
- ・こども誰でも通園制度の試行的実施（R6～7 年度）
- ・保育センターの運営開始（R7 年度）
- ・医療的ケア児に係る支援体制構築（R7 年度）
- ・特別支援保育の受入拡大（R7 年度）
- ・一時預かりの拡大（年齢の引き上げ）（R7 年度）
- ・あさひかわほいくミライテラス（保育・幼児教育のイメージアップ及び人材確保に向けたイベント）の実施（R7 年度）
- ・保育の質向上推進体制整備事業（国モデル事業「地域における保育の質の向上の体制整備調査研究事業」）の実施（R7 年度（R9 年度までを予定））

基本政策 4－施策 1 社会で自立し、活躍できる力を培う教育の推進

- ・旭川市立大学、旭川市立大学短期大学部開学（R5 年度）
- ・地域創造学部設置に向けた準備（R5～R7 年度）
- ・校内教育支援センターの設置（R7 年度）
- ・情報モラル教育等の学習の実施（R7 年度）

基本政策 4－施策 2 安全・安心な教育環境の整備

- ・校舎、体育館、グラウンド等の増改築及び大規模改造工事等の実施（東栄小増改築（R4 年度完了）、千代田小増改築（R7 年度完了）、豊岡小増改築（R9 年度完了予定）、永山西小増改築（R8 年度完了予定））
- ・旭川市立小・中学校適正配置計画に基づく統廃合及び通学区域の見直し（統廃合：嵐山小及び嵐山中（R6 年度）、通学区域の見直し：朝日小（R5 年度））
- ・全市立小中学校児童生徒への給食費の支援実施（R5 年度～）
- ・耐震性のない学校施設への耐震補強工事の実施（日章小（R6 年度完了）、雨紛小（R6 年度完了）、明星中（R6 年度完了））
- ・G I G A スクール構想の推進のため、児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末の更新（R7 年度）

基本政策 4－施策 4 いじめ防止対策の推進

- ・旭川市いじめ防止基本方針の策定・改定（H30 年度策定、R5 年度改定）
- ・市長部局にいじめ防止対策推進部を設置し、教育委員会と連携したいじめ防止対策「旭川モデル」を推進（R5 年度～）
- ・精神科医、警察官経験者等の専門性を有する人材の活用（R7 年度）
- ・校内教育支援センターを設置し、いじめ対策官を兼務するスクールライフサポーターを配置（R7 年度）
- ・動画教材を活用した情報モラル教育等の学習の実施（R7 年度）
- ・いじめ防止対策の充実のため、「旭川市いじめ防止対策推進基金」を創設（R7 年度）
- ・地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援の実施（R7 年度）

③ 重点テーマを巡る主な現状と課題

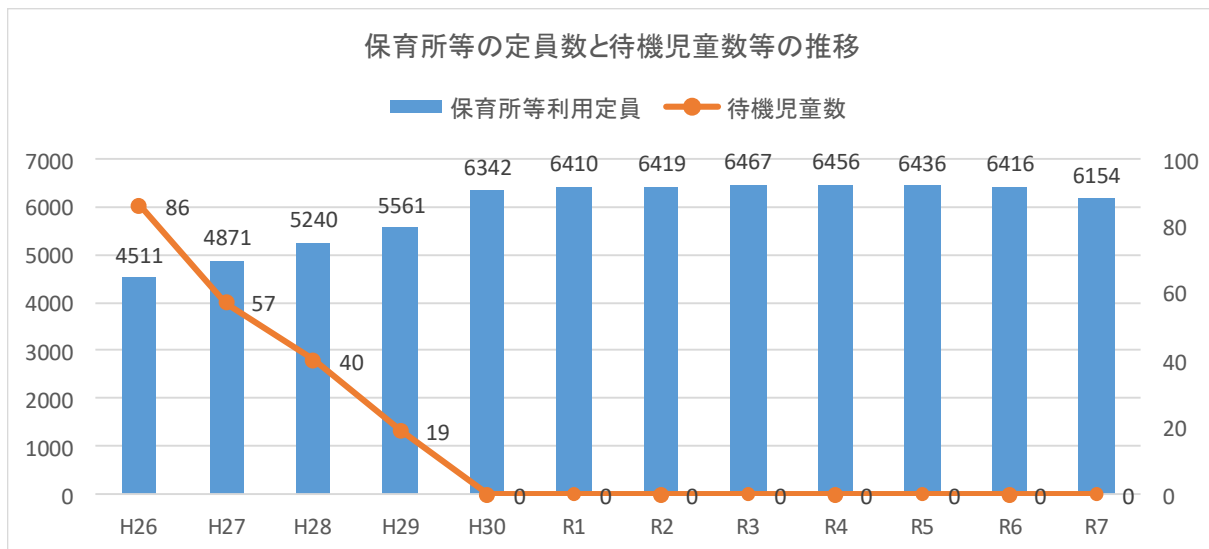
子育て環境の充実では、保育所や放課後児童クラブにおいて待機児童ゼロを継続（下図参照）し、保護者の子育てと仕事の両立を支えるための環境づくりに取り組んできたほか、保育士体験ツアーや進学・就学イベント、保育士の宿舍借り上げ支援により、本市の保育体制を支える保育人材の確保を進めてきた。

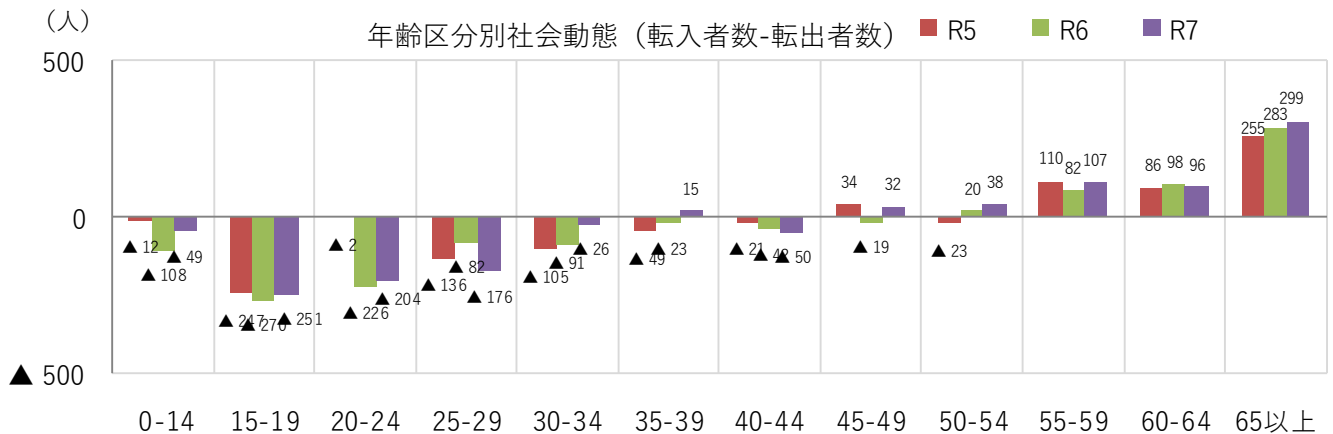
課題としては、少子化により保育需要が減少する中での保育の需給バランスの確保や特別支援保育への対応、さらには庁内関連部局、地域や関係機関等との連携による子どもの貧困対策など全ての子どもたちが安心して健やかに育つ環境を充実させることが必要である。

教育環境の充実では、老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等の計画的な維持・更新や耐震化を推進し、安全・安心な教育環境を整備するとともに、授業力向上プロジェクトチームの設置による教員の指導力向上や、小学校における少人数学級編制によるきめ細かな指導体制の構築により、質の高い教育の推進を図るほか、補助指導員の配置により、教育上特別な支援が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒への巡回相談の実施により、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援の充実を図ってきた。また、児童生徒1人1台のタブレット端末の更新や利活用の支援により教育の情報化を推進してきた。

課題としては、教員確保が困難である現状を踏まえた少人数学級編制の在り方の検討や、適正配置計画に基づく学校の統廃合を進めることにより、学校規模の適正化を推進し、学習面ではネットワーク環境の保守を図るなど児童生徒のより良い教育環境を整備することが必要である。

以上のように課題を残しつつも子育てや教育環境の充実を推進してきたところであるが、子育て世代が長期的に安定して働くことができる仕事不足していること、子どもの高校卒業後の進学・就職先が限られていることなどの現状から、子育て世代や未成年者の転出超過傾向に歯止めがかかっていない（次頁図参照）ものと推測される。





重点テーマⅡ しごと 生き活き 賑わいづくり

① テーマの内容 ※現計画の記載

まちの賑わいを創出するため、中心市街地の活性化に向けた取組を進めるほか、全国的に見ても大規模な地震の発生確率が極めて低いことや、ものづくり、食と農、医療・福祉の集積といった様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興をはじめ、ブランド力の向上、新たな産業の創出や企業誘致の推進、スポーツの推進など地域経済の活性化を図ります。

また、労働力の確保に向けて、若者をはじめ、女性やシニア世代、障害を持つ方など多様な人材が活躍しやすい環境づくりを進めます。

さらに、本市をはじめとした北北海道の豊かな魅力を国内外へ発信しながら、その魅力を活用した新たな観光コンテンツの造成や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、旭川空港をはじめ交通や都市機能の集積といった圏域における本市の拠点性を発揮しながら、市外に限らず市内も含めた多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き活きとしたまちづくりを推進します。

② 主な推進状況（重点テーマに関連する施策）

基本政策5－施策3 スポーツ・レクリエーションの推進

- ・スポーツ施設の老朽化対策及び整備（継続）
- ・プロスポーツチームとの連携によるスポーツ推進事業の実施（ヴォレアス北海道：H29年度～、北海道コンサドーレ札幌：R4年度～）
- ・レスリングパリ金メダリスト講習会の開催（R6年度～）
- ・令和8年度インターハイ女子サッカー大会の誘致（R7年度）
- ・デフリンピック陸上日本代表合宿の誘致及び決定（R7年度）
- ・令和8年度フェンシングU20・U17日本代表合宿の誘致（R7年度）
- ・学校施設スポーツ開故事業の自主管理方式の導入（R7年度）

基本政策6－施策1 魅力の活用、発信と競争力の強化

- ・国内外市場との商談・販売機会の創出（R2年度～）
- ・IT企業等の本市への進出に係る補助制度創設（R5年度～）
- ・ユネスコデザイン都市旭川会議の開催（R6年度）
- ・デザインシステムの活用（R6年度～）

基本政策 6－施策 2 地域産業の持続的発展

- ・ 林業事業体等に対して林業機械導入の支援開始（R2 年度～）
- ・ 経営継承・発展支援事業（R3 年度～R7 年度）及び世代交代円滑化事業（R7 年度）により、地域の中心的な農業者の経営を継承した後継者の経営発展を推進
- ・ スマート農業・省力化技術（自動操舵機器、水管理機器等）（R4 年度～）、省力化資材（シルバースシート、生分解性マルチ）（R7 年度）により、農作業の省力化を推進
- ・ スタートアップ支援補助金の実施（R5 年度～）
- ・ 新規就農希望者等に対する農業センターでの研修の実施（R5 年度～）
- ・ 若者地元定着奨学金返済補助事業「企業連携制度」の開始（R6 年度～）
- ・ 生徒、学生向けのアントレプレナーシッププログラム開始（R6 年度～）
- ・ 旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」のリニューアル（R7 年度）
- ・ 旭川市外国人材活用相談窓口の開設（R7 年度）

基本政策 7－施策 1 まちの活性化と公共交通網の充実

- ・ 北彩都ガーデンイベントの実施（継続）
- ・ Google マップでのバス路線検索の開始（R2 年度～）
- ・ 空港運営事業の民間委託開始（R2 年度）
- ・ イベントと連携した特定日における路線バスの無料化の実施（R4 年度/R6・7 年度）
- ・ 官民連携組織～買物公園エリアプラットフォームの設立（R5 年度）

基本政策 7－施策 2 四季を通じた観光の振興

- ・ （一社）大雪カムイミントラDMOによる広域観光の推進（継続）
- ・ カムイスキーリンクスを活用した冬季観光の充実（継続）
- ・ 旭川冬まつりの開催（継続）
- ・ 道北観光のポータルサイトの運営（R3 年度～）
- ・ 体験型アクティビティの充実（用品整備、商品造成等）（R3 年度～）
- ・ 醸造文化を活用した産業観光振興事業の実施（R6 年度～）

基本政策 7－施策 3 多様な交流と国際化の推進

- ・ 移住体験ツアーの実施（継続）
- ・ 地域おこし協力隊の任用（継続）
- ・ 移住戦略プランの策定（継続）
- ・ 官民連携組織～旭川移住促進協議会の設立（R1 年度）
- ・ 地域交流型テレワーク施設の整備（R3 年度）
- ・ 圏域移住イベントの開催（R5 年度～）

③ 重点テーマを巡る主な現状と課題

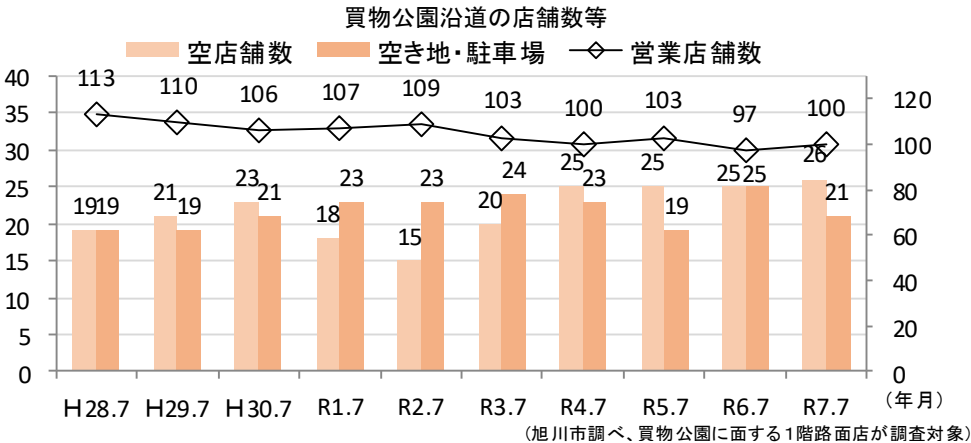
令和 2 年度に開設した「ICT パーク」において、小中学生など若年層を対象としたプログラミング教室などのイベントを開催するほか、中心市街地の活性化に向けた取組を進めているが、中核である買物公園では商業ビル等の閉店など低迷が続く（次頁図参照）、その再生が課題であり、観光需要に対応した宿泊施設やまちなか居住など、中心市街地の特性を生かした土地利用の促進を図る必要がある。

地域経済の活性化では、旭川大雪圏東京事務所（旧旭川地域企業誘致東京サテライト

オフィス）と連携した企業誘致を進めるほか、地場産品の国内外への販路拡大に向けた取組や、企業の新製品開発に対する支援等を行っているが、国際情勢の急変に伴う物価高騰等の影響を受ける地域企業への支援が必要である。

また、若者地元定着奨学金返済補助や、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」の運営等、多様な人材の就業・定着に取り組んでいるが、依然として各分野での人材不足が顕著（下表参照）となっている。農業においても販売戸数の減少と高齢化が課題（10 ページ参照）であることから、スマート農業の導入等、省力化・効率化の取組と新規就農者や農業後継者といった担い手の育成を継続的に推進している。引き続き、これら取組を推進するほか、本市は全国と比較して就業率が低いため（次頁表参照）、女性やシニア世代、障がいのある方などがより働きやすい環境を官民で充実させていくことで人材確保を図ることも必要である。移住等検討者のニーズが多様化しているほか、担い手不足等の地域課題が顕在化している中で、圏域への人の流れを創出するために、民間や圏域自治体との連携を強化し、より実効性のある取組を進める必要がある。

旭川空港をはじめ交通や都市機能では、公共交通網の維持、確保とともに、令和2年から運営が民間委託された旭川空港において、本市及び北海道の観光振興のために更なる路線誘致の促進が必要である。また、多様な交流では、パラノルディックスキー合宿の受け入れや車イスラグビーの金メダリストによる市民体験会を開催しており、引き続き誘致活動及び関係競技団体等との情報交換を行うほか、受入体制の更なる充実を図る必要がある。



【職業別】求人・求職・賃金状況(パート除く常用)(R8年2月内容)								
	専門的・技術的職業				事務的職業		販売の職業	
	建築・土木・測量技術者	看護師、保健師等	医療技術者、栄養士等	保育士、福祉相談員等	一般事務員	会計・経理事務員	販売店員、訪問販売員	営業員
月間有効求人数	200	242	97	239	244	42	104	24
月間有効求職者数	18	132	57	105	693	52	104	13
有効求人倍率	11.11	1.83	1.70	2.28	0.35	0.81	1.00	1.85
	サービスの職業				生産工程の職業			
	ホームヘルパー、ケアワーカー	看護助手、歯科助手等	調理人、調理見習	給仕、接客サービス員	金属加工、溶接・溶断工	その他の製造加工作業員	整備工・修理工	
月間有効求人数	430	64	146	82	53	136	156	
月間有効求職数	137	25	76	53	15	64	39	
有効求人倍率	3.14	2.56	1.92	1.55	3.53	2.13	4.00	
	輸送、機械運転の職業		建設・採掘の職業		運搬・清掃・包装の職業			
	自動車運転手	ボイラー、建設機械運転工	大工・左官	建設・土木作業員	運搬、配達、倉庫作業員	清掃作業員		
月間有効求人数	263	73	112	179	113	41	〈出典：ハローワーク旭川【職業別】求人・求職バランスシート(R8.2内容)〉	
月間有効求職数	126	59	32	40	98	44		
有効求人倍率	2.09	1.24	3.50	4.48	1.15	0.93		

※月間有効求人数おおむね90人以上の職業を抜粋

令和2年国勢調査における就業率(就業者数÷総数)比較			
	旭川市	全国平均	全道平均
男女計	50.4%	53.2%	50.9%
男性	58.7%	60.5%	59.1%
女性	43.4%	46.5%	43.8%

重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

① テーマの内容 ※現計画の記載

人と人とのつながりを強化するため、防犯や防災、子育て、福祉等において、世代を超えた地域の支え合いを支援するなど、他の重点施策をはじめ、各施策間の連携を図りながら、市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進めます。

また、地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか、人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより、地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図ります。

さらに、個人や地域の健康づくりの取組をまち全体で支える環境づくりを進め、温もりに満ち、誰もが健やかに生き生きと暮らし、幸せを感じることが出来るまちの実現を目指します。

② 主な推進状況（重点テーマに関連する施策）

基本政策2－施策1 健幸福祉都市の実現

- ・あさひかわ健康まつりの実施（継続）
- ・スマートウエルネスあさひかわプランの策定（R5年度・令和7年度）
- ・あさひかわ健幸アプリの運用開始（R6年度～）

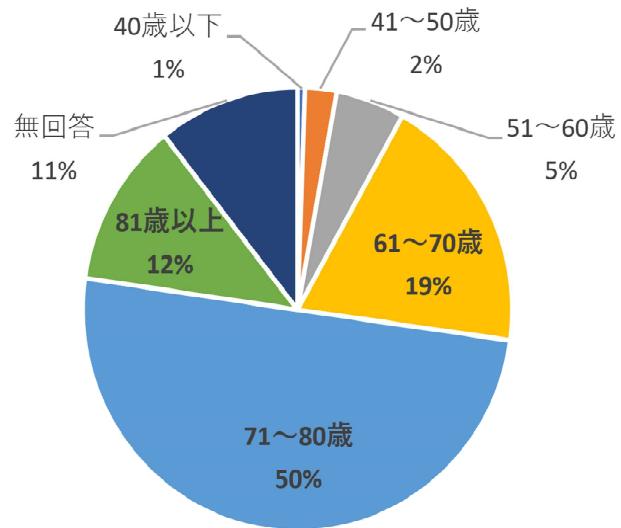
基本政策11－施策2 地域主体のまちづくりの推進

- ・地域まちづくり推進事業補助金の見直し（R5年度：補助金区分を単独型と包括型に整理し協議会単位で予算配分）
- ・地域の情報をIT技術を活用し共有するプラットフォームの運用（R5年度～）
- ・旭川市地域自治推進ビジョンの改訂に向けた検討（R7年度パブリックコメント実施）
- ・地域活動センターにおける地域活動の支援及び地域住民の交流や協働の促進（継続）

③ 重点テーマを巡る主な現状と課題

市民や地域主体のまちづくりに向けては、地域まちづくり推進協議会を通じた活動への支援により、子どもの居場所や地域の賑わいづくり、健康や防災をテーマにした地域交流、高齢者の見守りなど各地域で自主的な取組が進められている。また、地域活動センターでは、地域活動に関する情報の収集や提供、参加機会の提供などにより、地域住民の活動を支援している。一方で地域活動の基礎単位である町内会においては、円グラフ（次頁参照）のとおり、令和7年時点で役員の高齢化が顕著となっており、加入率も低迷（14ページ参照）している。地域活動が減退することで、組織の維持や活性化への支障や、地域的つながりの希薄化による災害時における連携不足、防犯効果の弱体化が懸念されることから、町内会活動の維持・活性化に向け、改めて市民の参加を促す取組や負担軽減等の検討が必要である。

町内会長の年齢構成（回答数：713）



参照：令和7年度町内会・自治会調査、旭川市

(4) 都市づくりの基本方策の進捗状況 ※現計画の記載

本市では、市民生活の向上や地域経済の活性化を図るため、時代に即した都市計画の下、住宅や学校、公園、産業基盤の整備をはじめ、航空路線や鉄道網、道路網など交通体系の充実、自然環境の保全等を進めてきており、都市機能は一定の水準に達しています。

こうした中、「都市づくりの基本方策」は、基本構想の5つの基本目標、13の基本政策を都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するための基本となる考え方を示しています。

基本方策1 「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進

① 内容 ※現計画の記載

恒常的な賑わいや利便性向上につながる都市機能の最適化を促すため、地域それぞれの役割や機能を市民と行政が共に考えながら、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本的なスケールとし、まとまりのある居住エリアの形成や都市機能の集積など「コンパクト化」への取組と、それと連携した交通体系の機能充実など「ネットワーク化」への取組を進めます。

② 関連する主な個別計画の策定状況等

- ・旭川市都市計画マスタープランの改定（H28年度）
- ・旭川市中心市街地活性化基本計画の策定（H29年度、R4年度改定）
- ・旭川市立地適正化計画の策定（H29年度、R7年度改定）
- ・旭川市地域公共交通計画の策定（R6年度）

③ 現状と課題

- ・第8次総合計画の都市づくりの基本方策に基づき、平成28年度に本市の都市づくりの基本的な方針である旭川市都市計画マスタープランを改定し、土地利用、都市交通整備、都市環境整備、都市防災の各目標を定めたほか、将来都市構造として中心市街地、一般市街地における地域核拠点、生活利便拠点、工業・流通エリア、農山村地域、交通軸の形成など、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本に「コンパクト化」と「ネットワーク化」の内容について方向性を設定している。
- ・また、平成29年度には、同プランをより具体的に推進するための計画である旭川市立地適正化計画を策定し、コンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため、各地域の特徴などに応じて、中心市街地、地域核拠点、生活利便拠点への都市機能の維持・集積の誘導、居住の誘導を図るとしている。
- ・交通体系の機能充実については、公共交通機関の利用の低下や公共交通の空白地域が生じていることなどの課題に対応するため、本市の公共交通網の方向性を定める基本的な方針として、旭川市地域公共交通計画を令和6年5月に策定したところである。
- ・いずれの計画も、計画期間中であり、中心市街地の賑わい創出、地域核ごとの人口減少・高齢化を見据えた都市機能誘導や、J R 北海道の路線維持、路線バスの維持確保などの課題に官民連携で対応しながら、実効性のある取組を進めていくことが課題である。

基本方策2 経済活動の活性化につながる基盤づくり

① 内容 ※現計画の記載

経済活動の活性化につながる土地利用の推進を図るとともに、周辺自治体を持つ多様な魅力の活用と連携を図り、人や物、情報などの対流を圏域から世界に広げ、北北海道全体の国内外での競争力を高めます。

② 関連する主な個別計画の策定状況等

- ・旭川市地域公共交通計画の策定（R6 年度）（再掲）
- ・旭川市都市計画マスタープランの改定（H28 年度）（再掲）
- ・旭川市立地適正化計画の策定（H29 年度、R7 年度改定）（再掲）
- ・旭川市中心市街地活性化基本計画の策定（H29 年度、R4 年度改定）（再掲）
- ・地域農業経営基盤強化促進計画の策定（R6 年度）

③ 現状と課題

- ・旭川市都市計画マスタープラン及び旭川市立地適正化計画に基づき、各地域の特徴などに応じ、経済活動の活性化にもつながる都市機能の維持・集積の誘導、居住の誘導などを図るとしている。中心市街地については、平成 29 年度に旭川市中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の回遊性の向上、中心市街地への居住促進を図ると位置付けている。これらについても計画期間中であり、引き続き中長期的な視点で実効性のある取組を推進していくことが課題である。
- ・農業においては、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が発生し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。そのため、地域の協議に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にした地域計画（全 18 地区）を策定・運用し、農地の集約化等に向けた取組を進めている。
- ・企業誘致については、旭川大雪圏東京事務所と連携し、平成 30 年度に分譲を開始した動物園通り産業団地や中心部オフィスへの立地誘導を進めており、IT・デザイン関連企業進出支援補助金の創設や積極的な誘致活動により、令和 5 年度には過去 30 年間で最多の誘致件数となるなど、立地が順調に続いている。一方で、受け皿となる産業用地が不足してきたほか、人手不足が進行しており、次期産業用地の造成に向けた調査・検討を進めるとともに、雇用確保に向けた支援を強化している。
- ・交通体系においては、旭川空港の路線拡大により空港利用者数の増加を図るとともに、空港からの二次交通の充実、旭川駅周辺における路線バスの案内の充実や待合環境の改善など、地域公共交通計画の取組等と連携して利便性の向上を図ることで、地域の振興につなげることが必要である。

基本方策3 安全で豊かなライフスタイル実現への取組

① 内容 ※現計画の記載

防災・減災機能の強化や自然環境の保全・再生・活用を進めるなど、安全・安心を確保しながら、利便性の高い都会的な暮らしから、四季を色濃く体感できる田舎暮らしに至るまで、多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境を整えます。

② 関連する主な個別計画の策定状況等

- ・旭川市都市計画マスタープランの改定（H28 年度）（再掲）
- ・旭川市地域防災計画の改定（R7 年度）
- ・第 2 次旭川市緑の基本計画の策定（H27 年度）
- ・旭川市雪対策基本計画の改定（R3 年度）
- ・旭川市環境基本計画（第 2 次計画・改訂版）の策定（R5 年度）
- ・旭川市森林整備計画の策定（R6 年度）
- ・旭川市空家等対策計画の改定（R3 年度）
- ・旭川市耐震改修促進計画の改定（R3 年度）
- ・旭川市住生活基本計画の策定（R4 年度）
- ・旭川市営住宅長寿命化計画の改定（R3 年度）

③ 現状と課題

- ・防災に関しては、一連の災害対策に当たり実施すべき事務を定めた旭川市地域防災計画の改定を令和 7 年度に行い、同計画に基づき災害時の対応を図っている。平成 28 年、30 年の豪雨災害や平成 30 年の北海道胆振東部地震の教訓を生かし、逐次、災害対応の体制や機能の充実を図っていくことが重要である。
- ・自然環境の保全・再生・活用に関しては、平成 27 年度に、緑に関する総合的な計画であり、公園緑地の整備などの方針を定める第 2 次緑の基本計画を策定したほか、本市の森林の整備等に関する基本的な方針を定める旭川市森林整備計画を令和 6 年度に策定しており、これらの計画に基づき、公園等の保全や、森林資源の有効活用に関する取組を中長期的な視点で進めていくことが必要である。
- ・除排雪については、除雪センターの機能の集約と充実など効率的な除排雪の実施による安定した除排雪体制の確保を図るとともに、災害級の大雪にも対応可能な雪堆積場の搬入量の確保や、令和 4 年 1 月に国、北海道と締結した「旭川市における道路除排雪に関する協定書」に基づく冬期渋滞箇所などの道路除排雪の相互協力などに取り組んでおり、引き続き、冬期間の安全・安心な生活環境の確保に向け雪対策の充実を図ることが重要である。
- ・安全の確保では、人口減少が進行する中で、今後も増加が見込まれる空き家等に関する問題が一層深刻化することが懸念されることから、空き家等対策を総合的かつ計画的に進めるため、旭川市空家等対策計画を令和 3 年度に改定している。また、令和 3 年 3 月に国が新たな耐震化目標を示したことに合わせ、地震の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震化を積極的に促進していくため、旭川市耐震改修促進計画を改定し、建築物の適正な管理、維持保全を図ることとしている。

基本方策 4 「造る」から「再構築・活用」への転換

① 内容 ※現計画の記載

少子高齢化・人口減少や社会資本の老朽化が進む中、また、自然環境や社会情勢等を踏まえ、将来世代への健全な資産として引き継ぐため、50 年、100 年先の都市の在り方を見据え、「造る」から「再構築・活用」への転換を図ります。

② 関連する主な個別計画の策定状況等

- ・旭川市公共施設等総合管理計画の改訂（R3 年度）

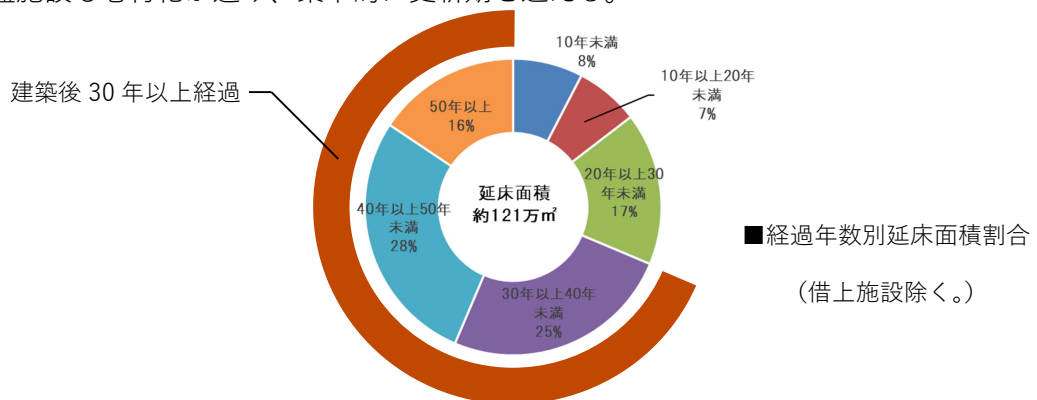
- ・旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム本編の策定（H29年度）
- ・旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画等の策定（H30年度）
- ・旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂（R6年度）
- ・旭川市学校施設長寿命化計画の策定（R2年度）
- ・旭川市都市計画マスタープランの改定（H28年度）（再掲）
- ・旭川市住生活基本計画の策定（R4年度）（再掲）
- ・旭川市営住宅長寿命化計画の改定（R3年度）（再掲）

③ 現状と課題

- ・公共施設等の多くは老朽化による改修や更新時期を迎えている。

公共施設等の老朽化の進行

人口の増加とともに学校や市営住宅など様々な公共建築物（ハコモノ）が整備されてきた。令和7年4月1日時点の公共建築物の総延床面積は約121万㎡で、その約69%（約83万㎡）は建築後30年を経過している。道路や上下水道施設などの社会基盤施設も老朽化が進み、集中的に更新期を迎える。



市有公共建築物の経過年数別建築床面積割合（令和7年度版 旭川市公共施設白書より）

- ・公共施設等を市民が安心して利用するためには、良好な状態で維持し、有効活用していくことが重要であるが、人口減少・少子高齢化の進行により市税収入の減少や社会保障費の増加等が予想される中、改修や更新に必要な財源の確保は厳しく、現在の公共施設等の総量をそのまま維持することは困難と考えられる。
- ・平成27年度には旭川市公共施設等総合管理計画を策定して、「施設保有量の最適化」、「施設の適正な維持管理」、「コストの抑制と財源確保」、「推進体制とマネジメントサイクルの構築」といった本市の公共施設等の基本的な方向性を示し、平成29年度及び平成30年度には第1期アクションプログラムを策定し、同計画の具体的な取組内容を整理した。また、公共施設等総合管理計画については、国の改訂指針等を踏まえ、令和3年度に改訂した。
- ・上記のほか、学校の統廃合に関する市立小・中学校適正配置計画、市営住宅の維持管理に関する市営住宅長寿命化計画など、各種施設に関する計画を策定又は適宜改定を行っており、計画に基づき適切な施設管理や施設保有量の最適化に向けて再編や統合等を実施していく必要があるが、地域の活動に影響を及ぼすものもあることから、市民と課題認識を共有の上、協議を実施し、十分な理解を得ながら推進する必要がある。

【参考】成果指標の状況（41 指標（再掲 1 含む））

基本目標		成果指標の状況				
基本政策		達成				計
基本目標 1	すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します	1	2	1	5	9
	①子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり				3	3
	②生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	1	1		1	3
	③互いに支え合う福祉の推進		1	1	1	3
基本目標 2	たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します	0	1	0	5	6
	④次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進				2	2
	⑤スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり		1		3	4
基本目標 3	活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します	0	5	0	3	8
	⑥魅力と活力のある産業の展開		3		1	4
	⑦温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出		2		2	4
基本目標 4	自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します	1	6	0	2	9
	⑧四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築		3			3
	⑨環境負荷の低減と自然との共生の確保		2		1	3
	⑩安心につながる安全な社会の形成	1	1		1	3
基本目標 5	互いに支え合い、共に築くまちを目指します	0	5	1	3	9
	⑪市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う職場づくり		1	1	2	4
	⑫広域連携によるまちづくり		2			2
	⑬機能的で信頼される市役所づくり		2		1	3
計		2 4.9%	19 46.3%	2 4.9%	18 43.9%	41 100.0%

【達成状況】

○達成状況は、成果指標として掲げた指標について、直近の実績値の状況を次のとおり示している。

「達成」：達成 … 目標値（令和9年度）以上に達したものの

「」：向上 … 計画策定時の基準値から向上したが、目標値（令和9年度）に達していないものの

「」：維持 … 計画策定時の基準値から変わらないものの

「」：低下 … 計画策定時の基準値から低下したものの

〈成果指標一覧〉

基本目標	基本政策	成果指標		基準値	目標値 (R9 年度)	現状値	達成状況
①すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します	①子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり	1	合計特殊出生率	旭川市 1.28 全国 1.42 (平成 26 年)	全国値	旭川市 1.05 全国 1.15 (令和 6 年)	
		2	年少人口割合	旭川市 11.5% 全国 12.9% (平成 27 年)	全国値	旭川市 9.5% 全国 10.9% (令和 7 年)	
		3	子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合	55.5% (平成 27 年度)	70%	52.3% (令和 7 年度)	
	②生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進	4	健康寿命	健康寿命 男性 78.59 歳 女性 82.90 歳 平均寿命 男性 80.03 歳 女性 86.03 歳 (平成 25 年)	平均寿命の 増加分を 上回る 健康寿命の 増加	健康寿命 男性 78.93 歳 女性 83.93 歳 平均寿命 男性 80.00 歳 女性 86.39 歳 (令和 5 年)	男性：達成 女性：達成
		5	生活習慣病の年齢調整死亡率(人口 10 万対)	悪性新生物 (75 歳未満) 男：107.1 女：57.0 虚血性心疾患 男：44.6 女：16.2 脳血管疾患 男：39.8 女：18.2 (平成 26 年)	悪性新生物 (75 歳未満) 男：93.9 女：50.0 虚血性心疾患 男：42.0 女：15.5 脳血管疾患 男：37.2 女：17.6	悪性新生物 (75 歳未満) 男：92.8 女：66.2 虚血性心疾患 男：55.8 女：20.0 脳血管疾患 男：34.7 女：16.5 (令和 5 年)	悪性新生物 (75 歳未満) 男：達成 女：  虚血性心疾患 男：  女：  脳血管疾患 男：達成 女：達成
		6	特定健診受診率	21.8% (平成 26 年度)	50%	30.7% (令和 6 年度)	
	③互いに支え合う福祉の推進	7	互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合	43.5% (平成 27 年度)	60%	37.3% (令和 7 年度)	
		8	障害者の雇用率	2.07% (平成 26 年)	法定雇用率以上	2.43% (令和 7 年) 法定雇用率 2.5% (令和 7 年)	
		9	前期高齢者のうち、要介護 1 以上の認定を受けている高齢者の割合	3.41% (平成 26 年度)	3.34%以下	3.41% (令和 6 年度)	

②たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します	④次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進	10	子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (再掲)	55.5% (平成 27 年度)	70%	52.3% (令和 7 年度)	
		11	子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合	31.6% (平成 27 年度)	42%	27.0% (令和 7 年度)	
	⑤スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり	12	学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数	838 人 (平成 27 年度)	1,000 人	558 人 (令和 7 年度)	
		13	趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合	26.7% (平成 27 年度)	37%	24.2% (令和 7 年度)	
		14	文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合	32.0% (平成 27 年度)	42%	28.7% (令和 7 年度)	
		15	スポーツ実施率	27.6% (平成 27 年度)	50%	30.1% (令和 7 年度)	
③活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します	⑥魅力と活力のある産業の展開	16	一人当たりの市民所得	旭川市 2,362 千円 全道 2,456 千円 (平成 23 年)	一人当たりの 道民所得	旭川市 2,797 千円 全道 2,891 千円 (令和 4 年)	
		17	製造品出荷額等	1,837 億円 (平成 25 年)	2,264 億円	2,220 億円 (令和 4 年)	
		18	有効求人倍率	旭川市 0.85 全道 0.86 (平成 26 年度)	全道値	旭川市 0.94 全道 0.95 (令和 6 年度)	
		19	農業生産額	146 億円 (平成 26 年度)	149 億円	142 億円 (令和 6 年度)	
	⑦温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出	20	旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思う市民の割合	21.7% (平成 27 年度)	32%	24.2% (令和 7 年度)	
		21	中心部の歩行者数	130,407 人 (平成 27 年度)	145,000 人	114,815 人 (令和 7 年度)	
		22	高速交通利用者数	687.9 万人 (平成 25 年度)	675 万人	633.7 万人 (令和 6 年度)	
		23	観光客宿泊延数	74.4 万泊 (平成 26 年度)	122 万泊	117.5 万泊 (令和 7 年度)	

④自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します	⑧四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築	24	快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合	38.6% (平成27年度)	49%	41.4% (令和7年度)	
		25	心地良い景観だと感じている市民の割合	37.4% (平成27年度)	50%	42.4% (令和7年度)	
		26	環境基準達成度	11/14 項目 (平成26年度)	14/14 項目	13/14 項目 (令和7年度)	
	⑨環境負荷の低減と自然との共生の確保	27	ごみ総排出量	118,548t (平成26年度)	100,000t	102,128t (令和7年度)	
		28	温室効果ガス排出量	2,695 千 t-CO2 (平成23年度)	2,193 千 t-CO2	2,702 千 t-CO2 (令和4年度)	
		29	緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合	59.0% (平成27年度)	69%	61.9% (令和7年度)	
	⑩安心につながる安全な社会の形成	30	災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合	61.5% (平成27年度)	51%	66.3% (令和7年度)	
		31	災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	13.9% (平成27年度)	20%	16.8% (令和7年度)	
		32	市民の人的災害り災率	1.36% (平成26年)	1%未満	0.84% (令和6年)	達成
⑤互いに支え合い、共に築くまちを目指します	⑪市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり	33	本市に愛着や親しみを感じている市民の割合	77.8% (平成27年度)	80%	77.8% (令和7年度)	
		34	まちづくりに関心がある市民の割合	73.0% (平成27年度)	80%	66.9% (令和7年度)	
		35	地域で主体的に活動している市民の割合	13.5% (平成27年度)	25%	10.6% (令和7年度)	
		36	ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合	17.3% (平成27年度)	28%	20.6% (令和7年度)	
	⑫広域連携によるまちづくり	37	旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組数	152 (平成27年度)	325	322 (令和7年度)	
		38	北北海道の自治体との連携による取組数	26 (平成27年度)	46	43 (令和7年度)	
	⑬機能的で信頼される市役所づくり	39	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合	39.2% (平成27年度)	50%	46.5% (令和7年度)	
		40	実質公債費比率	7.0% (平成26年度)	7.8%	9.1% (令和6年度)	
		41	将来負担比率	90.3% (平成26年度)	80.0%	84.2% (令和6年度)	

